

敬言察力の導へ(UNHCR)

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

報 告 ・ 供 覧

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官^ス 外務審議官^ス 外務審議官^ス 官 房 長^ス	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官^ス	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 10 月 21 日 完結 平成 6 年 10 月 日 起案者 電話番号 松本 2346
回 覧 先 ・ 政策課長^ス ・ アフリカ第一課長^ス ・ 国社部長^ス ・ 無償資金協力課長^ス ・ 難民支援室長^ス		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 ルワンダ難民支援 (UNHCR からの要請)		
(別紙の要点等) 17日、佐々江 UNHCR 顧問の内話によれば、 UNHCR 本部においては、ゴマの難民キャンプ内での治安の悪化を 懸念しており、ザイル側と協力して、オランダ、スイス、カナダ等数か国 に打診し、難民キャンプ内の治安維持のため500人から600人規模 の部隊派遣の要請を行うことと検討している由であり、我が国に 対しても資金面における協力を求めることがあり得ること。		
GA-7 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号

報告・供覧

国際平和協力室

94・10・21

17日ジュネーブにおいて、佐々江UNHCR顧問より松本・総平事務官に語れるところ次の通り。

1. 現在、UNHCR本部においては、ゴマ地域の難民キャンプ内（とりわけゴマ市より87キロ北方のカタレ・キャンプ等）での治安の悪化を懸念しており、UNAMIRのマンデートをザイール東部に拡大することが困難な状況にあるため、新たにザイール側と協力し、オランダ、スイス、カナダ等数か国に打診し、難民キャンプ内の治安維持のため500人から600人規模の部隊を派遣してもらうことを内々に検討している。ザイール側の考えは二転三転しているものの、基本的に右考えに賛成している。

2. ついては、日本側に対しては、現地に自衛隊部隊が派遣されていることもあり、空輸等を始めとした諸分野における協力を依頼することが今後あり得、また、その一環として、自衛隊部隊のゴマ駐在をさらに延長してもらうことをUNHCRとして要請することもあると思われる。更に、各国より派遣される部隊のファイナンス面に関して、日本側に負担を願うこともあり得るので、その際にはぜひとも協力願いたい。

3. 今後、緒方UNHCRよりブトロス・ガーリー国連事務総長に対し上記の考えをサービス・パッケージとして打ち出すことの是非に関し直接了解を求めることになるが、自衛隊部隊が現地に派遣されているために日本国内において治安の悪化等の懸念を惹起する等のセンシティブティがあるとも想像されるので、ごく内々に日本側に協力の可能性につき打診するため、今回事前に通報することにしたものである。

(了)

極秘

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣秘官官審審長長

政北経環査審
代ア大大察
表大使使大参
外研
長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官
審報際内外ブ

文長
審一二

領移長
参政保対旅外

審総安平

企国

審軍不原料

国長
審行専人難地

ア
審地中東

参北東西
二

北米長
審一二保

中南長
審一二

参西口東

西南洋
二独

近ア長
参一二アア
二二

審総漁国

審経エ国
二ネ二

経途
二

参海 審準

経協長
審政調国開無
審緊評技有理

参参条協規

情長
参国析析調セ
一二

総 番 号 R 2 1 7 2 1 6

月 2 6 日

平成 6 年 1 0 月 2 6 日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第 5 5 7 2 号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

25日、UNHCRのササエ特別顧問は、オガタ高等弁務官（HC）の指示によるとして本使を来訪越し、別FAX信の資料（オガタHCよりガリ事務総長あてに送付したものの由。接到後「極秘」に指定替願いたい。）に基づいて概要以下の説明を行なつた上で、わが国の支援（就中、後方支援及び財政援助）を要請越したところ、諸困難（受けざら、財源の問題等）は予想されるも、現在わが国が自衛隊を派遣し人道援助を行なっているザイールの難民キャンプのLAW AND ORDERの維持にかかわる問題であることから、前向きにご検討の上結果回電願いたい。

1. 21日付のプレスリリースでも明らかにした通り、UNHCRはザイールのゴマしゅうへん等のキャンプでUNHCRのコントロールがきかなくなりちつ序維持が難しくなっている現状をゆう慮している（ただし、UNHCRも今すぐ撤退する、という程治安が悪化している、という状況ではないので過じよう反応されないようくれぐれもお願いする）。タンザニアではすでにUNHCRも協力して、タンザニアの警察力の強化を図っているが、ザイールのゴマ北方のカタレ・キャンプについては、旧ミリシアの行動が無法状態をよび、ザイール兵も給与も支払われていないことから不安要因となつており、より懸念される状況にあり、ザイール政府からもUNHCRに対し、10月初めの執行委に同国副首相が出席したおり、ちつ序維持について協力要請がなされている。

2. そこで、難民の安全確保につきマンデートを有するUNHCRは、国連本部のPKO局や人道問題局のハンセンUSG、キガリのカーン特別代表等とも協議の上（ガリSGには21日にオガタHCより連絡をとつたが、直接話せなかつたことから、ハンセンUSGに伝言を依頼し、さらに別FAX信のペーパーを送付

した経緯あり）、仏語圏のスタッフを核とする500-600名程度の国際的な警察力の導入（可能性としてはブカヴも検討するが中心はゴマ北方のキャンプ）を図るべく、主要国に対し正式なデマルシュを内々開始することとした。いわば、SECURITYのサービス・パッケージともいうべきもので、要員派遣、後方支援（具体的には要員や機材の輸送等が主となろう）、財政援助の3本ばしらからなる。

3. 本日の段階では、米、仏、オランダ、加、日本に働きかけを開始し（英国やスイスにも行なう可能性あり）、近々チュニジア、モロッコ、セネガル等にも要請する予定でいる。各国の反応は、ちく次ご連絡するが、日本の場合、要員派遣は、仏語ができることが要件であるため、これを期待していないが、後方支援（例えばナイロビからの要員・機材の空輸、あるいはゴマしゅうへんの輸送）及び財政援助につきご協力願いたく、実現までには若干時間を要しようが、オガタHCが米国に向けジュ府を発つ11月1日（シカゴ訪問の後ニューヨーク入りの予定）ごろまでに感触なりともお知らせ願えれば幸いである。

4. カーン特別代表のレポートは現在取りとりまとめ中で、ザイルにおける旧政府軍兵士を難民から引き離すことについての勧告が出される可能性が高い（場合によってはUNAMIRのマンドートの拡大か）が、正直いつて、これは時間がかかるし、ミリシア等もいて容易でなく、これとは別にちつ序の維持の問題は緊急に手当てする必要がある、この点はカーン特別代表も認めている。

5. （国際的な警察はキャンプの中に入っていくのかと問うたのに対し）おそらく、キャンプの内外でザイル兵士とならんで治安維持に当たるとのことだと思う。（武装している必要はないのかとの質問に対し）ある程度は武装した治安部隊である必要はあるかもしれないが、ちつ序維持が目的であつて、軍とは異なる機能が想定される。詳細については、ある程度の目途が立つた時点でUNHCRのミッションを派遣し、さらにつめる必要があると考えている。なお、国際的な警察力ということについては、かつてコンゴやハイティで前例があるらしい。

6. （難民保護という目的はUNHCRのマンドートにはいるとしても、そのための手段として警察力の導入をUNHCRのイニシアテイヴで行なうことについては、国連本部でまた異論が出る恐れがあるのではないかと問いに対し）仮にそうなれば、安保理が早急に手を打つてくれればよいと思う。しかしUNHCRとしてはかなり切ばつまつてかかる提案を行なっていることを理解願いたい。なお、本件は警察力を実際に提供してくれる国が強力に推進してくれないと効かないことは承知しており、できれば当地において関係各

大使への働きかけ等よろしく願いたい。

別FAX信と共に国連代、米、仏、オランダ、加、英、ケニアに転電した。(了)

)

)

)

)

GV7804

FAX信

秘

総 番 号 R217217

月 26日

平成 6年 10月 26日

主 管

総 平

寿 府 代 発
本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

往電第5572号別FAX信

（以下FAX送信 GV7804-02）

GV: 7804- 1

Security in Rwandese Refugee Camps

1. The security conditions in Zaire, Tanzania and Burundi have steadily deteriorated both inside and around refugee camps. In all these countries refugees have been killed, assaulted, harassed and intimidated. The local population and, to a lesser extent, relief workers, have also been affected by the general climate of insecurity. Some NGOs have left, others are considering leaving.

2. The direct results of the violence prevailing in refugee camps/areas have been:

- a) a reduced flow of spontaneous voluntary repatriation movement to Rwanda, candidates for return being intimidated or otherwise victimized;
- b) a diversion of sizeable amount of relief items to the benefit of "leaders" or other undeserving persons and to the detriment of needy genuine refugees, especially vulnerable groups such as women, children and the elderly;
- c) a disruption of the delivery of assistance because of threats levelled against relief workers.
- d) a resistance to orderly registration of refugees in order to streamline the distribution system;
- e) a persistent attempt by the leaders to control and take over the day-to-day running of the camps.

In principle, asylum states are responsible for maintaining law and order in refugee camps. However, these states are not adequately prepared and equipped to enforce law and order on their own. They need to be assisted with personnel, logistics and equipment.

At the initiative of UNHCR, Tanzania is strengthening its police contingents in and around the camps. More needs to be done. Security in the camps in Zaire remains, however, UNHCR's main preoccupation. The initiatives taken by the UN Secretariat and SRSK Khan are welcome. His recommendations are awaited. Meanwhile, Zaire has requested international assistance for the maintenance of law and order in the camps. A similar request was conveyed to UNHCR by Deputy Prime Minister Kamanda on 6 October 1994 during the UNHCR Executive Committee Meeting. A prompt initiative is, therefore, needed.

Within its mandate, UNHCR has a fundamental responsibility to bring security to refugees. In the particular circumstances prevailing in Zaire, the best measure to achieve this goal would be the introduction of a multinational police force which would come in support of the Zairean security forces. This multinational police force could be constituted along the following lines:

- a multinational contingent (size to be determined) composed of police/gendarmes from French-speaking African countries (and perhaps Canada);
- logistical support in transport and equipment from non-African countries;
- financial support from other countries.

GV: 7804- 2

UNHCR is prepared to undertake the necessary demarches to initiate the operation. The approach used will be that of a "security service package" along the lines which have been successfully adopted for other aspects of refugee support and assistance. Informal preliminary contacts indicate that such an approach would meet with favourable reactions in a number of countries.

The above plan has been shared with USG Peter Hansen and SRSG Shaharyar Khan who have reacted positively to it, as it would complement other initiatives already underway. In view of the urgency of the situation, it is essential that this initiative be formalized as soon as possible.

Geneva, 24 October 1994

(3)

回覧番号

貴電第5572号に関し、

冒頭貴電のUNHCRの要請に対する当方の考え方は次の通りであるので、しかるべくUNHCR側に対し説明の上、結果回電ありたい。

1. ゴマの難民キャンプ（とりわけカタレ・キャンプ等）においてUNHCRが活動を行うに際し、治安が大きな問題となっている点は当方としても自衛隊部隊等からも報告を受けており承知しているところであり、UNHCR側と同様の懸念を有している。また、そのために、治安維持のため然るべき警察力の導入を必要としているとのUNHCR側の考えの背景についてはよく理解している。

2. 他方、UNHCRの活動に対する妨害に関しては、キャンプ内の複雑な勢力争い・縄張り争いがからんでおり、不偏・中立的な立場を維持すべきUNHCRが難民キャンプの治安維持のために警察力を導入するという方法をとれば、やり方次第ではキャンプ内の内部対立問題にまきこまれることもないとは限らず（カーン報告においても難民人口の10%にあたる警察官の導入が必要とされているが、80万人の難民に対し、8万人もの警察官を送ることは不可能）、仮にそのような事態になれば、UNHCRのイメージや人道的な国際救援活動の円滑な遂行にとって大きくマイナスとなることが懸念される。

3. さらに、これまで、旧ユーゴあるいはソマリアにおいても紛争によりUNHCRが難民支援活動を安全に行えなくなるような場合には常に国連安保理の決議に基づき国連PKOが組織され、UNHCRの安全な難民支援活動を担保するという方法がとられてきた。これは国連が紛争という政治性の高い複雑な問題にまきこまれたり、（PKO等による）実力行使の可能性がある場合には、安保理決議という国際社会の決定をまっとうすることが重要であるとの認識によるものである。しかるに、今回のUNHCRのアイデアのようなザイルとのバイの枠組みで外国の警察力を導入することは、特に治安維持活動の実効性が担保出来るのか否か疑問があり、

また、各国の警察官に犠牲が生じるような場合には、その責任のあり方が問題となろう。

4. 我が国としては、何ら安保理決議のないバイの枠組みに基づく警察権の行使に資金協力をはじめ、要員派遣、後方支援等の具体的協力を行うことには懐疑的にならざるをえず、実際、我が国の資金協力スキームにおいて、かかる協力は困難なものと言わざるをえない。

5. 従って、我が国の協力の可能性を検討するためにはU N H C Rの考えに国際的な正当性を与えるため、国連安保理決議等の国際的な合意を得ることが重要となると考える。現在、国連内部における議論においては、旧ルワンダ政府軍兵士引き離しに関するU N A M I Rのマンデートのザイール東部への拡大、あるいは、新たなP K Oの展開等は困難であると安保理が考えていることは承知しているが、警察の導入は新たな考えであり、右について安保理決議の可能性をむしろ追求してみても如何かと考える。

国連代、米、仏、蘭、加、英、ケニア、ザイールに転電した。

(了)

極秘

大 政 事 外 機 官	
大 務 務 典 房	
次 次	
臣 秘 官 官 審 審 長 長	
政 北 経 環 査 密	外 研 長
代 ア 大 大 察	
表 大 使 使 大 参	
総 議 対 会 要 厚 情 研	
察 人 信 在 警 史 オ 図	
外 報 官	審 報 際 内 外 プ
文 長	審 一 二
領 移 長	参 政 保 対 旅 外
総 長	審 総 安 平
長	企 国
審	審 軍 不 原 科
国 長	審 行 専 人 難 地
ア 長	審 地 中 東
北 米 長	参 北 東 西
中 南 長	審 一 二 保
長	審 一 二
参 西 口 東	
西 新 洋	
二 独	
参 一 二 ア	
審 総 漁 国	
審 経 エ 国	
ネ 二	
経 途	
参 海	審 準
審 政 調 国 開 無	
審 緊 評 技 有 理	
参 参 条 協 規	
参 国 析 調 セ	
一 二	

総 番 号 R219002

月 27日

平成 6年 10月 28日

主 管

寿 府 代

本 省

発 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第5613号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

1. 26日、UNHCRのササエ特別顧問は、本使を来訪越し、以下の通り述べた。

（1）国際的な警察力の導入については、ニューヨークで、DHAのハンセンUSGのもとにワーキンググループができ、部内の会議が招集されるというので、UNHCRのニューヨーク事務所長あてに資料（別FAX信、接到後「極秘」に指定替願いたい）を送った。この通り進かどうか分からないが、ご参考までにお渡しする。

（2）（経費のおよその見積もりなりとも出ているのかとの問に対し）まだ、いくらぐらいかかるか全く見通しはたっていない状況である。

2. 25、26日の両日、本使より当地駐在各国大使に本件につき照会した結果次の通り。ご参考まで。

（1）ボンヌコルス仏大使：アイデアには賛成である。他方、仏は先般、軍を引き上げたばかりであり、警察の要員を派遣することは難しいと思う。アフリカの仏語圏の国に、派遣については頼むということであろう。ある程度の武装は必要なのではないか。

（2）スピーゲル米国大使：自分は必要性を認めているが、昨日送ったものの、ワシントンから、反応は来っていない。明日（27日）に関係者がニューヨークに集まり、そこで討議することになっているので、その結果は明後日にも貴使にご連絡したい。

3. 26日、イトウより、バルテ・オランダ代表部公使に照会したところ、先方は、昨日、本国に連絡したところであるが、要員を出すことはまず無理だと思う、資金、装備を提供する可能性はある、他方、ルワンダ内の人権モニタリングへの拠出にもく劳しており、今の時点ではつきりしたことは分からない。

本電のみ国連代、米、仏、オランダに転電した。(了)

GV7858

FAX信

秘

総番号 R219003

月 27日

平成 6年 10月 28日

寿府代 発
本省 着

主管

総平

外務大臣殿

遠藤大使

ルワンダ難民支援 (国際的な警察力の導入)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

往電第5613号別FAX信

(以下FAX送信 GV7858-01)

Security Package Assistance in Zaire

GV: 7858

1

1. The security conditions in the refugee camps in Zaire, have steadily deteriorated both inside and around camps. Refugees, the local population, relief workers and the relief programme as a whole are being affected by the general climate of insecurity. Zairean authorities cannot cope adequately with the situation; urgent additional assistance is needed. In response to a request from the Zairean Government, UNHCR is proposing and appealing for a security package assistance which will include the deployment of an international police force in Zaire. However, practical modalities will have to be agreed upon by all parties concerned. Deployment in Zaire will be planned for an initial period of six months.

2. The overall objective of the deployment of an international police contingent will be to assist the Zairean police forces (ZPF) with the maintenance of law and order in the camps and their vicinity. More specifically, the international contingent will:

- train ZPF in effective policing (e.g. crowd control, crime investigation, community liaison);
- maintain with ZPF an effective presence in camps to allow efficient and fair delivery of assistance to all refugees;
- patrol refugee camps and their vicinity alongside the ZPF;
- prevent crimes together with ZPF;
- advise ZPF in implementation of law enforcement measures.

The contingent will also examine the possibility of recruiting and training the auxiliaries from among the refugee communities.

3. Requirements will cover the following sectors: personnel, facilities for the contingent, logistics for contingent deployment, equipment and financial contributions. These will be detailed following professional assessment on the ground. However, broad indications are the following:

(a) Personnel: there is need to have a sufficient number of experienced policemen to operate in three different locations i.e. Goma region (6 camps with an estimated refugee population of 850,000), Bukavu region (28 camps with an estimated refugee population of 290,000), and Uvira region (25 camps with an estimated refugee population of 250,000). Personnel should include officers with the required expertise to achieve the objectives stated above. Personnel should be able to communicate in French;

(b) Facilities for the contingent: housing (including generators) and food;

(c) Logistics for contingent deployment: transportation of personnel and equipment from country of origin to Zaire; stand-by airlift capacity to service the contingent;

(d) Equipment: all equipment to be used by the international contingent and ZPF to achieve the mission's objectives should be made available. This will include items such as vehicles and communications material. Provision of one helicopter per region for rapid intervention will be required;

(e) Financial contributions will be required to cover allowances for the contingent and ZPF. Contributions will also be needed to defray costs of any requirements not met by in-kind contributions.

Geneva, 26 October 1994

132

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います
2. 電報に付する照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

限定配布

電信写

大 政 外 儀 研
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 審 外 研
代 ア 大 大 察 長
表 大 使 使 大 参

総 儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 安 企 国

審 審 軍 不 原 科

長 審 専 人 地 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保

南 長 審 一 二

長 参 西 口 東
西 新 洋
二 独

近 ア 長 審 一 二 ア
二 二

經 審 總 漁 国

長 審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

協 長 審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

条 長 参 参 条 協 規

情 長 参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R 2 2 0 8 1 9

月 2 8 日

平成 6 年 1 0 月 2 9 日

国 連
本 省

発
著

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力導入）

第 6 6 5 1 号 極 秘 至 急（ゆう先処理）

（限定配布）

ジュ府代発大臣あて第 5 5 7 2 号に関し、

28日、UNHCRによるルワンダ難民支援のための警察力導入提案につき、山本が国連PKO局カレー担当より事務局内の取りあえずの反応をちよう取したところ、次の通り。

1. 本件UNHCRの提案に対する国連本部事務レベルの取りあえずの反応は好意的であり、支持し得ると言うものである。もつともSG自身は同提案に対し未だ反応を示していないので、何とも言えない。

2. （当方より事務局においては安保理の要請を受け難民キャンプでの難民と旧政府軍兵士との引き離しの具体策を検討中であると承知しているが、右と今次UNHCR提案との関係はどうなるのかと問うたところ）引き離しの具体策については目下いろいろな選択しを検討中であり、その結果をそのうち安保理に報告することとなろうが、右がUNHCRの提案と競合するとは考えておらず、両者は相補完しあうものであると理解している。なお、検討中の選択しの内憲章第7章の下難民キャンプに国連の部隊を送るとの案は実現がなかなか難しいと見られている。

米、仏、オランダ、加、英、ケニア、ジュ府代に転電した。（了）

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

限定配布

電信写

大 政 事 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 審 外 研
代 ア 大 大 察 長
表 大 使 使 大 参 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ 図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
安 平
企 国

審
審 軍 不 原 科

長
審 行 専 人 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

南 長
審 一 二

長
参 西 口 東
西 新 洋
二 独

長
参 一 二 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 条 協 規

情 長
参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R 2 2 0 8 2 0

月 2 8 日

平成 6 年 1 0 月 2 9 日

国 連

本 省

発

着

総合外交政策局長

主 管

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第 6 6 5 2 号 極 秘 至 急（ゆう先処理）

（限定配布）

ジュ府代発大臣あて電報第 5 6 1 3 号に関し、

2 8 日ウスイより本件に関し、ピーターセン UNHCR・NY 事務所長及びクロダ DHA 人道問題担当職員

（ルワンダ担当）にその後の情報等につきちよう取したところ、概要以下の通り。

1. ピーターセン UNHCR・NY 事務所長

（1）本件についてはジュネーブの UNHCR によるイニシアティヴが取られており、オガタ高等弁務官がザイールにおけるルワンダ難民キャンプでの治安が急速に悪化している状況で、関心国との間で難民保護のため緊急に警察力の導入を図るための交渉を開始したい旨 SG にアプローチしたものである。また UNHCR はジュネーブにおいて、米、仏、加、日、ベルギー等に対しこのセキュリティーのサーヴィス・パッケージにつき意見を求めたところ、このアイデア自体についてはいずれの国よりも前向きな反応を得た旨聞いている。

（2）その後 NY において 2 7 日、本件に関するタスク・フォースが DHA の下 DPKO、DPA、UNHCR、WFP 等を含めた形で開かれ、同タスク・フォースは UNHCR のイニシアティヴを許可すべき旨 SG に対し勧告（リコメンデーション）を出すことに決定した。この勧告は現在ヨーロッパ訪問中の SG に伝えられ、SG の許可が出次第来週にはオガタ高等弁務官が上記 5 - 6 か国との間でバイの非公式協議を開始する予定である。

（3）（わが方より安保理との関係についてたずねたところ）DPKO は現在主に難民とミリシアとの引き離しに関する SG レポートを作成しており、このレポートには右引き離し実現のためのいくつかのオブショ

外 務 省

- 注意 1. 電報の取扱いには慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

ンが挙げられているが、いずれも実現にはかなりの困難を伴うものであることから、UNHCRとしては安保理の審議を待たず治安が急速に悪化している状態に対し取りあえず警察力の導入を求めたものである。

（4）（わが方より警察力の規模としてどの程度のものを想定しているかと質したところ）警察力の規模を含むロジの面については現在まだ固まっていないが、来週になれば大まかな数字は明らかになるであろう。

いずれにしろ来週におけるUNHCRと関係国とのパイの協議を通じてどの面に重点を置くかを含めた計画案が固まっていくと思う。

2. クログDHA入道問題担当職員

（1）（わが方より警察力の規模としてどの程度のものを想定しているかたずねたところ）NY本部としては警察力の規模も含めたロジの面については現地の事情を最も知り得る立場にあるUNHCRに任せようとの考えである。自分も理想的な規模については分からないが、多分集めるだけ集めようとの考えであろう。

（2）（わが方より今後この問題はどのような形で推移すると思うかと質問したところ）本件問題は複雑で昨日のタスク・フォースにおいても、まずルワンダ難民の自主帰郷を進めなければならないが、そのためにはルワンダ国内の安定が必要で、右を実現するには更に多くの人権モニターの派遣、ルワンダ政府への活動支援、そのための国際社会のより迅速な援助が必要である等多数の問題が指摘された。

今後この問題がどのように推移し、かつ収束していくかについては全く予断を許さないと思う。

（3）（わが方より現時点で要員の派遣を申し出ている国はあるのかと質したところ）これについてはUNHCRが何も言っていないので分からないが、大体的見当は付いているのではないかと。いずれにしろザイールが受け入れられる国からの要員ということが条件になると思う。

ジュ府代、米、仏、加、英、ケニアに転電した。（了）

総合外交政策局長

審議官

総務課長

国連政策課長

国際平和協力室長

首席事務官



難民支援室長

平成6年10月31日

国際平和協力室

警察力導入に関するUNHCRよりの要請について

1. 10月25日、佐々江UNHCR特別顧問よりジュネーブ代表部遠藤大使に対し、ゴマの難民キャンプの治安状況が悪化しているため（注参照）UNHCRとして各国に呼びかけ、多国籍の警察力を難民キャンプに導入することを検討している旨、また、我が国に対しては、現地自衛隊部隊による後方支援および財政面における協力を内々に要請した。

2. 右要請は、ゴマ市内より87キロ北方のカタレ・キャンプ等において、ルワンダ旧政府軍兵士によって、UNHCRの活動が妨害されているため、キャンプ内の法と秩序を維持する必要があるとの認識からUNHCR本部において現在検討されている考えであり、今後、各国の賛同を得られれば、サービス・パッケージとして各国に協力を正式に呼びかける事としている。

3. 問題点

(1) 難民支援国際機関であるUNHCRは本来、不偏・中立的な立場を維持すべきであり、UNHCRが警察業務に関与することはUNHCRが難民キャンプ内部の争いに巻き込まれる危険性がある。

(2) これまで、旧ユーゴあるいはソマリアにおいてもUNHCRが難民支援活動を安全に行えなくなるような場合には常に国連安保理の決議に基づき国連PKOが組織され、UNHCRの安全な難民支援活動を担保するという方法がとられてきた。これは国連が治安という複雑な問題に巻き込まれたり、実力行使の可能性がある場合には、安保理決議という国際社会の決定を待って行うことが重要であるとの認識によるものである。はたして、今回のUNHCRの要請が、国際社会の決定であるのか、各国が勝手に行うものであるのかという点が不明である。

UNHCRが難民キャンプ内の治安維持を有しているとする点について
同様に組織的に行うべきであるという点も不明である。

(3) 我が国としては、かかる法的に不明確な性格を持つ治安維持部隊に資金協力をはじめ、その他の具体的協力を行うことには懐疑的にならざるをえない。

(4) UNHCRの考えに国際的な正当性を与えるためには、国連安保理決議等の国際的な合意に基づくことが肝要であると考えられる。

(注)

ゴマのカタレ・キャンプ等では、UNHCRの配給をめぐるキャンプ内の各派の勢力争いが顕在化し、ルワンダ旧政府軍兵士の妨害が発生しており、UNHCRとして難民キャンプ内の法と秩序の維持に懸念を有しているものである。他方、我が国自衛隊部隊の医療・防疫・給水業務は、かかるキャンプ内の勢力争いとは無縁であるので、自衛隊部隊の業務には何ら支障は生じていない。

(了)

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西
長

北米長 審一二保

南長 審一二

長 参西ロ東
西新洋
二独

近ア長 参一二アア
一二

経 審総漁国
審経エ国
一ネ二
長 経途
二

参海 審準

経協長 審政調国開無
審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ
一二

総番号 R221826

月 31日

平成 6年 11月 1日

寿府代

本省

発

着

総合外交政策局長

主管

外務大臣殿

遠藤大使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第5696号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

31日、UNHCR本部においてオガタ高等弁務官（HC）の主催で、ザイルへの国際的な警察力の導入につき主要国（米、英、仏、独、加、オランダ、白、スイス）を招致した会合が開催されたところ、その模様以下の通り（本使、三好出席）。本件アイデアに異をとねえる国はなく、全般的に好意的なふん囲気がうかがわれた。

1. オガタHCの説明

（1）ご承知のとおり、ルワンダ難民キャンプの治安が、特にザイル（カターレ等）で悪化しており、これをコントロール下に置くために、9月初めごろより事務総長等とも協議を重ねてきた。当初は軍事的要素を取り除くことが検討され、先般ガリ総長よりカーン特別代表に指示が出てミッションが派遣され、そのためにすべてのオプションを調査した結果、軍を難民から引き離すとの勧告が出されたが、右についてはだれが、どのようにやるか、またどれくらいコストがかかるか等はつきりしておらず、時間がかかりそうな状況にある。

（2）他方で、難民保護につき責任を有するUNHCRとしては、手をこまねいて待つているわけにもいかず（軍を難民から引き離すオプションはそれはそれで残るとの理解）、10月初めの執行委の機会にザイル副首相から要請があつたこともあり、PKOではなく、法とちつ序の維持のための国際的な警察力の導入につきカーン特別代表やハンセン事務次長（DHA）とも相談してきた。先々週、事務総長に本件を提案したところ、事務総長の指示でニューヨークにハンセン次長をヘッドとするタスクフォースが設置され、27日の会合の席で、公式に協議に入ることにつき同意が得られ、本日お集まりいただいた次第である。

(3) 「治安サーヴィス・パッケージ」とでもよぶべき国際的な警察力の導入、それに伴うロジや装備の面でのサポート、資金援助等からなるパッケージ概要はお配りした資料（別FAX信）の通り。詳細はアセスメント・ミッションを早ければ今週末にも現地に派遣しつめたいと考えている。国際的な警察力の導入をもつてしても根本的な問題の解決にはならないが、少なくとも問題をふうじ込めることは可能になると思われる。ご意見・助言をいただければ幸甚である。

2. 各国からの質問等（カッコ内はオガタHC発言）

(1) 米：本件の法的わく組みはどうなるのか（基本的には先般のサーヴィス・パッケージ同様、ザイールとのパイのわく組みで要員を出していただき、国連はそれをFACILITATEし、調整するというところだろう）。人数はどれくらいを考えているのか（検討する必要があるが数百人（600-800人）というところか）。仏語圏の要員という提案であるが、米国はハイティにニューヨークの警察を派遣しているが、通訳をかいしても要は足せないことはないようだ。警察官といつてもコントロールが主となるのか（トレーニングや監とくということになる）。アセスメント・ミッションにはぜひ専門家を含めるべし。

(2) 英：アイデアをかん迎する。武装した警察である必要はあるのか（ある程度の武装は必要だろう。またグループをコントロールできないと意味がないと思う）。

(3) 加、白：問題はザイールのだれをカウンターパートとするかということではないか（注：特に白はモブツ大統領を支援することは望ましくない、他方、UNAMIRのアンマンデート拡大はむずかしくUNHCRの進めている立場は支持できる旨発言）。

(4) 独、加：OAUは要員をかかえていないにしても、右を利用してアフリカ諸国からのMOBILIZATIONをはかるべし。

(5) スイス：1つの国から何人くらい出すことを期待しているのか（ゴマ、ブカヴ、ウビラの3か所を考えており、ロジ、しゆくしや、車両の手当て等も必要なので何人かまとめて出していただけるとありがたい）。指き命令系統はどうなるか（現地の司令官的存在はザイール当局と国連双方に報告することになるのだろう、詳細はつめる必要がある）。

(6) 仏：事務総長はどの程度関与しているのか（本件イニシアテイヴのことは知っている、またハンセンUSGにタスクフォースを設置するよう指示したのも事務総長である）。

極秘

(7) わが方：27日のタスクフォース会合の結果、ボールはUNHCRにあるということか、またカーン特別代表の報告との関係はどうか（タスクフォースでUNHCRのイニシアティヴを進めるべく事務総長に勧告するとの結論を得たため、当地で協議することとしたわけであるが、UNHCRの提案は、カーン報告にいう兵力引き離し案が実現するまでの（実現は困難であろうが）当面の措置（ストップ・ギャップ）とも言えるもので、双方は補完的なものでもある）。

別FAX信（貴地接到後「極秘」に指定替願いたい。）と共に国連代、米、仏、加、英、独、オランダ、白、スイス、ケニアに転電した。（了）

GV7977

FAX信

秘

総 番 号 R221813

月 31日

平成 6年 11月 1日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

往電第5696号別FAX信

（以下FAX送信 GV7977-02）

DRAFT

GV: 7977- 1

Security Assistance Package in Zaire

1. The security conditions in areas hosting refugees in Zaire have steadily deteriorated both inside and around camps. Refugees, the local population, relief workers and the humanitarian programme as a whole are being affected by the general climate of insecurity. Recognizing that it cannot cope adequately with this issue, given the magnitude of the problems, the Zairean Government has sought the urgent support of the international community in order to effectively address this alarming situation. In this context, and in conjunction with on-going UN initiatives to respond to the Zairean Government's request, UNHCR is considering approaching States for their possible contribution by way of "security packages". Such assistance will include the deployment, in Zaire, of foreign police detachments constituting an International Police Contingent (IPC). Deployment in Zaire will be planned for an initial period of six months. This course of action is being pursued in full consultation and with the support of other relevant UN departments.

2. The overall objective of the deployment of the IPC will be to assist the Zairean Security Forces (ZSF) in the protection of the humanitarian operation in the camps and their vicinity. This approach has a limited objective and does not encompass the separation or relocation of military, militia and others. The IPC should be assigned to three different zones:

- | | | |
|---|--------------------------|--|
| - | North Kivu: Goma zone: | 6 camps with an estimated 850,000 refugees |
| - | South Kivu: Bukavu zone: | 28 camps with an estimated 290,000 refugees |
| - | Uvira zone: | 25 camps with an estimated 250,000 refugees. |

3. The International Police Contingent, in close cooperation with ZSF, will more specifically concentrate its efforts on the following sectoral objectives:

- monitoring and reinforcement of overall security situation in camps.
- security of delivery of humanitarian assistance;
- security of voluntary repatriation operations;
- security of humanitarian personnel;

This will be achieved through:

- training of ZSF in effective policing (e.g. crowd control, investigation, community liaison);
- maintaining with ZSF an effective presence in the camps, including joint patrols and presence at distribution points;
- establishing together with ZSF effective security at working place and residence of humanitarian staff;
- escorting assistance convoys;
- advising ZSF in implementation of law enforcement measures.

GV : 7977- 2

- 2 -

4. The deployment of personnel should take place through bilateral agreements between Zaire and the contributing countries under UNHCR auspices. While UNHCR will participate in the definition of the missions of the IPC, its actual size, composition, command structure and modus operandi will be established through consultations between the Zairean authorities and the participating governments.

5. Requirements will cover the following sectors: personnel, facilities for the IPC, logistics for IPC deployment, equipment and financial contributions. These will be detailed following professional assessment on the ground. However, broad indications are the following:

(a) Personnel: there is need to have a sufficient number of experienced policemen/gendarmes to operate in the three different zones. Personnel should include officers with the required expertise to achieve the objectives stated above. Personnel should be able to communicate in French;

(b) Facilities for the IPC: housing (including generators);

(c) Logistics for IPC deployment: transportation of personnel and equipment from country of origin to Zaire; stand-by airlift capacity to service the IPC;

(d) Equipment: all equipment to be used by the IPC and ZSF to achieve the mission's objectives should be made available. This will include items such as vehicles and communications material. Provision of one helicopter per region for rapid intervention will be required;

(e) Financial contributions will be required to cover allowances for the IPC and ZSF. Contributions will also be needed to defray costs of any requirements not met by in-kind contributions as well as general overheads.

Geneva, 31 October 1994

(3)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報に於いては関係会合係関係班（内線2171、2174）に連絡願います。

限定配布

電信写

大 政 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 審 外 研
代 ア 大 大 察 長
表 大 使 使 大 参

総 議 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 企 国

審 軍 不 原 料

長 審 行 専 人 地

ア 審 地 中 東
長 参 北 東 西

北 米 審 一 二 保

中 南 長 審 一 二

欧 参 西 口 東
長 西 新 洋
二 独

近 ア 長 参 一 二 ア 二

経 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国
一 二
経 途
二

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

参 参 条 協 国

参 国 折 析 調 セ
一 二

総 番 号 R 2 2 3 6 8 3

主 管

月 2 日
平成 6 年 1 1 月 3 日

寿 府 代 発
本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第 5 7 4 0 号 極 秘 至 急（ゆう先処理）

（限定配布）

1 日、UNHCR のササエ特別顧問より以下の通り連絡越したところ、ご参考まで。

1. オガタ HC の提案を含むザイールのルワンダ難民キャンプの治安の問題は、ニューヨークでは 1 0 月 2 7 日にハンセン USG（DHA）が会合を召集した後、PKO 局のコフィ・アナン USG が後を引取り、同 3 1 日、PKO 局、政務局、人道問題局、UNHCR のスタッフを集めて会合が開かれたようだ。ガリ SG は、2 7 日の会合の結果を報告したハンセン USG に対し、安保理議長あての書簡を準備するよう指示したが、ハンセンは下たをアナン USG にあずけたということらしい。

2. ガリ SG の真意は定かではないが、安保理への報告書を準備中にもかかわらず、安保理議長あての書簡を用意するよう指示し、また、安保理のエンドースなしに行動するなどの指示もあつた模様である。他方で、アナン USG からは UNHCR の提案に対しだれも反対していないので、準備は進めるよう言われている。UNHCR の提案のほか、国連憲章 6 章のもとでの限定的な PKO の展開（UNHCR の提案との組み合わせか）、さらにはキャンプの細分化（DHA の提案で「サラミ」提案とよばれている）等のアイデアもあり意見を求められている。

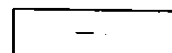
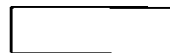
3. オガタ HC の提案は動き出した感じではあるが、まだ見通しが立たない状況にある。すでにオガタ HC はジュ府を発ち米国に向かつたので、近く来ジュするガリ事務総長と直接は話ができないが、来週末あるいは来週初めにニューヨークでガリ総長と本件を含め協議したいとしている。

国連代に転電した。（了）

GV8077

FAX信

秘



総 番 号 R224761

月 3日

平成 6年 11月 4日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

往電第5768号別FAX信

（以下FAX送信 GV8077-01）

GV: 8077- 1

**PROPOSAL ON SECURITY ARRANGEMENTS TO SUPPORT HUMANITARIAN
OPERATIONS IN REFUGEE CAMPS IN EASTERN ZAIRE**

1- UNHCR's initiative in presenting this proposal is intended to reinforce security conditions in the camps for the purpose of ensuring the protection of refugees and enabling implementation of humanitarian operations. UNHCR is acting in response to a request from the Zairean government which is primarily responsible for the security of the refugee camps, but is unable to fulfill its responsibility alone.

2- The overall objective of the initiative is to assist the Zairean security forces in protection of the humanitarian operation in the camps and their vicinity through the promotion of bilateral arrangements between the Zairean government and other governments. This joint action will specifically cover the following:

- security of delivery of humanitarian assistance;
- security of voluntary repatriation operations;
- security of humanitarian personnel;

3- The details of the proposal will be worked out by an assessment mission in the refugee camps in Zaire consisting of participants from the Zairean government, United Nations and experts from other governments who have expressed interest in participating. The terms of reference of the mission will be to determine the actual size, composition, management, command structure and modus operandi of the joint police force. In view of the gravity of the security situation in the camps, the mission should be undertaken as soon as possible. The recommendations of the mission will be reviewed with the Secretary General for appropriate follow up action.

4- UNHCR's proposal is an immediate stop-gap measure intended to complement other ongoing efforts to address the complex problem of security in the camps, including conditions relevant to repatriation.

5- In seeking to ensure the protection of refugees, UNHCR's approach to security issues in refugee camps in the region has been to strengthen local capacity through incentives and logistical support. In Tanzania, UNHCR has signed an agreement with the Tanzanian police whereby 300 police officers are to be deployed in the camps with UNHCR's logistical and material support. Even when fully deployed, these 300 police officers may not be enough. The police force is not trained to deal with such large populations in the camps. Further financial and technical assistance is likely to be required to provide Tanzania with the needed capacity to provide security in the camps. To this end, the Tanzanian government is currently discussing with the government of Netherlands for possible bilateral assistance to strengthen the capacity of the Tanzanian police. UNHCR has been requested by the Tanzanian authorities to assist in expediting the discussions by highlighting the seriousness of the problem.

UNHCR, Geneva, 2nd October 1994

(3)

阿部文長

総平長了

近ア-長了

対外応答要領

平成6年11月4日

アフリカ第一課

注意：外部からの照会に対しては、極力コメントを避け、原課に照会するよう対応の上、その旨直ちに原課に連絡願います。

問．4日付け朝日新聞朝刊等に、ゴマで救援活動に取り組む非政府組織（NGO）16団体が3日、「ゴマの難民キャンプの治安状況は容認できないほど悪化しており、このままでは撤収を余儀なくされてしまう」とし、国連と国際社会が即時に断固とした行動をとるよう強く求める声明を発表した旨報じてあるが、事実関係及び右声明に対する我が国の対応如何。

答．

- 1．御指摘の趣旨の声明が発出されたことは事実と承知している。
- 2．現地の治安については、我が国としてもこれまでザイール政府に対し、治安維持のための一層の努力を要請する等してきたところであり、このような働きかけは今後とも続けて参る所存である。また、UNHCR並びに国連安保理を始めとして、国際社会でも現地の治安問題への対応を協議しているところであり、我が国としても、今後この議論に積極的に参画していきたいと考えている。

（更問 政府としても上記NGO声明にあるように現地の「治安状況は容認できない程悪化」していると考えているのか）

現地の難民キャンプの治安については、現在のところ、散発的な事件は発生し、NGO等の活動に支障をきたしているケースはみられるものの、ゴマ空港及びゴマ市内の状況は全般としては平穏に推移しており、国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している、と承知している。

（了）

治安悪化深刻 撤収の事態も

NGO16団体警告

【ナイロビ30日＝村上伸一】「ゴマで救援活動に取り組み「国境なき医師団」(MSF)など非政府組織

(NGO)十六団体は三日、「ゴマの難民キャンプの治安状況は容認できないほど悪化しており、このままでは撤収を余儀なくされてしまう」とし、国連と国際社会が即時に断固とした行動を取るよう強く求める声明を発表した。十六団体を代表してケニア・ナイロビのMSF広報担当は、「治安回復のため国連部隊を求めたい」と述べた。

政府軍と民兵の計約三万五千人の隔離、武装解除は不可能な状況だ。また、ザイル兵自体が給与未払いで生活苦に陥っており、強盗事件などを起こす兵士もいるため、国連やNGOには頼れる治安組織がない。

難民キャンプの治安はザイル当局の管轄だが、ゴマにいるザイル軍の兵力は千人前後で、ルワンダ旧

RELIEF AGENCIES DEMAND ACTION

3 November 1994 - We, the undersigned international humanitarian organizations working or supporting operations in the refugee camps in Goma, Zaire declare that the current relief operations are untenable. Living and working conditions for refugees and aid workers in the camps are becoming unacceptably dangerous.

We strongly support the October 21st statement by the United Nations High Commissioner for Refugees regarding deteriorating security conditions in the camps. Furthermore,

- 1) Under present conditions, the UNHCR is prevented from fulfilling its mandate of protecting and assisting refugees.
- 2) The work of humanitarian organizations is largely compromised due to the current power structure within the camps. When aid workers attempt to intervene on behalf of the victims of discriminatory practices, their lives are threatened.
- 3) The relief operation is unsustainable. Refugees are denied the right to return to their homes, equal access to humanitarian aid, protection, and the guarantee of basic human rights. They remain hostages.

The undersigned humanitarian organizations assert that in order to provide equitable assistance and protection, the following conditions must be met:

- 1) Those structures within the camps which incite violence against refugees and disrupt the delivery of humanitarian aid must be separated from the main body of refugees.
- 2) All arms must be removed from the camps.
- 3) Security must be established so that an official and independent registration may be carried out.
- 4) Protection of refugees must be fully guaranteed; refugees must be free to stay or return to their homes without intimidation or fear for their lives.
- 5) Relief agencies must be permitted to deliver humanitarian assistance without hindrance from the current power structure within the camps.

Aid workers are increasingly outraged that they are becoming unwilling accomplices. Unless there is an immediate and tangible effort to bring about positive change in the camps, the undersigned international agencies may be forced to withdraw their assistance from the camps. We insist that the United Nations and international community take immediate and decisive action.

ソビ
、カヒ
、アヒ

注意

1 電報の取扱いは慎重に願います。
2 電報に於て内閣会報班(内線2171、2174)に連絡願います。

限定配布

極秘

電信写

大 政 外 外 儀 ①
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 審 外 研
代 ア 大 大 察 長
表 大 使 使 大 参 長

① 儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

① 審 総 安 平 企 国

軍 審 審 軍 不 原 科

① 国 ① 専 人 難 地

ア 審 地 中 東 参 北 東 西 一

北 米 長 審 一 二 保

南 長 審 一 二

① 参 西 口 東 西 新 洋 二 独

① ① 一 二 ① 二 二

① 審 総 漁 国 審 経 エ 国 一 二 一 経 途 一

長 参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無 民 審 緊 評 技 有 理

条 長 参 参 条 協 規

① 参 国 析 析 調 セ 一 二

総 番 号 R 2 2 7 1 7 9

主 管

月 7 日

寿 府 代 発

平成 6 年 1 1 月 8 日

本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (国際的な警察力の導入)

第 5 8 3 9 号 極 秘 至 急 (ゆう先処理)

(限定配布)

貴電総長第 2 9 6 3 号に関し、

7 日、本使は UNHCR 本部にオガタ高等弁務官を往訪し、冒頭貴電に基づきわが方考え方を説明したところ、先方の反応以下の通り (先方：ササエ特別顧問、当方：三好同席)。

1. 東京のご懸念はよく理解できるところである。ルワンダ・オペレーションについては、将来のことは何もかもうまくいつていない。しゅうへん国において、ルワンダ旧政府のヒエラルキーが持ち込まれキャンプの治安の問題があるといったこともさることながら、ルワンダ国内のリハビリ (カーン特別代表のアピール) も進まず、また世銀への債務返済問題、更には人権モニタリングの問題、戦犯の処ばつの問題等も進ちよくしておらず、信頼じよう成もなされない状況の中で、難民のルワンダ帰かんも難しい。すべての問題が相互に絡んでいる。

2. かかる状況の中で、難民キャンプの治安の問題は、第一義的にはホスト国の責任で、現にタンザニアでは 3 0 0 人の警察官の訓練・配置につき UNHCR も協力しタンザニア政府が努力してくれているが、ザイルについてはそれがうまくいきそうになく、また UNHCR に対し「ザ」政府より要請があつたところから UNHCR としてキャンプの治安強化につき種々検討してきた。カーン特別代表はルワンダ旧政府軍の難民キャンプからの引き離しを考えているが、右は大々的なもので時間がかかりそうなのがはつきりした。そこで、できれば各国とザイルあるいは国連とザイルのバイのアレンジを早急に、かつ TEMPORAR Y なベースで行うことが適当との結論に達した次第である。

3. UNHCR としても、国連のおすみ付きがいると考えており、全体ぞうの中に治安サーヴィス・パッケ

外 務 省

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

電信写

ージを位置付ける必要があると認識している。8日のジュ府における国連内部の会合（ガリ事務総長の他、カーン特別代表、デイロン同地域人道問題担当大使、グールドディングUSG（アナンUSGはよばれなかつた模様）、ハンセンUSG、ベルティーニWFP事務局長、ラッソ人権高等弁務官らが出席）において、ガリSGに音頭をとつてもらいたいと考えている。種々のダイナミズムがあるのでらつ観はできないが、取りあえず、ガリSGから安保理あてに提出する報告の原案（UNHCRのパッケージを含むもの）をもとに議論することになろう。結果として、国際的な警察力の導入及びそのためのアセスメントミッションの派遣につき合意が得られ（パレスチナとの関係で経験のあるイスラエルはどうかと、国連システムにつき経験のある英国警備会社（DEFENCE SYSTEM INCO.）等その後さらに種々のアイデアが出ている由）第一歩をふみ出せればと考えている。ただし、安保理決議となればUNAMIRのマンデート変更とか種々難しい問題が出て来ていままりそうになく、何れにせよ大変に時間がかかるので当面の解決には役立たない。また、実行可能性についてはアセスメントミッションでじゅう分につめる必要があることは承知している。

4. 米国もNGO等から米政府は何もしていない等の非難を受け、何かしないといけないという状況にあるようで、4日にニューヨーク訪問中のワース国務次官ともお目にかかった（アナン、キタニ、グラントらとも会談した由）。その際、非公式に現在ゴマに駐留する自衛隊にパトロール等行つてもらうことが可能か等の質問を受けたので、特定の任務を帯びて派遣されていることからセンシティブな問題ではあろうが、直接日本政府にたずねられてはどうかと述べておいた。組織的なプレゼンスは自衛隊のみの昨今、期待は出てこよう。

5. 日本の自衛隊については年内はいていただけるという理解でいる（本使より撤退準備は時間がかかるようだと付言）。NGOの中には道とく的むじゆん（ジェノサイドの罪をおかしたとされる関係者・家族への支援）にたえられず、撤退するというものも出てこようが、UNHCRの場合ただ引き上げるというわけにはいかない。日本の自衛隊におかれても、任務を全うしていただくようお願いしたい。

国連代、米、仏、オランダ、加、英、ケニア、ザイールに転電した。（了）

取扱注意

総政局国連政策課
国際平和協力室
担当 杉本
ex.) 2346

件名	ルワンダ難民支援問題
(要旨)	
8月 ジュネーブの国連が開催された ルワンダ難民支援 問題に関する緊急会議 について。	

総理秘書官	○	官房長官秘書官	○	副長官秘書官	○	外政審議室長	○
大臣秘書官	○	小和田大使					
事務次官	○	次官秘書官	○	外務審議官(財)	○		
官房長	○	総括審議官	○	参事官	○	官総長	○
外務報道官	○	審議官	○	報報長	○	報際長	○
領事移住部長		領保長					
アジア局長				中南米局長		近3局長	○
欧亜局長				近ア局長	○	近ア一長	○
国際情報局長	○	情析1長	○	情析2長	○		
条約局長	○	条約課長		国際協定課長		法規課長	○
総政局長	○	審議官	○	総総長	○	難民支援室長	○
総国長	○	総平室長	○				
首席	○	総務班	○	政務班	○	国際平和協力室	○
国社長	○	参事官	○	国行長	○		
軍科審		軍軍					
国連代表部	○	在米大	○	寿府代	○		
P K O 本部	○	防衛庁政策課	○	防衛庁運用課	○		
その他配布先： 総府，防衛庁							

応答要領

平成6年11月9日
国際平和協力室

問1

ルワンダ難民キャンプの治安維持問題などを話し合う国連の緊急会議が8日、ジュネーヴの国連欧州本部で開催され、治安維持要員の派遣を安保理に提案することを決めたとの報道が行われているところ、事実関係如何。

答

1. 本緊急会議は、ルワンダ難民キャンプでのUNHCR、各国NGOの難民支援活動が治安問題のために支障をきたしていることから、ブトロス・ガーリー国連事務総長の下に、カーンSG特別代表、国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所代表他が参加し、治安維持のための方策を含めルワンダ情勢につき国連安保理に報告することを決めたものであると承知している。

2. 緊急会議後の記者会見において、国連事務総長は、難民キャンプの治安維持のための具体策としては、多国籍の緊急展開軍の派遣を含め、種々のオプションを安保理に報告することとしており、また、実際の緊急展開軍が如何なる国から派遣されるかは安保理の決定に委ねられる旨述べたと承知している。

3. また、国連報道官は本件会議は何らかの決定を行うものではない旨述べた。

問2

本件会合は自衛隊部隊の活動に影響があるのか。

答

ザイールにおける自衛隊の活動は実施計画に従って、予定通り行われているものと承知している。他方、本件会合においては、我が国部隊に何らかの新たな活動を要請するとの議論は行われていないと承知しており、現在のところ実施計画を変更する予定はない。

いずれにせよ、本件については、国連において更に検討が進められるものと承知しており、当方としては、今後の国連側の検討の推移を見極めていくこととしている。

(了)

最大4800人規模に ルワンダPKOで国連検討

【ジュネーブ8日共同】ガリ国連事務総長は八日、国連欧州本部でルワンダ情勢に関する緊急会議を開き、ザイル東部コマなど難民キャンプ治安確保のための平和維持活動（PKO）部隊の派遣に関して、兵員規模などで複数の選択肢を国連安全保障理事会に提案、決定は安保理にゆだねる方針を決めた。

会議に参加したカーン・国連ルワンダ特別代表は会議終了後記者団に、PKO部隊派遣としては、最大で六大隊四千八百人規模を検討対象であることを明らかにした。派遣期間は半年から一年を検討、六大隊規模の場合、月六十万〜七十万の経費が必要という。特別代表は「現状の状況からできるだけ早い派遣が必要」と述べた。

ガリ事務総長は、派遣規模などはすべて関係国の判断次第であり、今後ニューヨークで各国と協議を継続するとの方針を示した。

事務総長は①難民への食料配給を安全に進め、援助物資の横流しを防ぐ②難民帰還の促進を図る③の順点から、国際的なPKO部隊の派遣が必要とし、難民キャンプの治安悪化に懸念を示した。

東・面

A3 治安維持要員 派遣を提案へ

国連ルワンダ緊急会議
【ジュネーブ8日】二村克彦「ルワンダ難民キャンプの治安維持問題などを話し合う国連の緊急会議が八日、ジュネーブの国連欧州本部で開かれ、治安維持要員の派遣を安保理に提案することを決めた。

記者会見したカーン・ルワンダ問題担当国連事務総長特別代表は、治安維持要員には警察官から軍隊まで選択の幅があり、どのような形で派遣するか、などは今後安保理が決めることとしたうえで、現状からみて治安維持に必要な要員は、兵士四千八百人と警官、通信員などを合わせ五千五百人程度、派遣期間は半年から一年、費用は毎月七十万程度かかると語った。

ガリ国連事務総長は、治安要員の緊急派遣が必要ではないか、との記者団の質問に「国連には自前の軍隊はなく、安保理の承認を得るなど手続を踏むには時間がかかる。拠出国の支持なしでは、国連は問題解決ができない」と答え、九日に安保理でルワンダ問題を検討する考えを明らかにした。

朝・面

18

国連部隊派遣を提案へ

ガリ総長
安保理に

ルワンダ難民を支援

【ジュネーブ8日11時】ガリ総長は8日、ジュネーブでルワンダ情勢に関する国連高官会議を緊急に招集、会議後記者団に対し、サイ

ールのルワンダ難民キャンプの治安対策などため、国連部隊の派遣を安全保障理事会に提案すると語った。これに関して力強いルワンダ問題担当国連

事務長特別代表は、同日の会議で四千八百人の部隊派遣が検討され、選定案のひとつとして安保理に提案されることを明らかにした。

日、8面

ルワンダへ軍派遣を

安保理に
ガリ氏要請

【ジュネーブ8日11時】「ザイル」などにあるルワンダ難民キャンプの治安回復のため、ガリ国連事務総長が招集した緊急会議が8日、ジュネーブの国連欧州本部で開かれ、安保理に国連部隊の派遣を要請することを決めた。

会議には、難民高層等、ガリ国連事務総長、ルワンダ特別代表などルワンダに関する国連機関の代表が参加した。

同日の協議では一部隊八百人編成で六部隊を送る案が提示されており、最大で四千八百人規模の派遣が検討されることになる。

派遣部隊は、①旧ルワンダ政府軍や民兵による食料略奪を阻止する②食料のやり取りを促進する③難民の本国への帰還を促進する④などの任務が考えられている。

産、5面

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報に「**限定配布**」の世帯は検問班（内線 2171、2174）に連絡願います。

限定配布

極秘

電信写

大 政 外 儀
大 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査
代 ア 大 大 査
表 大 使 大 参 外 研 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 電 安 在 企 国

審 審 軍 不 原 料

長 審 専 人 地

ア 審 地 中 東 参 北 東 西

長 審 一 二 保

南 長 審 一 二

長 参 西 口 東 西 新 洋 二 独

ア 参 一 二 ア 二

長 審 密 漁 国 一 審 経 エ 国 一 一 経 途 二

長 参 海 審 準

長 審 政 調 国 開 無 民 審 緊 評 技 有 理

条 長 参 参 条 協 規

情 長 参 国 析 析 調 セ 一 二

総 番 号 R 2 3 1 0 4 8

主 管

月 1 0 日

米 国 発

総合外交政策局長

平成 6 年 1 1 月 1 1 日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第 9 8 8 6 号 極 秘 至 急（ゆう先処理）

（限定配布）

ジュ府代発大臣あて第 5 6 9 6 号に関し、

10日、国務省フェンドリック中央アフリカ部次長が、国際的な警察力の導入につき当館イトウに述べたところ概要以下のとおり。

1. ルワンダ難民キャンプの治安維持の方策として、国連で様々なオプションが検討されている。米としては、2,000-2,500の警察部隊により、1、2の難民キャンプで安全を完全に確保した上で帰かんとを促し、その後その部隊がほかの難民キャンプに移動して同様のことをくり返すという案が最も現実的、かつ実効性のあるものと考えている。ただし、米としては国連での議論の進展を待っている状態である。

2. オガタHCが「治安サービス・パッケージ」を示したが、その他の案との関係、治安維持のためにとる措置の全体を提示されるまで、特に米としての立場を示すことはない。国連側が一応の結論を出すのを待っているところである。個人的には、いずれにせよこの件について米として大きなこうげんができるとは思わない。

英、仏、オランダ、カナダ、ケニア、ザイール、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

ルワンダ難民支援問題
(難民キャンプにおける治安維持問題)

平成6年11月11日
国際平和協力室

1. 当初のUNHCR独自の警察力の導入に関するアイデアに対する当方の基本的立場は別添1の電報の通り、国連安保理の決議に基づかないバイの枠組みによる警察力の導入はありえないというもの。
2. 8日、ジュネーブで開催された国連事務総長主催の会議において、別添2の通りの種々の考えが議論され、議論の結果、本件問題が安保理に報告されることとなり、安保理での今後の議論が注目される状況である。
3. 他方、各国の具体的反応については、米、仏を含め本件に関する具体的貢献についてはネガティブな反応が一般的（別添3）であり、実際に、本件が具現化する可能性は低い。
4. 我が国としても、ゴマに派遣されている自衛隊部隊は12月初旬より撤収を行い始めることもあり、現地における支援はほぼ不可能であること、また、国連PKO以外の形で警察力導入が行われる場合には、種々の協力についてもこれを行うことは非常に困難であることから、積極的にUNHCRのオプションを支持する立場にはない。
5. 米国に対しては、米国が今後どのような方策を検討しているのか確認する必要がある。とりわけ22日、ワシントンにおいてルワンダ支援実務会合（別添4）が開催されることもあり、我が国の方策を検討中であり、右会合への米国の対処方針に関しても関心がある。

(了)

14/10:52

4437 03/08 P01 R231846

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-023

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審 安 国

審 審軍不原科

国 長 審 行 専 入 国 地

ア 審地中東
長 参北東西

北 米 長 審一二保

南 長 審一二

参西口東

西新洋
二独

長 参 日 二 〇 〇 二

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
一経途
二

参海 審準

経 審 政 調 国 開 無
協 長 審 民 前 設 有 理

条 参参協規
長

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R 2 3 1 8 4 6

月 1 1 日

平成 6 年 1 1 月 1 2 日

国 連 発
本 省 着

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

ルワンダ難民支援（国際的な警察力の導入）

第 7 2 0 6 号 秘 至急（ゆう先処理）

ジュ府代発大臣あて電報第 5 8 7 9 号に関し、

1 1 日当地に出張中のササエ特別顧問が当代表部を来訪越し、本件に関し述べたところ、概要以下の通り

（わが方ホリウチ、ウスイ同席）。

1. まず同顧問より 1 0 日行われたルワンダに関するタスク・フォースの模様につき以下の通り述べた。

（1）1 0 日タ刻行われたタスク・フォース（DHAハンセン次長主催、DPAグールディング、DPKO アナン、コレル法律顧問、セバNDAM等出席）においては、ルワンダの治安、インフラ、調整問題、会議の 4 点につき討議された。

（2）治安の確保については、グールディングより以下の 6 つのオプションにつき説明。

（イ）憲章 7 章下の大規模な PKO の展開。

（ロ）安保理の許可を得た大規模な多国籍軍の展開。

（ハ）より小規模な PKO または多国籍軍の展開。

（ニ）人道援助要員及び物資の保護にあたる PKO または多国籍軍の展開。

（ホ）ザイール警察の訓練・監とくに当たる国際警察（UNHCR 案）の導入。

（ヘ）人道援助要員及び物資の保護に当たる警備会社の導入。

なお、「グ」によると、上記オプションの全てが SG タスク・フォースにより 1 1 日討議され、その結果報告書が来週安保理に提出されることとなる。

（3）DPKO のバリル計画部長代理より以下のとおり述べた。

（イ）DPKO としての好ましいオプションは、まず 2 個大隊を 3 0 日間ゴマに展開し、約 3 万人の難民の

外 務 省

秘

電信写

保護に当たらせ、事態がちなせいらこの2個大隊を約150人から成るより小規模な部隊が取つて替わり、2個大隊は他の地域に移動するというものである。

(ロ) このようなアレンジのためにはゴマにおいて約3千人の兵員を30か月駐留させる必要があり、その展開には60日から90日が必要である。

(ハ) さらにブカブにおいても同じようなアレンジが必要であれば、2千人の兵員がこれに加えて必要であろう。なお、この部隊はUNAMIRの全般的な責任の下に入るが、異なつた指き系統を持つことになる。

(4) ルワンダ政府の機能強化については、このために緊急な行動が必要であり、UNDPラウンド・テーブルを支援し、SGが世銀の債務ちよう消しのため即ざにイニシアティブを開始すべきとの合意があつた。

(5) ルワンダの関連会議については、グールディングより4つの会議が行われる旨説明があつた。それらはUNDPラウンド・テーブル、広はん政治・経済・開発会議、難民に関するUNHCR/OAU会議、及びモブツにより提しようされた会議(国連の支援なし)であり、DPAよりUNHCR/OAU会議について、12月に準備会議を予定していることもあり、同会議の推進に向けSGの早急な決定を必要としている旨説明があり、SGも出席する11日のタスク・フォースにおいてSGの了承を得ることで合意された。

2. 次に同顧問より以下の通り補足説明があつた。

(1) 来週に安保理に提出される報告書の原案はDPKOが既に作成しており、これには上記1. (2) のオプションの(ホ)、(ヘ)も含まれている。なお、民間の警備会社(英国)の派遣については、既にSGもDPKOもこれを実施可能な案と見ており、来週の月ようにはこの警備会社の人間が視察のため現地に派遣される予定である。自分としては、英、米がこの警備会社の展開に対して財政的援助を行うと思つている。

(2) いずれにしろSGはUNHCRの提案である国際警察力の導入についてはもちろんじゅう分ではないが、ストップ・ギャップとして取りあえず必要と考えている様子である。

(3) 10日、オガタ難民高等弁務官がオルブライト米常駐代表と会つた際、「オ」よりもUNHCRの提案を支持し、米が安保理の議長をしている今月中にも本件を動かしたい旨述べた。なお、弁務官より本件を動かすには安保理の明示的な支持が必要か否かたずねたところ、「オ」よりはそれは絶対に必要であるとの答えがあつた。

(4) なお、この警察力の導入の他にも、難民帰らん促進のためにもキガリ政府への援助の問題があり、米

秘

電信写

もキガリ政府に対する支援を行うべきと考えていることもあり、日本よりも警察力の導入とあわせキガリ政府への支援のための財政的援助をお願いできればと思っている。

(5) なお、警察力の導入のための調査ミッションについて弁務官はできるだけ早く派遣したいと考えており、来週にも派遣される予定である。

ジュ府代、米、仏、英、独、加、白、スウェーデン、チュニジア、ケニア、ザイールに転電した。(了)

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班に連絡願います。

237647
9 防衛庁・防衛政務課・河村工
0 経理府・岩井工
22171・21741

取扱注意

取扱注意

08-031

主管

玉 綵

本 省 着

小和田 大 使

ルワンダ情勢 (SG報告書)

第7506号 (取扱注意) 大至急

往電第7398号に関し、

18日、SGが承認したルワンダ難民キャンプの安全に関する報告書の写しを事務局より内々入手したので、
右別FAX信する。同報告書は21日に正式に配布となる由。ポイント次の通り。

1. 難民キャンプの安全問題に対処する主な軍事選択は次の三つ。

(1) 通常の国連PKOを地域毎にキャンプの安全をぜん進的に確立することを目的に設置。(3000-5000名、期間24-30ないし10ヶ月)

(2) 通常の難民から旧政府指導者、軍事要員、民兵を分離する為、憲章第7章下、国連軍を設置。(10,000-12,000名)

(3) 上記(2)の機能を実施する為、第7章下安保理が承認する多国籍軍を設立。

(4) 上記(1)～(3)の選択しと組み合わせて実施する他の方策として、地元治安力等を訓練・監視する為の外国治安専門家(国連文民警察として、または民間警備会社を通じ)の提供があろう。

2. SGとしては現下の情勢においては、上記1. (1)の国連PKOの設置がキャンプの治安状況をゼン進的に改善する最も現実的な方策かもしれないと感ずる。安保理が右アプローチを望むのであれば、加盟国が十分な人的、財政的、ロジ的資源をタイムリーに提供する用意が出来ていることが不可欠であろう。

3. また、上記選択しを検討するに当たり、ルワンダの国民和解努力が伴わないいかなる活動も無益であることを念頭に置くことが重要。また、難民キャンプの安全確立はルワンダの長期的安全と持続的和平確立という全体の戦略の第一歩にすぎないことを念頭に置く必要がある。難民キャンプの治安問題と同時に、ルワンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプ

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

ンダ政府が難民の帰かと統合が可能となる条件をつくることを支援することが大事。この二つのアプロー

電信写

チを推進することが重要。

4. ルワンダ政府と国際社会は共に協力しあつて、ルワンダの安全、法とちつ序の維持、司法行政、経済社会再建、国民和解につき特別な措置がとられるようコミットすべき。ルワンダ政府がなすべきことは多いが、資金がほとんどない状況なので、国際社会が「ル」政府に「信託基金」等を通じてじん速な支援を供与することが不可欠。

5. 上記3. の二つの問題に進展を見てから、ザブ地域のより広い問題に対処すべくOAUと協力していくつもり。(具体的には、OAU, UNHCRが組織するグレートレイク地域の難民等支援に関する地域会議開催、及びその後国連とOAUが共催する政治問題を協議するための会議開催。)

本電のみ米、英、仏、白、独、イタリア、カナダ、ケニア、ザイール、タンザニア、エチオピア、ガボン、ジュ府代に転電した。(了)

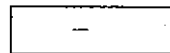
接觸要領（旧政府軍）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報に付いては、照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写



大 政事外外儀
大 務務 典房
臣 秘書官 審 審長 長
政 北経環査審 外
代 ア 大 大 大 研
表 大 使 使 大 長
儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 鑑 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ
文 長 審 一 二
領 移 長 参 政 保 対 旅 外
長 企 図
審 軍 不 原 科
国 長 審 行 専 人 難 地
ア 審 地 中 東
長 参 北 東 西
北 米 長 審 一 二 保
南 長 審 一 二
長 参 西 口 東
西 新 洋
二 独
ア 長 審 一 二 二
経 長 審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
一 途
参 海 審 準
経 協 長 審 政 調 関 無
民 審 緊 評 技 有 理
参 参 条 協 規
長 参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R217687

主 管

月 26日

平成 6年 10月 26日

ケ ニ ア

発

本 省

着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（旧政府軍関係者との接触）

第1792号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

今般、ルワンダ難民救援国際平和協力隊員として、ゴマに派遣されているオカムラ主任連絡調整員より以下の報告があつたので、連絡申し上げる。

1. ルワンダ難民救援隊は、いりよう及び給水活動を立ち上げ、更に防えきについても本格的な活動に向け今後作業を拡大していくことを検討しているところであるが、いりよう及び給水がそれぞれゴマ市内総合病院、キブこはんの給水所と、難民キャンプから離れた比較的安全なゴマ市内を活動場所としているのに対して、防えきについては他の活動と異なり、現場の消どく等難民キャンプの中での活動が中心となる。また、UNHCR等の要請に応じ、難民キャンプ内の整地等への協力も行っていくことが想定され、更に、かかる活動を機能的に行い、あわせて自衛隊の活動のプレゼンスを内外に確保するためにも、キャンプ内（UNHCRのテントにへい設する方向でUNHCR側と協議中）にわが方の出先のテントを設け、日中のみ駐在するといった方向で検討中である。このように、今後難民キャンプ内で活動する機会はますます増大していくことになり、難民キャンプ内のわがほう要員の安全確保を十分にはかつていくことが、一層重要になると考えている。

2. 他方、最近各地の難民キャンプでは、ルワンダ難民の民兵組織が、NGO等の支援活動をおびやかすようになりつつある。UNHCRは、21日付で、ゴマしゅうへんの難民キャンプで旧政府軍や民兵が救援活動をぼう害し、支援要員へのきよう迫も度重なり、法とちつ序をもたらすために何らかの措置が執られる必要があるとの声明を発表している。こうした難民キャンプの治安情勢については、実態について不明確な点も多いが、現場での活動に本格的に取り組みつつあるわが支援部隊としても、民兵組織及びこれをうらから

外 務 省

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

電信写

支える関係にあるとみられる旧政府軍の動向については、多大な関心を持つて情報収集につとめる所存である。

3. 連絡調整員のオカムラが部隊側から内々ちよう取したところによれば、カミモト隊長は、民兵組織の動向をはあくすると共に、活動への安全を確保するために、民兵組織と接触し内々に話をつけ、お互いの領域をはつきりさせる等のアレンジメントを検討している由である。その一かんとして、隊長もしくはその代理が、ムグンガ難民キャンプ内に居住する、ビジムンガ旧政府軍総司令官と接触することも、一つの案として検討されている由である（同人の居場所については、既に本邦数紙が接触をする等、明らかになっている）。

4. オカムラとしては、難民キャンプ内での部隊の活動を行つていく以上、また、要員の安全を確保する立場にあるザイル軍やU.N.H.C.R.が必ずしも十分に信頼に足る状況ではない以上、難民キャンプ内の然るべき関係者と接触し、情報を入手し、難民側とのある程度の相互理解を図り、自らの安全確保をはかつていくことは、必要不可欠と考えている。しかしながら、旧政府の責任者の一人である「ビ」総司令官と直接の接触を持つことは、自衛隊の活動が旧政府軍への支持・支援と受け取られる可能性があり、しん重に考える必要があると考える。この点について、わが国がルワンダ新政府を承認している立場にもかんがみ、いかなる問題があり得るのか（接触の問題があるか、接触するとすればどのような態様で臨むべきか等）について、心得るべきことあれば、至急ご教示願いたい。

5. なお、もし本省として総司令官との接触をデイスカレッジする必要があるとの判断の場合、当地連絡調整要員側は業務の円かつな遂行のための側面的支援に止まり、自衛隊側に対する指し権はなく、あくまでも自衛隊は防衛庁長官の指し・命令の下に業務を行つている関係にある（貴電近ア1第1644号）ので、本省側の判断は、当地における調整を通じてではなく、防衛庁を通じた指示をもつて、伝達する必要がある。

その場合にも、オカムラが外務省経由で部隊の計画をけん制したと受け取られることは、これまで緊密に相互の情報交換・連絡協議を行つているオカムラとカミモト隊長の信頼関係をくずしかねず、また、かかる情報を伝えた隊員の部隊内での立場を困難にするので、防衛庁側への協議や指示のあり方につきご配慮願いたい。例えば、具体的事例にふみ込むことなく、旧政府側関係者（軍を含む）、民兵等との接触要領を一般的なガイドラインの形で（その場合も、情報収集の必要性は理解できるところであるので、公的な接触を取られないようにするにはどうすべきかのアドバイスの形で）防衛庁側に提示することも一案かと思料する。な

- 注意
1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線 2 1 7 1、2 1 7 4）に連絡願います。

秘

電信写

お、カミモト隊長が総司令官との接触を検討していることについて、同隊長が陸ばくと協議しているか否かについて不明であるので念の為。（了）

限定配布

机机

※総第11615号001公館宛
平成 6 年 10 月 28 日 秒 24 分 日 秒 受付

電信案

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 ○総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 6 年 10 月 27 日 起案者 電話番号 2345
	協議先 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	大使 総領事 外務大臣 発
件名	ルワンダ情勢
主管・文書記号	※電番 第873号
大至急 普通	至急 (優先処理)
パター・コード	SPC 限定配布
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて
大至急 至急 普通 (優先処理)	
※	
11161530 優先 KENIA 漢 自暗	
GB-1	外務省
回覧番号 1410	

(昭和六三・六・三十改正)

(三八〇字)

貴電第1792号に因し、
難民平和フォーラムにおける旧政府軍との接触に関
する貴方の考え方のとおりであるので在
オカム、先任連絡調整員に連絡おきありたい。
I. 今回の難民支援は、~~_____~~ 難民使上もまれ
という大量の難民が発生し、UNHCRは自身
も ~~_____~~ 情報をもとに出来ず各
国政府に^{の派遣}軍を含め救援をお求めと^応え行
っているものである。従って^改今自衛隊の派遣
目的は、不偏中立の立場から難民を救援する
ことであり、国内外に対しては平和の
イメージを保持することに、今後我が国の人道
支援を行う~~_____~~に際し、国内の支持を得るた
めにも必要である。
また、今後、ルワンダ新政府との関係
を慎重に維持していきたいと
し、同新政府に~~_____~~が
つたこと、同新政府に~~_____~~が
つたこと、同新政府に~~_____~~が
このため、~~_____~~基本原則にたて、我が国自衛隊
が旧政府軍に接触することにあり、~~_____~~ だが
国の平和が、^{77旅と74旅の結成、約2000}どうとされた内部訂立により
おこなわれているとの印象を与えることは好まし
くないと承えている。他方、自衛隊の安全の

現地の判断に委ねる他、 $P_{\text{f}}(\overline{\theta})$ と表すこととする。

場を踏まえた対応ありと^{No}。 ^知旧政府の

能元(17) ~~等~~ 外支的 仁川 7-10-2

~~_____~~ 考方の子親を母に 考へ行く ~~_____~~

3. なみ ~~道~~ 方の名に付いては、外路防衛。

筑波大学の庄野洋長さんへ会合にあっては防

第15回 2019年10月10日(水) 18:00~19:00

(3) (このように表は調整された状態では、必ずしも「うう」)

限定配布

秘 無 期 限	部 の 内 号
YYYYYY	

※総第13293号001公館宛
平成 18 年 11 月 2 日 秒 受付

電信案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 ④ 2 起案 平成 6 年 11 月 / 日 起案者 電話番号 松本 2346
	協議先 協力第1課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 ケニア	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名 ルワンダ難民支援 (ルワンダ旧政府関係者との接触要領)		
主管・文書記号 総政局長	※電番 第891号	大至急 至急 (優先処理) 普通
※転電 転送 在 ケニア 転報	※転電番号 大使・総領事あて	大至急 至急 (優先処理) 普通
(八〇字)		
※		
11329374 優先 KENIA 漢 自 暗		
GB-1	外務省	回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電総平第 8 7 3 号に関し、

ルワンダ旧政府関係者（軍を含む）との接触要領についての当方の考え方は冒頭往電の通りであるが、今般、接触要領に関する留意事項につき総理府国際平和協力本部及び防衛庁に対し外務省としての見解を伝えるとともに現地部隊及び連絡調整員に対し周知するよう依頼しおいたところ、右参考までに別 F A X 信（接到後「極秘」に指定替ありたい）する。なお、ケニア大においては外務省から派遣されている現地支援チーム要員に転達ありたい。

（了）

FAX

GM: 6676

※総第 13300号001公館宛 GM6676-02

平成 6 年 11 月 4 日 午後 4 時 42 分 秒受付

送受信

電 信 案

秘	秘
期	期
4	4
山	山
YYYYYY	

電信課長

⑧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 6 年 11 月 / 日 起案者 電話番号 松本 2346
協議先 アフリカ課		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	ケニア	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	ルワンダ難民支援(ルワンダ日政府関係者の接触要領)			
主管・文書記号	※電番	大至急 至急		パターン・コード
総平	FAX信	普通 (優先処理)		
転電	※転電番号	大至急 至急		
転送 在		普通 (優先処理)		
転報	大使・総領事あて			
往電総平第 89 / 号別 FAX 信。				
※				
11330040 優先 KENIA F 信				

(八〇字)

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 6676

ルワンダ旧政府（軍を含む）関係者との接触にあたっての留意事項

平成6年10月28日
外務省

ルワンダ難民支援活動に従事する自衛隊部隊の安全の確保、現地の治安状況等の把握のため、隊員がキャンプ内のルワンダ旧政府（軍を含む）関係者と接触する場合には、以下の点に留意されたい。

1. 今回のルワンダ難民支援は史上稀有の大量の難民が発生し、UNHCR自身も情勢をコントロール出来ず各国政府に軍の派遣を含め救援を求めたことに応え行っているものである。従って、今次自衛隊の派遣の目的は、不偏中立の立場から難民を救援することにあり、国内外に対してもかかる活動のイメージを保持することが、今後、我が国の人道支援を行うに際し、国内の支持を得るためにも必要である。
2. また、今後、ルワンダ新政権との関係を慎重に進めてきたいと考えているところ、我が国自衛隊が旧政府軍に接触することにより、我が国の活動がフツ族とツチ族の内部対立にまきこまれる、あるいは一方に荷担しているとの印象を外部に与えることのないよう留意する。
3. 自衛隊の安全の確保のために必要な範囲内で旧政府（軍を含む）関係者と接触することについてはデイスカーレッジするものではなく、どの程度の接触を行うかについては現地の判断による。ただし、旧政府（軍を含む）の責任者（閣僚あるいは軍司令官等）と接触を行う等外交的インプリケーションのある場合には、事前に外務省の承認を得た上で行うこととする。

（了）

現地性録の報告



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第1回)
(現地時間 9月23日～26日)

平成6年9月27日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ 下記の通り市内でザイル兵と市民との衝突はあったが、その後平穏に戻るとともに、他に特異事項の報告はなく、陸自先遣隊は予定どおり業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (24日) ・ 24日午後3時すぎ、仏軍司令官は、防衛庁陸幕防衛部長に対し、「ここ1週間はゴマは平穏であり問題はない。当地駐屯で最も重要なのはザイル軍との緊密なコンタクトを維持すること」と指摘した。
- (25日) ・ 25日早朝、仏軍大尉より、陸自先遣隊に対し、「昨24日午後7時30分、市郊外において酒に酔ったザイル軍人1人が子供1人を殺し、大人2人を負傷させた事件(別の情報によれば7人を殺害した)が発生したため、早朝より市内でゴマ市民によるデモが発生しており、市街に出る際は注意が必要」との連絡あり。
 - ・ このため、給水業務について調整を行う予定となっていた部隊が大事をとって引き返した。
 - ・ その後午後1時に陸自先遣隊が市内を偵察したところ、市内は平穏であり、何ら異常はなかったため、業務を再開した。
- (26日) ・ UNHCR治安担当者は、ゴマ現地連絡調整事務所担当者に対し、「ムゲンガ地区は、ギブンバ地区に比べて狭い上に、旧ルワンダ政府軍兵士が多いため、治安はあまりよくない。(過去6週間で10名の住民が殺害されている由)」と指摘した。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (23日) ・ 午前、陸上自衛隊先遣隊がゴマ着
- ・ 午後、UNHCR事務所を訪問
- (24日) ・ スウェーデンが行っている給水業務を視察。
(自衛隊の部隊は、スウェーデンの業務を引き継ぐ予定)
- ・ ゴマ空港の滑走路は、仏軍により常に修理されており、いたんでいるものの比較的良い状況にある。
- (25日) ・ 午後より、引き続き給水業務を視察
- ・ 医療分野について、WHOの医師2人と打ち合わせを行う
- ・ 航空自衛隊のC-130H2機ナイロビ着
- (26日) ・ <陸自先遣隊の活動内容を照会中>
- ・ 航空自衛隊のC-130H1機ナイロビ着

○ その他特記事項

- (24日) ・ 防衛庁長官来訪



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第2回)
(現地時間 9月26日～27日)

平成6年9月28日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区は現在平穏であり、24日夜の市内でのザイール兵と市民との衝突の後には他に特異事項の報告もなく、陸自先遣隊は予定どおり業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (26日・27日) ・ 陸上自衛隊先遣隊及びゴマの現地連絡調整事務所担当官によれば、「ゴマ地区は平穏であり、24日夜の市内でのザイール兵と市民との衝突の後には他に特異事項は発生しておらず、仏軍やUNHCR関係者からも、新たな事件の発生の知らせは受けていない」とのことである。
- (27日) ・ ゴマの現地連絡調整事務所担当官が現地のUNHCR事務所より入手した「Weekly Security Report」(8月下旬発行分から9月18日発行分まで)によれば、8月中旬以降のゴマ地区の治安状況は以下のとおり。
- ① ザイール兵士による略奪行為は、その多くがレッドベレー(パラトループ空挺部隊。詳細は追って報告)のものであり、注意が必要。
 - ② NGO等に対する略奪暴行事案も発生しているが、金品目当てのものであり、死者は発生していない。
 - ③ 9月中旬以降、ザイール兵の略奪暴行事件に対するゴマ市民・ルワンダ難民の反応が激化(抗議行動、報復)。
 - ④ 空港北方12キロのキリマンヨカ付近(ギブンバに行く途中)は、地形上待ち伏せ等が容易で事件が多発しており、その時刻はいずれも18:30以降。このため、夕刻以降の通過は要注意。
(ギブンバに診療所を設置した場合、明るいうちに帰隊すべき)
 - ⑤ ムグンガキャンプは旧ルワンダ政府軍兵士による略奪行為が多発。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (27日) (陸自先遣隊について)
- ・ 医療については、診療所開設位置を調査・検討しており、UNHCRとも調整している。24時間開設の診療所(入院機能を含む)については、赤十字と担当区分を今後調整の予定。
 - ・ 給水については、スウェーデンと調整中。
 - ・ 防疫については、最初に陸自キャンプ付近、次いで診療所開設予定地で実施することで調整中。
(航空自衛隊について)
 - ・ 活動内容を照会中

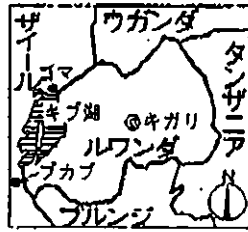
○ その他特記事項

- ・ なし



ルワンダ難民20人死亡

アカブで キャンプに手りゅう弾
サイール兵



【ゴマ(サイール東部) 29日共同】ゴマの国連難民高等弁務官事務所(UHCR)広域区は二十九日、サイール東部のアカブのルワンダ難民キャンプで二十一日、サイール兵が反乱するルワンダ難民の海賊に手りゅう弾を投げ、難民二十人が死亡、四十八人が重傷を負った事件があったと発表した。

また広域区は、ゴマ周辺のキアンバ・キャンプでは二十八日から、「給水される水に毒が入れられている」と「UNHCRが水や食料を配給しない」といったうわさが難民の間に流れていると語り、UNHCRが安全を打ち出す努力をしていると述べた。

一方同じゴマ周辺のカタレ、キツシの二つのキャンプでは、難民たちが非政府組織(NGO)のメンバーを人質に取って脅し、水や食料を要求する事件があったと明らかにした。UNHCRはNGOなど、この二つのキャンプに立ち入らないよう勧告した。

ゴマやアカブ周辺のルワンダ難民キャンプでは、難民の間に、サイール兵やUNHCRなど外側の援助団体に對する不信やうわさがたまっており、危険な状態が続いている。

路上に自衛隊先遣隊の幹部にやぶる、先遣隊の車も二十八日、カタレ・キャンプを訪れた際、大規模に取り囲まれたという。

「難民キャンプの給水所に毒」

デマ飛びかい混乱

【ゴマ(サイール) 29日共同】サイール・ゴマ地区のキアンバ難民キャンプで二十八日(日本時間二十一日)、給水所の水に毒が入られ、あと四日水が供給がストップする」というデマが飛び、多数のルワンダ難民がキャンプ内の給水所に押し寄せ、一時パニックになった。二十九日の国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の広域区は、難民が人質に取られる危険もあるとしてUNHCRに訴えた。

また広域区によると、ゴマ地区のカタレ、キツシの二つの難民キャンプでは現在、食糧不足から不安が蔓延し、職員が人質に取られる危険もあるとしてUNHCRに訴えた。

二十九日の会見では、路上に自衛隊先遣隊の幹部を囲まれたと述べた。

凡そ職員を引き揚げさせた。NGO(民間援助組織)のメンバーもキャンプ内に立ち入れない状態という。一方サイール・アカブ地区であった難民事件をUNHCRも確認したことを明らかにし、二十二日に騒動があり、二十人が死亡したと述べた。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第3回)
(現地時間9月27日～28日)

平成6年9月29日
国際平和協力本部事務局

☐ 全般

- ・ 現地時間28日深夜、仏軍警備兵による初めての発砲があったが、空に向けてのものであり、その後は特記事項はなく平穏に推移しており、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

☐ ゴマの治安関連の事象

- (28日) ・ 現地時間28日0130頃、制止に拘らず仏軍宿営地内に侵入しようとした現地住民(物取りと思われる)7～8名に対し、仏軍警備兵が空に向け威嚇のために発砲。死傷者はなし。仏軍が発砲したのはこれが初めて。現地入りしているプレスは承知せず。

☐ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (28日) ・ ナイロビより、慣熟訓練のため、C-130H1機が来訪。陸自先遣隊及び連絡調整要員は、その受入れのための各種準備や出迎えを実施。
陸自先遣隊は、通信・兵坦・情報・警備等各任務別に、ザイール政府当局、UNHCR 等との間で情報収集、調整を行う。

☐ その他特記事項

- ・ 24日頃、南キブ州ブカブのパンジーキャンプでザイール軍と難民との衝突事件があったことが判明(28日付産経新聞)。
- ・ 現地で活動中のNGOであるカリタス関係者よりAMD A(我が国NGO)の荒井医師が聴いたところでは、衝突の原因は、ルワンダ難民が農耕地や市内の学校、公園をキャンプとして占拠していることに対するブカブ市民の不满。
- ・ 住民と難民との衝突発生後、ザイール軍が出動した。
- ・ 死者はザイール政府発表では20名なるも、カリタス関係者によれば、死者40名、負傷者80名程度に上る由。但し、援助関係者への被害はなし。
- ・ パンジーキャンプはブカブ市より車で半時間位であるが、治安が不安定であるため、UNHCR、MSF、赤十字等も活動していない。但し、我が国NGOであるアジア・ボランティア・ネットワークの3名が活動中。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第4回)
(現地時間 9月28日～29日)

平成 8 年 9 月 30 日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区は現在平穏であり、キャンプ内における難民同士の投石等による一時混乱の他には特記事項の報告もなく、自衛隊部隊は予定どおり業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

(28日) ・ 仏軍情報担当大尉が治安状況等につき次の通り述べた。

- ① 現地の政治的不安定の元凶はザイール軍。特に軍警察とレッドベレーは物盗りは当然と思っている。しかし、軍警察は物盗り以上のことはせず、また、レッドベレーも自衛隊を目標として攻撃することではなく、自衛隊の脅威になるとは考えにくい。
- ② ルワンダ難民キャンプの旧ルワンダ政府軍兵士はブカブについては完全に非武装化され、ゴマについても拳銃、手榴弾は有しているが、小銃は有しておらず、非武装化は相当進んでいる。
- ③ 地域住民は自衛隊を歓迎しているが、コミュニケーションが最大の問題となろう。

(28～29日) ・ ゴマ北方のカタレ難民キャンプでフツ民兵による道路阻絶があった模様 (詳細調査中)。30日付産経、毎日に関連記事あり。UNHCRは同キャンプに立ち入らぬよう警告した。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊の先遣隊)

(28日) ・ 医療については活動の具体的方法を調査・検討しており、UNHCRとも調整している。

- ・ 防疫については、業務を所掌しているWHOの連絡調整担当者の同意を得た他、細菌検査の実施につきUNHCRの同意を得た。

(29日) ・ 給水については給水要領につきスウェーデン・チームと調整。

(航空自衛隊)

(28日) ・ 航空管制業務につき、仏軍、ザイール軍、UNHCR等の代表者と調整会議を実施。

○ その他特記事項

- ・ ブカブの地震研究所の研究者がゴマ近郊のニイラゴンゴ山の観測結果につき概要次のとおり述べた。

- ① 8月26日以降微震の回数が増加しつつあり、火山活動は活発化している。
 - ② マグマの活動位置が低くなっている模様であり、この2～3日間火口付近の噴煙が赤く染まっていない。マグマの活動状況としては危険な状態にある。
- ・ 仏軍が完全撤収する30日以降、10月2日まで30名の勤務となる。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告（第5回）
（現地時間9月30日～10月2日）

平成6年10月3日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- カタレ（ゴマ北方）・キツコ（ゴマ市西側）でUNHCR等への脅迫や道路断絶を行うなどの事案があったが、それ以外は現在平穏であり、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

- （30日）・ カタレ（ゴマ北方）・キツコ（ゴマ市西側）における30日付け産経・毎日新聞記事について、30日、UNHCR・プレス担当者に確認したところ、以下の通り。

- ① NGOメンバーが人質にとられたという事実なし。

- ② 事実関係は、

- ア. 28日（水）昼に、UNHCR職員とNGOがキツコにおいて食糧配分中に、更にもっとよこせとって難民がUNHCR職員とNGOを脅したが、UNHCR等はこれを拒否。（事はこれ以上進展せず）

- イ. 28日（水）昼～29日（木）朝に、カタレキャンプ周辺の道路が難民でごったがえし、通行できないため、UNHCR職員はこれを排除しようとしたところ、難民はルワンダへ連れ戻されると勘違いしたらしく、UNHCR職員をナイフで脅した。

- ウ. 28日（水）夜に、カタレキャンプ周辺で、旧ルワンダ民兵とスカウト（難民の間で自衛のために組織したもの）自警団が衝突（原因不明）。スカウト1名が殺された。

- ③ 上記イ・ウによりカタレ付近は緊迫したため、UNHCRは29日朝、関係機関にカタレ方面に行かないよう通告。

- （1日）・ UNHCRより、30日午前、カタレで食糧等の配給について、UNHCR職員とNGOを脅迫する事案が発生（脅迫したのは誰か、調査中）したため、キャンプに立ち入らないよう警告が出された。なお、UNHCRによれば、キツコについてはその後平穏になったとのこと。

- （2日）・ UNHCRより、30日午後、カタレキャンプの難民が道路断絶を行ったため、本地域における活動を中止し、ゴマに帰るよう放送しているが、一部のNGOはゴマに戻れず、ウガンダ国境（ザイール側）に逃れ、待機している。その後、カヒンド（カタレ地区の手前の地域）の住民によれば、道路は解放されたとのこと。（解放された時間等、調査中）

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(30日) (陸自先遣隊)

- ・ 医療については、ゴマ国立病院に自衛隊の内・外科のチームを派遣することで調整実施。
- ・ 給水・防疫については、昨日に引き続き、給水はスウェーデン・チームと、また、防疫はWHO及びUNHCRと調整を実施。

(1日) ・ 休日のため活動休止。

(2日) ・ 午前、陸上自衛隊本隊がゴマに到着。その後設営準備を実施。

○ その他特記事項

(30日) ・ 30日より夜間、歩哨、動哨4名体制。ザイール軍兵士は、陸自部隊キャンプ横の旧フランス軍天幕に入り、7名体制で周辺域を警備。

(1日) ・ ケニア大使館佐藤大使ゴマに来訪。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告（第6回）
（現地時間10月2日～3日）

平成6年10月4日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区は、2日、カタレキャンプの道路封鎖も解除される等現在平穏であり、また、自衛隊部隊は予定どおり業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

- （1日）・ UNHCR広報官によれば、1日朝、ゴマ市西方の地区にてザイール人の車両が旧ルワンダ政府兵士3人をはね（死者なし）、一時的混乱が生じたが、ザイール兵が銃を空に向け発砲したところ人だかりは離散した。その後は平穏。
- （2日）・ 30日から続いていたカタレ難民キャンプにおける道路封鎖は解除された。本道路封鎖につきUNHCR警備担当官は、難民がキブンバキャンプからカタレキャンプに移送されることをルワンダに帰されるものと勘違いしたのが原因としている。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

（陸上自衛隊）

- （2～3日）・ 先遣隊からの救援隊への状況説明及び事務引継。
- （3日）・ 救援隊用新キャンプ（先遣隊用キャンプから西に接続）の設営準備。
（激しい雨で一時中断）
- ・ 救援隊隊長のザイール当局者などへの表敬訪問。

（航空自衛隊）

- （2～3日）・ ナイロビ～ゴマ間のC-130Hのシャトル運行を実施。
（3日の運行は天候状況により中止）

○ その他特記事項

- ・ 火山（ニーラゴンゴ山）は特異状況なし。

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第1回)
(現地時間10月4日)



平成6年10月5日
国際平和協力本部事務局

☐ 全般

- ・ ゴマ地区は現在平穏であり、2日にカタレキャンプの道路封鎖が解除された後は他に特記事項はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している

☐ ゴマの治安関連の事象

- (4日)
- ・ UNHCRのプレスブリーフィングによれば、4日、カタレキャンプの治安について、キャンプ側代表者とUNHCR担当者で協議が行われ、この協議が決着すれば、中止されていたUNHCR等のカタレ支援は順調に実施されることとなるであろうとのこと。

☐ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (4日)
- (陸上自衛隊)
- ・ 先遣隊からの救援隊への状況説明及び事務引継。
 - ・ 民航アントノフが来着。荷物を卸下し、救援隊用新キャンプの設営を着実に実施。
- (航空自衛隊)
- ・ C-130Hは2便運航。

☐ その他特記事項

- ・ 4日夜に起こった地震について、5日朝刊の報道ぶりを現地にFAXで送信済み。

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第8回)
(現地時間10月4～5日)



平成6年10月6日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、5日午後、空港敷地内でザイル住民と空港警備隊との間で小競り合いがあり、警備隊が威嚇のために二～三発発砲する等一時騒然としたが、その後状況は鎮静化し、平静に戻っており、自衛隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (4日) ・ 4日夜、シャープエア (ザイルNo.2の航空会社) のゴマ支店長が何者かに殺害されたため、ゴマ市内には多数の警官が配備されている。(犯人は逃走中の由。)
- (5日) ・ ゴマの現地連絡調整員によれば、午後3時20分頃、陸自キャンプ西側のゴマ空港滑走路で銃声があり、その後、そこに押しかけたザイル市民が騒ぎ始め、空港警備当局との間で小競り合いが発生した。午後3時45分頃、人だかりを離散させるため、空港警備隊が空中に向け二～三発発砲した。この事案は救援隊の柵から約50m離れた場所で発生したため、陸自キャンプ内は一時緊迫したが、その後鎮静化し、通常どおり平穏に戻っている。部隊の人員、装備に異常はなかった。(小競り合いの原因については現在調査中)
- ・ UNHCRのプレスブリーフによれば、4日午後、カタレ難民キャンプの難民代表とUNHCR等との間の同キャンプの治安に関する協議が実施され、5日から徐々に同キャンプでの救援活動が開始される予定。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (5日) (陸上自衛隊)
 - ・ 先遣隊撤収 (午前11時05分C-130Hにてナイロビに出発)。
 - ・ キブ湖に救援隊自隊用逆浸透浄水セット機を設置した他、湖の源水等の水質検査を実施。
 - ・ 昨日に引き続き宿営地の設営を実施。
- (航空自衛隊)
 - ・ ナイロビ～ゴマ間のC-130Hのシャトル運行を実施 (1往復)。

○ その他特記事項

- ・ 4日夕刻、火山 (ニーラゴンゴ山) の山頂から噴煙が上がった。
- ・ 4日の北海道東方沖地震については、隊員の家族全員の無事を確認したところである。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(6日) (陸上自衛隊)

- ・ 宿営地の設営を実施。特に、外柵の強化及び照明の設備等警備設備の充実を優先して実施。
- ・ 医療、給水、防疫業務の実施に向けてのUNHCR、WHO等との調整を引き続き実施。

(航空自衛隊)

- ・ C-130Hは予定通り1便運航。

○ その他特記事項

- ・ ゴマの連絡調整事務所担当者によれば、ニイラゴンゴ山が噴煙を上げていることについては、(同担当者がゴマに滞在を開始した9月中旬以降) これまでも6～7割の期間は噴煙を上げており、なんら珍しいことではないとのこと。当地の学者によれば、危ないのは体感地震がある場合であるが、今のところ、そのような地震はない。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第9回)
(現地時間10月6日)

平成6年10月7日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

ゴマ地区は、5日午後の空港敷地内でのザイル住民と空港警備隊との間の小競り合いの後は他に特記事項もなく、現在は平穏であり、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。なお、9月末以来混乱していたカタレキャンプは、6日、UNHCRや難民等の代表者の合意により、食糧の配布が再開されている。

○ ゴマの治安関連の事象

(6日) ・ ゴマ空港警備当局関係者によれば、5日午後にゴマ空港敷地内の自衛隊宿営地近くで発生したザイル住民と空港警備隊との小競り合いが生じ、同警備隊が2～3発発射砲を行った事案の原因は以下のとおり。

- ① 5日午後、ゴマ空港周辺でザイル兵士2名が物盗りを目的としてザイル住民1名を襲い、銃で殺害したため、これに怒った周辺住民がこれらの兵士を空港敷地内まで追ってきて投石を始めた。
- ② このため、空港警備隊がこれらの兵士を連行しようとしたところ、住民が取り囲んだので、離散させるために空中に向け2～3発発射砲した。
(その後暫くして、同空港周辺の状況は沈静化し、平穏に戻っている)

なお、ゴマ空港副長によれば、この程度の事案はザイルではごくありふれたものであり、仏軍撤退とは何の関係もないとのこと。また、UNHCRのプレスブリーフにも取り上げられていない。

・ ゴマ空港当局関係者によると、4日夜のシャープエア（ザイルNo2の航空会社）のゴマ所長（ザイル人と判明）殺害の事案の概要は、空港西側にある町中の「サラーム」ホテルで同所長が酒を飲んでいたところ、盗賊（何者なのか現在も不明）がやって来て殺害したもの。殺害の動機は恐らく怨恨であろうとのこと。

・ UNHCRプレスブリーフ等によれば、9月末以来混乱していたカタレキャンプについては、6日、UNHCR、ザイル政府、NGO及び難民の代表者が以下の4点について合意し、食糧の配布が再開された。

- ① 道路封鎖の開放
- ② 学校等公共施設の明け渡し
- ③ マシェット（刀のこと）の携帯禁止
- ④ ザイル政府と協力した治安の確立



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告（第10回）
（現地時間10月7日～10日）

平成6年10月11日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ 7日、4日に殺害されたシャープ・エア支店長の葬儀や当該殺害事件の容疑者逮捕に絡んでトラックに乗った市民のデモがあったほかは、ゴマ地区は平穏であり、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

- （7日）・ 4日に殺害されたシャープ・エア支店長の葬儀があり、また、当該殺害事件の容疑者としてザイル人1名に加えルワンダ人4名が逮捕されたことから、トラックに乗った市民のデモがあり、ゴマ地区ではやや騒然として雰囲気であった。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- （7日）・ ゴマ国立病院における医療活動に関する現地調整、逆浸透膜浄水装置の実施試験、宿営設備の拡張を実施。
 - ・ 現地スタッフ（通訳、清掃要員等）の採用面接を実施。
- （8日）・ 逆浸透浄水装置によりキブ湖水の浄水を行い、水質検査を実施。右検査結果は良好。
 - ・ 宿营地外柵を強化。
- （9日）・ ゴマ国立病院における診療所開設を引き続き準備。逆浸透装置による自隊用浄水を開始。
 - ・ 火山噴火に対する避難訓練を実施。
- （10日）・ ゴマ国立病院内の診療所開設。
 - ・ 現地スタッフの登録

○ その他特記事項

- ・ シャープ・エア支店長の殺害事件の容疑者の中にルワンダ難民4名が含まれていたことから、（ルワンダ難民の大量流入による自然破壊・失業、国際機関等による援助が難民にのみ向けられているといった悪感情もあり、）ゴマ市民の中にルワンダ難民排斥の動きが見られ、今後、ゴマ市民と難民との間の摩擦の拡大が懸念される。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第11回)
(現地時間10月11日)

平成6年10月12日
国際平和協力本部事務局

☐ 全般

- ・ ゴマ地区は現在平穏であり、また、自衛隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

☐ ゴマの治安関連の事象

- (10～11日) 宿営地に隣接する記者団のキャンプで食料等の盗難事件(3回)があった。

☐ 自衛隊の部隊等の活動内容

(11日) (陸上自衛隊)

- ・ 国立ゴマ病院で診療(3名の手術を含む)を実施中。
- ・ 防疫につきUNHCR等と調整中。

☐ その他特記事項

- ・ 11日、救援隊隊長がゴマ市長表敬、同市長より、ゴマ市民救済、同市内の排水溝の整備及びスポーツ関連施設修復などの要望あり。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第12回)
(現地時間10月12日)

平成6年10月13日

国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区は、治安上問題となる事案は生じておらず、現在平穏である。自衛隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (12日) ・ ゴマ地区では、治安上問題となる事案は生じていない。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(12日) (陸上自衛隊)

- ・ 12日午前、自衛隊本隊第2波120人がゴマ到着。
- ・ 国立ゴマ病院で診療を実施中(23人の患者を診療)。
- ・ 医務官1名が赤十字病院で手術を実施(3件)。
- ・ 逆浸透型浄水装置による自衛隊用浄水を実施中。難民用浄水については引き続きスウェーデンチームやUNHCRと調整を実施。
- ・ 防疫についても、引き続きWHO、UNHCRと調整を実施。

(航空自衛隊)

- ・ C-130Hのシャトル運行実施(予定通り2便)。
(自衛隊本隊第2波120人等を輸送)

○ その他特記事項

- ・ 12日のUNHCRプレスブリーフでは、赤十字のナースによれば、赤痢・コレラはおさまっているが、今後は小児の破傷風(傷のある足で裸足のまま泥水を歩くため)や発疹チフス(のみ、しらみで感染)が懸念されるとのこと。

- ・ ニイラゴンゴ山火口付近が1週間ぶりに赤く染まる。

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告（第13回）

（現地時間10月13日）



平成6年10月14日

国際平和協力本部事務局

☐ 全般

- ・ ゴマ地区は、治安上問題となる事案は生じておらず、現在平穏である。自衛隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

☐ ゴマの治安関連の事象

- （13日）・ ゴマ地区では、治安上問題となる事案は生じていない。

☐ 自衛隊の部隊等の活動内容

- （13日）・ 国立ゴマ病院で診療を実施（18人の患者を診療）。
・ キブンバ難民キャンプにおいて、防疫活動としてトイレの消毒を実施。
・ 逆浸透浄水装置による自隊用浄水を実施。
・ ナイロビ～ゴマ間で空自C-130Hを2便運行。

☐ その他特記事項

- ・ 東北大学浜口教授が来訪し、火山調査のためのデータ収集を開始した。
- ・ テレビ各社による映像伝送は、13日を持って終了。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第14回)
(現地時間10月14~16日)

平成6年10月17日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、宿营地近辺で16日の夜間に銃撃戦があり、ザイール人負傷者が宿营地に運び込まれるなどの事案は発生したが、現在状況は終息し、平穏である。自衛隊の隊員及びその装備には異常はなく、現地では部隊の警備体制を強化することとしているが、業務は引き続き実施する予定。

○ ゴマの治安関連の事象

- (14日) ・ 夜間宿营地近隣のCAREの倉庫に泥棒が入り、物品が盗まれた模様。
・ (UNHCR発表)
- (16日) ・ 午後9時10分頃から10時頃まで宿营地東方で銃撃戦(自動銃の単連射)があり、弾丸の一部が跳弾となり宿营地上空を飛翔した。なお、当該銃撃戦により負傷したとみられるザイール人が宿营地に運び込まれ、これに応急手術を施した後、ゴマ病院に後送した。射撃した人員数等細部調査中。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊)

- (14日) ・ カヒンド難民キャンプでの防疫に関する調査実施。
・ 医官がUNHCR事務所で調整作業をしていたが、定例の陸自部隊会合までに戻らなかったため、警備隊員8名が同医官を含む4名を迎えに行った。(16日付朝日に関連記事掲載。)
- (15日) ・ 引き続きゴマ病院での診療及び防疫地域に関するUNHCRとの調整を実施中。
- (16日) ・ キブンバキャンプにおいてNGO病院用トイレの防疫を実施。

○ その他特記事項

- ・ 13~15日より浜口教授がニエラゴンゴ山調査実施。暫くは現状が維持されとの見込みであるが、観測所の場所が十分であるとはいえず、小さい振動などを見逃している可能性もあり、引き続き注意を要する。隣接するニアムラギラ山は調査の結果、活動が終息に向かっている様子。
- ・ 16日夜に宿营地近辺で銃撃戦が発生した際、[]をもって警備を強化するとともに残余の人員を[]に退避[]
- また、銃撃戦の際に負傷したザイール人1名が基地を来訪したので、手術実施後ゴマ病院に移送。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第15回)
(現地時間10月17日)

平成6年10月18日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、現地時間17日夜に5～6発の射撃音があったが、その後平穩に戻っている。これまでのところ自衛隊の隊員及びその装備には異常はなく、自衛隊部隊は引き続き業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

(17日) ・ 17日午後8時30分頃、5～6発の射撃音(自衛隊の警備隊が陸自キャンプ南東から北方向に曳光弾を視認)。その後平穩に戻った。

- ・ 16日夜に発生した自衛隊宿营地東方での小銃の撃ち合いについては、引き続き調査中であるが、ザイル軍連絡将校アネチェ大佐によれば、本件事件は国境近くのパナナ泥棒事件に端を発し、ルワンダ兵士の射撃に呼応してザイル軍兵士が発砲した偶発的な事件であり、このことは、ルワンダ・ザイル双方の軍のコマンダー間で確認された由。

同大佐によれば、事件の概要は、ザイル国内のルワンダ難民グループ(人数不明)が、ルワンダとザイルの国境付近でパナナ泥棒を働いたところ、ルワンダ兵から射撃を受け、1名死亡、1名負傷(ザイル軍よりゴマ病院に運ばれた)し、このルワンダ側の射撃にザイル軍が呼応して発砲したものであり、ザイル軍兵士に死傷者はないとのこと。

なお、自衛隊の宿营地で手当てを受けたザイル人負傷者と撃ち合いとの関係は不明。(この負傷者は本日ゴマ国立病院退院予定)

(本件については、UNHCR、空港担当者とも殆ど情報を持っていない模様)

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(17日) (陸上自衛隊)

- ・ [redacted] 宿当地の防護体制の強化を実施。
- ・ 医療については、国立ゴマ病院で診療を実施中。
- ・ 防疫については、WHOの要請に基づくしらみ駆除活動の準備。
- ・ 給水については、20日の本格的な業務開始(予定)に向け、引き続きスウェーデンチームから引き継ぎ中。

(航空自衛隊)

- ・ C-130Hのシャトル運行を予定通り実施(1便)。

○ その他特記事項

- ・ 特になし



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第16回)

(現地時間10月18日)

平成6年10月19日

国際平和協力本部事務局

☐ 全般

- ・ ゴマ地区では、17日に市内でルワンダ難民3人が窃盗犯として逮捕されたが、18日夜は射撃音が聞かれることもなく、平穏である。自衛隊の隊員及びその装備に異常はなく自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

☐ ゴマの治安関連の事象

- (18日) ・ UNHCRプレスブリーフによれば、17日、ゴマ市内でルワンダ難民3名が窃盗犯として逮捕された。

☐ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (18日) ・ 国立ゴマ病院で診療を実施(32人の患者を診療、手術1人)。
- ・ 州立衛生試験場においてコレラ菌培養等を実施。
- ・ カタレ・キャンプにおいて、ローカルスタッフに対ししらみ予防の普及教育を実施。

☐ その他特記事項

- ・ ザイール軍連絡将校アネチョ大佐から聴取したところによれば、同大佐がゴマ地区に着任した7月以降、先般の銃撃戦までの間にはザイール軍兵士とルワンダ軍兵士が撃ち合った事案はなく、今後ともザイール軍側が先に発砲することはないとのこと。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第17回)
(現地時間10月19日)

平成6年10月20日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ カタレ難民キャンプ地区では、難民が集まりザイール兵に罵声を浴びせるなどの騒ぎがあったが、全般的には平穏であり、自衛隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定どおり業務を遂行している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (19日) ・ カタレ難民キャンプ地区ではUNHCR支部周辺で難民が集まり、ザイール兵に罵声を浴びせるなど一時騒然とした(詳細は現在調査中)。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (19日) ・ 国立ゴマ病院で診療実施(25名の患者を診療、手術2名)。
・ 防疫については、カヒンドへの薬剤の輸送を実施。
・ 給水についてはキブンバキャンプにおける貯水タンクの容量及び管理団体の調査を実施。

○ その他特記事項

- ・ 特になし。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第18回)
(現地時間10月20日)

平成6年10月21日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、治安上問題となる事案は生じておらず、現在平穏である。自衛隊の隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は引き続き業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

(20日) ・ ゴマ地区では、治安上問題となる事案は生じていない。

- ・ なお、19日に、カタレ難民キャンプで、UNHCR支部周辺に難民が集まり、ザイール兵に罵声を浴びせるなど一時騒然となった事案は、ザイール兵がルワンダ難民所有の車両を盗んだことに起因するものと判明。
20日に部隊が見聞したところ、同キャンプは昨夜から今朝にかけて全く平穏であったため、21日より同キャンプでの防疫キャンペーン活動を実施する予定。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(20日) (陸上自衛隊)

- ・ 国立ゴマ病院で診療を実施中。(外来患者19名、入院患者1名、手術1名)
- ・ 防疫については、カヒンドキャンプにしらみ駆除薬剤を輸送。
- ・ 給水については、給水開始式を行い、難民用給水活動を本格的に実施。給水量は約1,000トン。

○ その他特記事項

- ・ ニイラゴンゴ山は噴煙もなく平穏。

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告（第19回）
（現地時間10月21日～23日）

秘

平成6年10月24日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、夜間に銃声が聞かれることがあるが、治安上問題となる事案は生じておらず、現在平穏である。自衛隊の隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は引き続き業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

(21、28日) マヤ地区では、治安上問題となる事案は生じていない。
23日、マヤ地区で「火事」発生。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (21日) ・ 国立ゴマ病院で診療を実施(14人)。
- ・ しらみ駆除薬剤の輸送のほか、給水地域の防疫を実施。
 - ・ 給水については、難民用に約1100トンの給水を実施。
- (22日) ・ 国立ゴマ病院で診療を実施(11人、手術1人)。
- ・ カタレ・キャンプへ防疫薬剤を輸送。
 - ・ 難民用に約1200トンの給水を実施。
- (23日) ・ 国立ゴマ病院が休診のため、医官は宿営地で待機。深夜、ゴマ病院で診療を実施(詳細不明)。
- ・ 宿営地内等を防疫。
 - ・ 難民用に約1200トンの給水を実施。

○ その他特記事項

- 現地時間の21日夜、及び22日早暁、宿営地の西方で銃声数発が聞かれた。
- 自衛隊第3波 明日(25日)夜突
- UNHCR の声明。 「」



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第20回)
(現地時間10月24日)

平成6年10月25日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- 午後5時頃、宿営地に南接する生活道で、ザイール兵の威嚇発砲(1発)と、集まってきたゴマ市民による投石の騒ぎがあったが、それ以後は平穏であり、国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定どおり業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (24日) ・ 24日未明(午前3時30分頃)、宿営地の東方3~400mで単連射があった。
- 午後5時頃、宿営地に南接する生活道で、ザイール兵がルワンダ難民に対し威嚇発砲(1発)し、集まってきたゴマ市民による投石があったが、同兵士は約15分後にザイール大統領警護隊兵士に取り押さえられ、武装解除後連行された。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (24日) ・ 国立ゴマ病院で診療を実施(外来患者32名、手術2名)。
- 防疫については、カタレ、カヒンド両キャンプへのしらみ駆除薬剤の輸送を実施。
- 難民用に約1100トンの給水を実施。

○ その他特記事項

- ニイラゴンゴ山の山頂は、昼間白い噴煙がたなびき、夜間噴煙が赤く染まっている。
- 24日、UNHCRプレスブリーフによれば、23日深夜の爆発事件による負傷者は14名(重体2名、重傷者5名、軽傷7名)であった由。(医官による手術は2名)

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第21回)
(現地時間10月24日～25日)



平成6年10月26日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、24日夜及び25日深夜に1～2発の銃声があったが、他に治安上問題となる事案は生じておらず、現在平穏である。国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は引き続き業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (24日) ・ 午後7時45分頃、ゴマ市内で銃声(単射2発)があった。
- (25日) ・ 午前2時20分頃、宿营地から北西3～4kmのところで銃声らしきもの(1発)があった。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(25日) (陸上自衛隊)

- ・ 国立ゴマ病院で診療を実施中。(外来患者27名、手術2名) また、ゴマ市内の北ギブ州立衛生試験場で検査を実施中。
- ・ 防疫については、カタレ、カヒンド難民キャンプにしらみ駆除薬剤を輸送。
- ・ 給水については、難民用約1,200トンの給水を実施。

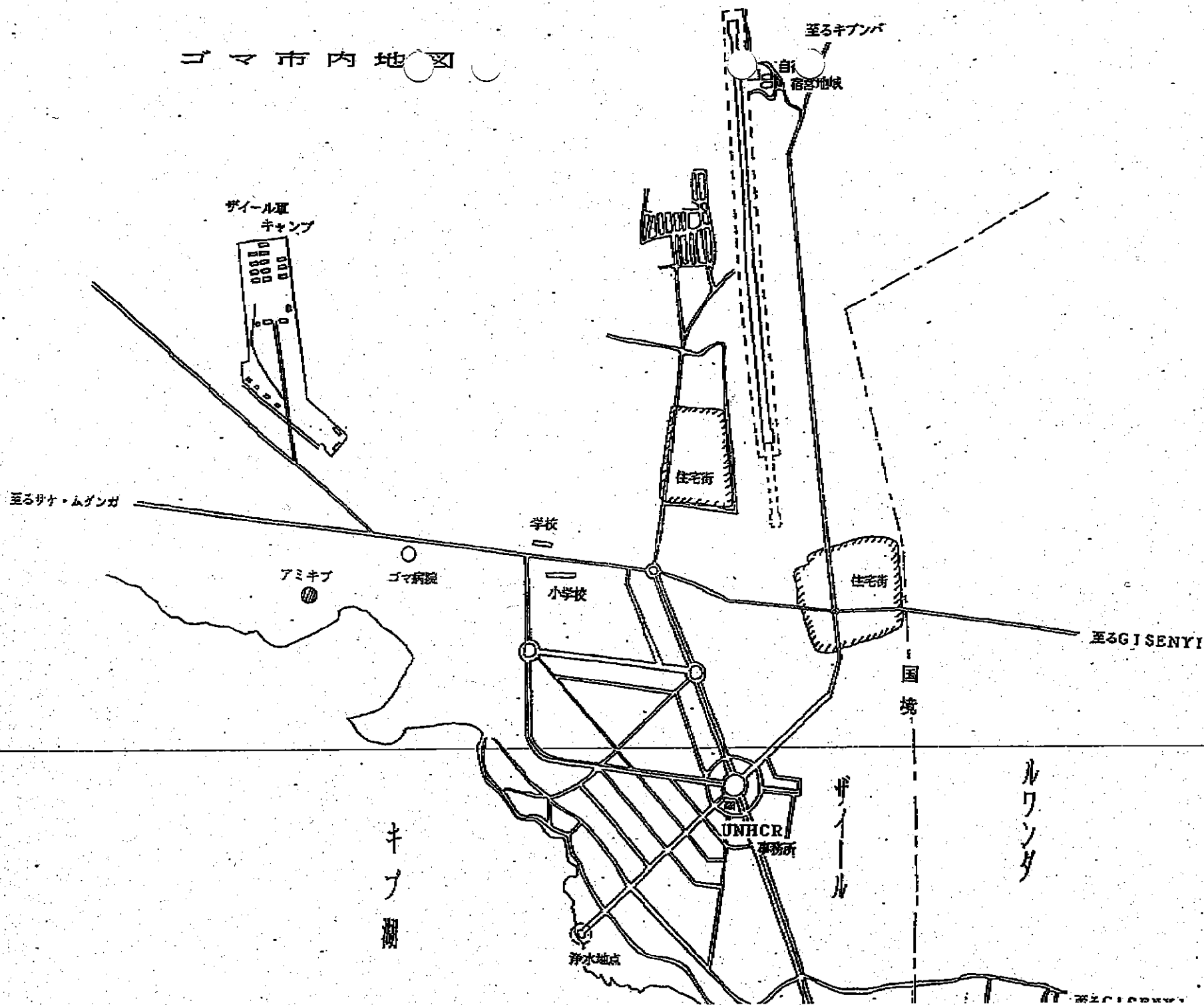
(航空自衛隊)

- ・ ナイロビ～ゴマ間のシャトル運航を実施中。

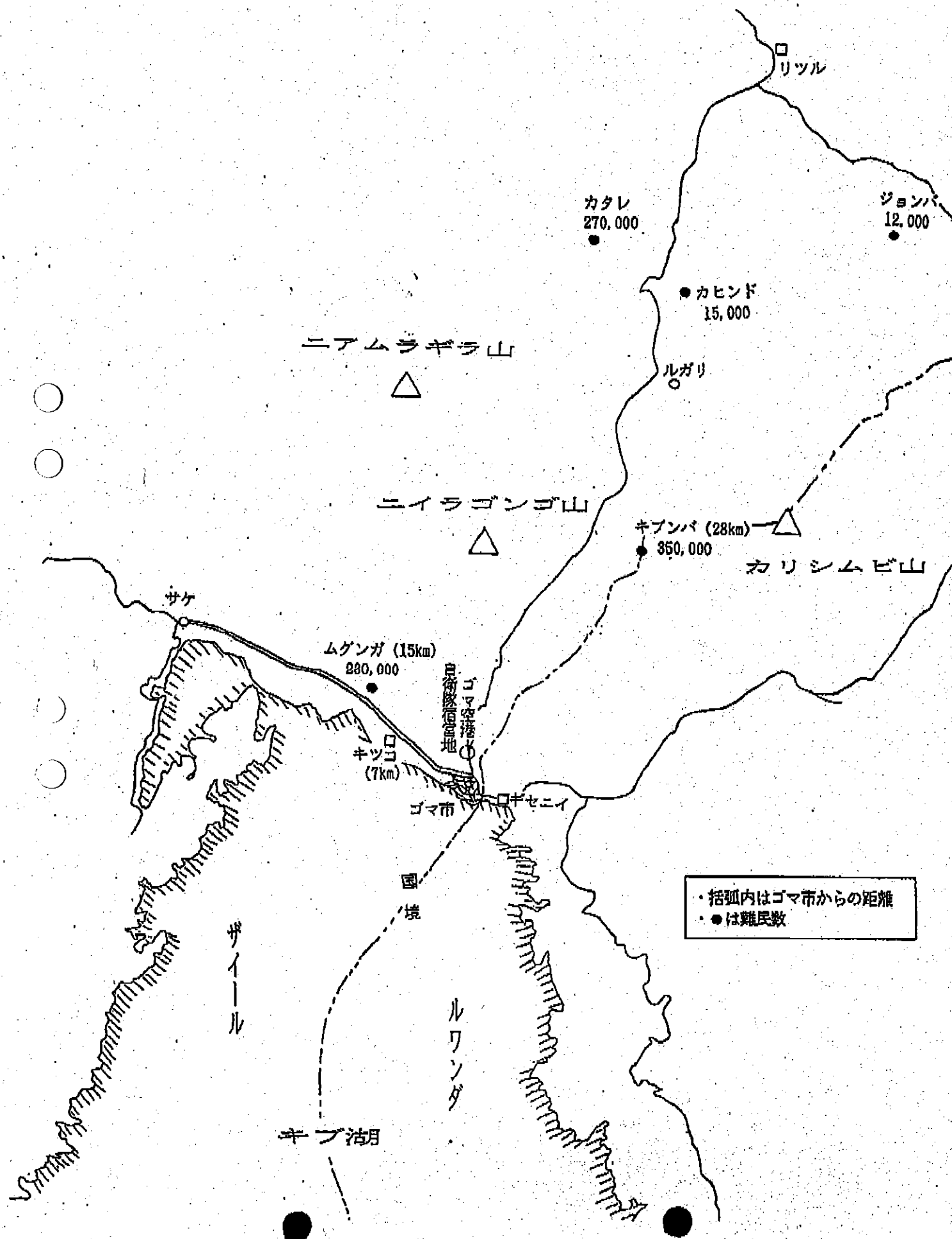
○ その他特記事項

- ・ ニイラゴンゴ山は、前日と同様で、昼間は白い噴煙がたなびき、夜間は噴煙が赤く染まっている。
- ・ 陸上自衛隊第3陣(約40名)が、25日朝、新千歳空港を出発。(27日にゴマ到着予定)

ゴマ市内地図



ゴマ周辺の難民キャンプ (平成6年9月25日現在)





ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第22回)
(現地時間10月26日)

平成6年10月27日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、26日午前ゴマ市内の商店主殺害事件に絡んでゴマ市民が国立ゴマ病院周辺で抗議デモを行うなどの事案があったが、現在は平穏に戻っている。国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (26日) ・ ゴマの連絡調整要員からの情報によれば、25日夜、ゴマ市内で商店主1名(ザイール人かどうか不明)が殺害されたため、26日午前8時30分頃から、ゴマ市民が「犯人はザイール兵である」として、遺体が収容されている国立ゴマ病院周辺で抗議デモを実施(規模は最大時三百名程度)したが、午後には平穏に戻る。

自衛隊の給水隊が、午前7時頃、宿営地からキブ湖畔の給水地点に向かう途中で、やはり抗議デモに遭遇し、デモに参加している住民から「これは国内のことであなた方には関係ないことであるから迂回してほしい」と言われたため、同隊は迂回した。

ザイール連絡将校アネチョ大佐によると、現在事実関係について調査中なるも、市民の抗議デモは暴力的なものではなく、自衛隊部隊の活動に支障はないと考えている由。

- ・ 自衛隊宿営地周辺においては銃声は聞かれず。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊)

- ・ 医療については、ゴマ国立病院での診療活動(外来患者37名)とゴマ市内の州立衛生試験場での検査を実施中。
- ・ 防疫については、カタレ及びカヒンド難民キャンプにしらみ駆除薬剤を輸送。
- ・ 給水については、難民用給水を実施中。(給水量約1,100トン)

(航空自衛隊)

- ・ ナイロビ〜ゴマ間のC-130Hのシャトル運航を実施中。

○ その他特記事項

- ・ ニイラゴンゴ山は、昼は白い噴煙がたなびき、夜は噴煙が赤く染まっている。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第23回)

(現地時間10月27日)

平成 6 年 1 0 月 2 8 日

国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、夜間に銃声が聞かれることがあるが、治安上問題となる事案は生じておらず、現在平穏である。国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (27日) ・ 宿营地周辺において夜間数発の銃声が聞かれたが、治安上特に問題となる事案は生じていない。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊)

- ・ 医療については、ゴマ国立病院での診療活動(46名)とゴマ市内の州立の衛生試験場での検査を実施中。
- ・ 防疫については、カタレ及びカヒンド難民キャンプにUNHCRのしらみ駆除薬剤を輸送。
- ・ 給水については、難民用給水を実施中(給水量約800トン)。
- ・ 主力第3波要員36名がゴマに無事到着。

(航空自衛隊)

- ・ ナイロビ〜ゴマ間のC-130Hのシャトル運航を実施中。

○ その他特記事項

- ・ ニイラゴンゴ山は、25日と同様、昼は白い噴煙がたなびいていたが、夜は平常。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第24回)
(現地時間10月28~30日)

平成6年10月31日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、30日に夕刻から夜にかけて、断続的に数発の銃声が聞こえることはあったが、治安上問題となる事案はなく全体的には平穏であり、国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定どおり業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (30日) ・ 午後6時30分ごろから午後8時50分頃まで、宿営地の西側から北西側等で、数発の銃声が断続的に聞こえた(計25~28発)。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

- (陸上自衛隊) ・ 国立ゴマ病院で診療を実施するとともに、州立の衛生試験場でマラリア原虫・便の検査を実施中。
- ・ 防疫については、28、29日にカタレ、カヒンド両キャンプへの防疫用薬剤の輸送を実施するとともに、30日にはカタレ・キャンプの排水穴及び排水溝整備を実施。
 - ・ 給水については難民用に1日約900~1000トンの給水を実施。
 - ・ 29日、ニーラゴンゴ山噴火時の緊急避難訓練を実施。
 - ・ 30日、連絡調整要員4名とともにニーラゴンゴ山を登山。火口の底が明瞭に目視できたほか、一か所で小規模にマグマが吹き出しているのが確認できた。
- (航空自衛隊) ・ ナイロビ~ゴマ間のチャトル便運航を実施(29、30日は実施せず)

○ その他特記事項

- ・ ニーラゴンゴ山は夜間の赤影現象なし。
- ・ 28、29日には銃声は聞こえなかった。
- ・ 29日、ムグンガ・キャンプ内の旧ルワンダ兵の集落地域(一般難民の集落から2~3km離れている)を道路上から偵察。武器を携行している姿は見られず、緊張した雰囲気は感じられなかった。むしろ、制服を脱いで一般難民キャンプに潜入し、NGO等に雇用されたり、或いは民兵化している旧ルワンダ兵がいるとの情報もあり、そちらの方が要注意。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第25回)
(現地時間10月31日)

平成6年11月1日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、31日早朝に宿营地北東で2発の銃声が聞こえた他、夜には宿营地西側で銃声(1発づつ)が断続的に聞こえることはあったが、治安上問題となる事案はなく、現在は平穏に推移している。国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (31日) ・ 午前4時ごろ、宿营地北東で2～3発の銃声があった。現地住民によれば、この銃声は、30日午後11時から31日午前4時までの間に、ルワンダ国内で射撃音及び手榴弾(6発)の破裂音があり、これにザイール兵が反応して空に向け発砲したものであるとのこと。
- ・ 午後8時20分ごろから午後11時ごろまで、宿营地西側で銃声(1発づつ)が断続的に聞こえた(計7発)。
(銃声の原因や発砲者等について調査中)
- ・ 30日夕刻から夜にかけて、宿营地周辺で多数の銃声が断続的に聞こえた事案について、現地住民に聴取したところ、以下のとおり。更にザイール軍連絡将校アネテョ大佐等からも情報を収集中。
- (1) 午後8時30分ごろ、4～5名のザイール兵士が現地住民のバイクを強奪し、その際に威嚇のため銃を空に向けて発射。
- (2) 午後9時前、ザイール兵が現地住民を銃で威嚇発砲して金品を要求。
- (3) 午後9時30分ごろ、ザイール兵が現地住民を銃で威嚇発砲して金品を要求。
(これらのザイール兵が同一人物であるかどうかは不明)

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊)

- ・ 医療については、ゴマ国立病院での診療活動(外来患者43名、手術1名)と市内の州立衛生試験場でのマラリア原虫・便の検査を実施中。
- ・ 防疫については、カタレ難民キャンプのしらみ対策普及教育終了に伴い、同地の防疫機材をキブンバ難民キャンプへ輸送。
- ・ 給水については、難民用に約1,100トンの給水を実施。

(航空自衛隊)

- ・ ナイロビ～ゴマ間のC-130Hのチャトル運航を実施中。

○ その他特記事項

- ニイラゴンゴ山は、夜間若干の赤影現象があった。
- ゴマ空港の滑走路が傷んでいることから、現地時間11月1日に、UNHCRが応急補修を実施する予定。このため、当日は一時滑走路が封鎖（午前6時から午後2時ごろまで）され、航空自衛隊の、C-130Hは運航を中止する予定。
- カタレ難民キャンプからのNGO（カナダのCARE）撤退に関する30日付毎日新聞記事について、現地のUNHCR等を確認したところ、
 - ① カナダのCAREが一週間前にカタレ難民キャンプから撤退したのは事実であるが、オーストラリアやオランダのCARE等が撤退した事実はなく、また、同キャンプ内にカナダのCARE事務所が残っていることから、カナダのCAREの活動が他国のCAREに引き継がれた可能性もあり、詳細を更に調査中。
 - ② カナダのCAREの撤退理由は、直接的には、職員個人名に脅迫状が届いたことによるもの。

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第26回)
(現地時間11月1日)

平成6年11月2日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、10月31日夜、ルワンダ新政府軍兵士と思われる3名がカヒンド難民キャンプにおいて難民により拘束されるとの事案等があったが、現在平穏である。国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (10月31日) ・ UNHCRの発表によれば、10月31日夜、ルワンダ新政府軍兵士と思われる3名がカヒンド難民キャンプにおいて難民による拘束されるとの事案が発生したとのこと (詳細調査中)。
また、報道によれば、難民キャンプのフツ族が国境付近のルワンダの町ギセニイ付近でツチ族36人を殺害したとのこと (事実関係調査中)。
- (11月1日) ・ 宿営地西側で1発銃声が聞かれた。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊)

- ・ 医療については、国立ゴマ病院での診療活動 (外来患者43名) とゴマ市内の州立の衛生試験場でのマラリア原虫・便の検査を実施中。
- ・ 防疫については、キブンバ・キャンプにおけるしらみ対策普及教育を実施。
- ・ 給水については、引き続き難民用等給水 (約1100トン) を実施中。

(航空自衛隊)

- ・ ゴマ空港滑走路補修のため、ナイロビ〜ゴマ間のC-130Hのシャトル運航せず。

○ その他特記事項

- ・ ザイール軍キャンプで、旧ルワンダ政府軍兵士より押収した武器・弾薬を視察。戦闘車両 (装輪装甲車) 約二十両、榴弾砲、高射砲各数門、迫撃砲数十門が野外に放置してあったが、稼働可能なものは少数であると見積もられる。ザイール軍将校によれば、ゴマに逃れてきた旧ルワンダ政府軍の重装備は上記のみの由であり、比較的武装解除は実施されたものと見られる。
- ・ ニイラゴンゴ山は、夜間若干の赤影現象が見られた。

④ 入部 平和 協力

ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告 (第27回)
(現地時間11月1~3日)平成 6年11月 4日
国際平和協力本部事務局

○ 全般

- ・ ゴマ地区では、ルワンダ新政府軍兵士と思われる者4名が難民キャンプ内でリンチにより殺害され、又、ルワンダ新政府軍兵士と思われる者がザイル側に侵入し村人が避難するなどの事案の他、キャンプ内で車両を奪われたNGOメンバー(邦人を含む)を自衛隊の部隊がゴマ市内に輸送するなどの事案があった。国際平和協力隊員及びその装備に異常はなく、自衛隊部隊は予定どおり業務を実施している。

○ ゴマの治安関連の事象

- (1日) ・ UNHCRのプレスブリーフによれば、キブンバ難民キャンプ内でルワンダ新政府軍兵士と思われる者4名が難民のリンチにより殺害された。AMD A (アジア医師連絡協議会、日本のNGO) からの情報によれば、これら兵士は、10月31日にカヒンドゥキャンプで捕獲された兵士らであるとのこと。
- (2日) ・ 朝、宿营地北東2kmにある村ムランビ(人口約700人)にルワンダ新政府軍兵士と思われる者約30名が侵入したため、9時頃から村人は避難を開始した(11月3日付朝日新聞34面に既報)。
(この際、村人からの聞き取り情報によれば、ザイル兵は同村に1名しかおらず、特に抵抗はしなかった由。)
- (3日) ・ 午前9時頃、キブンバ・キャンプ内のAMD A診療所に向かうAMD Aの車両のうち1両が難民に包囲され奪取された。(この車両が狙われた理由は明らかではないが、この日他の車両は全く襲われず、また、この難民たちがルワンダ人の物はルワンダに取り戻せといった旨叫んでいたことなどから、本車両が今年1月頃にザイル人がルワンダ人から購入した物であったことが理由である可能性が高い。) 奪われた車両の乗員5名は近傍のUNHCRキブンバ支所へ退避した。
9時20分頃、同キャンプ内で活動中の救援隊防疫班はAMD Aの鎌田医師から事件の状況説明及びAMD Aスタッフをゴマ市内の宿舎へ輸送してもらいたい旨の依頼を受けた。
9時45分頃、防疫班はUNHCRキブンバ支所へ赴き退避していたAMD Aスタッフと合流し、要請により鎌田氏をAMD A診療所に輸送。
10時25分頃、救援隊は状況確認のため、人員22名(隊本部3名、管理隊5名、治療隊4名、給水隊3名、警備隊7名)、車両4両(高機動車3両、救急車1両)をもって宿营地を出発した。
11時26分、AMD Aスタッフ9名(うち邦人4名)とともに同診療所を出発し、UNHCRキブンバ支所に退避していたAMD Aスタッフ4名と合流した後、ゴマ市内のAMD A宿舎に輸送した。

- ・ 31日、国境付近のルワンダの町ギセニイ付近でツチ族36人が殺害された事案について、UNAMIR関係者に事情聴取したところ、以下のとおり。
 - ①加害者は手口から見て旧ルワンダ民兵であると思われる。これは、ルワンダ新政府軍の犯行と思わせ、国境付近の治安を悪化させるとともに、難民の帰還を妨害するのが狙いであると思われる。
 - ②ギセニイを含むルワンダ北西部でこの種の事件は初めてであり、UNAMIRも警戒感を強めており、国境付近のルワンダ兵も防御態勢をしいている。

○ 自衛隊の部隊等の活動内容

(陸上自衛隊)

- ・ 国立ゴマ病院で診療を実施するとともに、州立の衛生試験場でマラリア原虫・便の検査を実施中。
- ・ 防疫については、防疫用薬剤の輸送を実施中。また、2日に宿营地東北側に難民遺体の墓場を造成するとともに、3日にはゴマ市内の排水溝整備を開始。
- ・ 引き続き給水を実施。

○ その他特記事項

- ・ 自衛隊部隊の宿营地近傍のザイル領内へルワンダ新政府軍兵士と思われる者が侵入したこと等から、部隊では、安全対策として、今後宿营地外での行動には防弾チョッキを携帯すること等とした。(11月3日付朝日新聞の報道では、「宿营地の警備を強化した」とある。)
- ・ ニイラゴンゴ山は夜間若干の赤影現象があった。
- ・ 3日夕刻、宿营地南西方向で1発の銃声が聞こえた。
- ・ 3日ナイロビにおいて、ゴマ地区で活動中の主要NGOが連名で、ゴマ地区における治安の現状ではUNHCRの活動を支持できないとし、救援活動の対象となっている難民集団と他の集団との分離及び難民キャンプ内の武装解除などの5条件を提示し、これらが効果的に処置されないかぎり同NGOはゴマ地区からの撤退を余儀なくされる旨の声明を発表した。

(現地連絡調整要員コメント)

- 最近、現地において噂を含めルワンダ新政府軍の動きを耳にする。ルワンダ旧政府軍の指揮官ビジムンク將軍のゲリラ戦開始の発言(ケニア紙)等により、ルワンダ新政府軍がザイル国内に情報収集のための偵察要員などを潜入させているのではないかとの見方もある。



ルワンダ難民救援活動に関する現地情勢の報告(第28回)
(現地時間11月4～6日)

平成6年11月7日
国際平和協力本部事務局

◎ 全般

- ゴマ地区では、ルワンダ難民が、食糧配布を行っているローカルスタッフやザイール兵士を包囲し、食糧や車両を強奪する等の事案があったが、国際平和協力隊員及びその装備に特段の異常はなく、自衛隊部隊は予定通り業務を実施している。

◎ ゴマの治安関連の事象

- (4日) ○ 4日のUNHCRプレスブリーフによれば、最近、キブンバキャンプでの治安が悪化しており、次の事件が報告されている。

- ・ 11/2、難民が食糧を配布していたローカルスタッフを包囲して人質にとり、配布されている豆の袋を要求。数時間後に人質を解放(どの団体の何人のスタッフなのか、また同スタッフは要求に応じたか等詳細不明)
- ・ 11/3、米国のNGOが活動に際して難民の妨害を受けた。(被害の程度等詳細不明)

- 11/2の日報で報告した自衛隊宿営地北東2kmにあるムランビ村へのRPF(ルワンダ新政府軍)進入事案について、同村の村人から聴取したところ、以下のとおり。

- ・ ムランビ村にはルワンダ難民が住みついており、これらの難民をルワンダ側へ連れ戻すため(目的等不明)、これまでもRPFが進入しており、今回で3回目である。ザイール政府は、ルワンダ難民をキブンバキャンプ等に移動させており、ザイール人の村人は既に村に戻っている。

- (5日～○ 5日のUNHCRプレスブリーフによれば、

- 6日) ・ 難民に対する公平な食糧配布が未だ十分でない。全体の30%の弱者に十分な食糧が行き渡っておらず、5%が栄養不良である。
- ・ 11/3、キトウクキャンプで数名の難民が地面から発生した有毒ガスで死亡したとの由。

- AMDAの鎌田医師から聴取したところ、11/5午前10時頃、キブンバキャンプ内の道路上において、ザイール兵1名の乗った車両が難民に包囲され強奪された。この際、ザイール兵は空に向け威嚇発砲を試みたが、多数の難民に取り囲まれてできなかった。但し、同兵士は難民には拘束されず。

6日にアネチョ大佐に確認したところ、「本件は承知していないが、最近同キャンプでも、ザイール軍兵士3名の乗った車両が難民に包囲され強奪された。この際、兵士は難民に殴られて拳銃も奪われたが、拳銃は返してもらった。このように現在、難民間では『ルワンダの車両を取り戻そう』キャンペーンが叫ばれている。こうした難民の動きに対して、ザイール軍は特に対

策は考えていない」との由。

- 5～6日にかけて、自衛隊部隊が、キトウク難民キャンプで難民幹部から聴取したところ、以下のとおり。

- ・ 11/3午後3時30分頃、同キャンプ付近で、難民キャンプ自警団員が、難民からの密告で、市民同様の服装で偽装していたRPF 3名（男1名女2名）を捕らえた。これらの者は拳銃、手榴弾で武装しており、2人の女は袋の中に地雷を入れていた。3名の身柄はザイル憲兵隊に引き渡され、ゴマ市の憲兵隊に移送された。

過去にも、同キャンプの自警団員はRPF兵士を捕らえたことがあり、その際自ら処刑してしまったことで、勝手に死刑を行えば同キャンプを閉鎖するとUNHCR及びザイル軍から警告されていた。このために、今回はザイル軍に身柄を引き渡したものである。

なお、RPFは、最近多数の兵士を難民キャンプに潜入させ、UNHCRの活動を妨害している。

- ・ 11/3、ザイル兵に追われた難民2名が、同キャンプ付近の縦穴（半径3メートル、深さ4メートル）に落下し、有毒ガスを吸って死亡。（これは、UNHCRプレスブリーフ発表と同じ事案と思われる。また、部隊のガス検知器による測定等から、有毒ガスは火山活動の影響によって滞留している地下の炭酸ガスが噴出しているものと推測される）

- 宿营地周辺にて、3日夜6発、4日早朝7発、5日早朝4発、同日夜1発、6日早朝1発の銃声があった。

◎ 自衛隊の部隊等の活動内容

（陸上自衛隊）

- 医療については、ゴマ国立病院での診療活動と市内の州立衛生試験場でのマラリア原虫・便の検査を実施中。
（4日は外来患者59名、手術2名。5日は外来患者27名、手術1名。6日は入院患者の回診のみ）
- 防疫については、防疫用薬剤の輸送と難民キャンプでの防疫指導を実施中。また、4日にゴマ市内の排水溝整備を実施するとともに、5日よりキトウクキャンプでの浸透枘造成作業を開始。
- 給水については、難民用に約800～1,100トンの給水を実施。

（航空自衛隊）

- ナイロビ～ゴマ間のC-130Hのシャトル運航を実施中。
6日、UNHCRからの要請でナイロビからゴマまで配給用食糧の空輸を実施。

◎ その他特記事項

ニイラゴンゴ山は、4～5日にかけて、夜間若干の赤影現象があった。(6日夜は赤影現象なし)

- 5日、東北大学の浜口教授一行がゴマ到着。一行は14日まで滞在し、ニイラゴンゴ山等に火山側口観測所等を設置し、火山活動の状況等を観測する予定。

BOX

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2131、2174）に連絡願います。

PK0岩井
防通一や村

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

③儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 ③③③③③

長 ③③③③③

審 審軍不原料

長 ③③③③③

ア 審地中東

長 参北東西

北米長 審一二保

南長 審一二

長 参西口東

長 西新洋

③③③③③

ア長 ③③③③③

経 審総漁国

長 審経エ国

参海 審準

経協長 審政調国開無

長 審緊評技有理

情長 参参③③③③③

参国折③③③③③

総番号 R204945

月 11日

平成 6年 10月 11日

ケニア 発

本省 着

主管

総平

外務大臣殿

堀江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（ゴマ視察：防衛情報）

第1683号 秘 至急（ゆう先処理）

7日から9日の間当館へ出張中のサカキエダが、ゴマ地区の治安状況を視察したところ、概要以下のとおり。

1. 難民キャンプ内の治安状況

7日キブンバ、8日ムグンガの両難民キャンプを視察したが、UNHCR及びNGOからの救援物資・いりよう支援がルワンダ難民へほぼ十分に行き渡っているためか、両キャンプとも平おんな状況にあり、ムグンガ・キャンプの道路には数は少ないがマーケットも開設されていた。難民の多くは、UNHCRが与えた住居用テント用シートの支ちゅうや補強材に使用する小えだ、小木材をしんりんから自分のテントへ運搬することを日課としている。このような状況から支援物資不足による暴動発生の可能性は低いと見るが、仮に難民生活におけるストレスが限界を越えた場合には、客月のカタレ事件（支援団体へのきよう迫事件）のような事態の発生も完全には排除できない。

キブンバ・キャンプに所在するAMDAしんりよう所のいりよう活動を視察したところ、難民約200名が受しんのためきちんと列を作り、係官の指示に従ってしずかに順番を待つていた。同所のい師によれば、けり、マラリア、栄養失調のかん者が多く、しんりように際しての難民間のトラブルはないとの由。

2. 旧ルワンダ政府軍兵士・民兵、ザイール兵の動向

8日ムグンガ・キャンプ視察後、サケ市へ向かう経路上には、一般難民とは別の場所に旧ルワンダ政府軍の服装をした集団多数（約700名）を道路沿いに見ることができたが、特に組織的な活動を実施している兆こうは見当たらない。小じゅう、けんじゅう等を所持していないことから、ザイール軍による武装解除はある程度徹ていされているものと思料。

ザイール軍の兵士は、市内及び幹線道路において警備を行つているが、ザイール軍指き官のアネッチョ大さ

防諜中対疎

4-3来 才168号改目

林

電信写

の説明によれば、兵士のほとんどは俸給未支払いのため、その一部には検問と称して住民、難民に金せんを要求する者もある由。ただし、救援隊キャンプ地付近の警備兵は、一応厳正な警備任務を行っているものと感じた。

3. 難民の帰かん状況

7日ゴマ市東部の国境検問所を視察したところ、ザイール側からルワンダへ帰かんする者を見かけるとはできなかつたが、一方ルワンダからの脱出難民は少数であるが同所で見かけられた。UNHCRの説明によれば、各難民キャンプ内における帰かん希望者の数はきん少で、これは旧政府軍の帰かんぼう害によるものか現在のところ明確な証拠はない。

4. その他

ゴマ市で発生した民間航空会社社長（地元有力者）に対する強とうさつ人事件のひ疑者グループの中に、実行犯のルワンダ難民4名と主犯格のザイール人1名の存在が大きくクローズアップされ、ゴマ市民の中にはルワンダ難民排せきデモの行動もあり、今後ゴマ市民と難民との間のまきつの拡大も予想できる。一般ゴマ市民の中には、国連及びNGOのルワンダ難民を主対象とする支援の在り方に疑問を呈する者もある。

米、仏、英、白、加、独、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、エジプト、イスラエルに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

儀対会要厚情研
察人(在警史オ図)

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
審 軍 不 原 科

審
審 軍 不 原 科

長
審 地 中 東
参 北 東 西

ア
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

南 長
審 一 二

長
参 西 口 東
西 新 洋
二 独

ア 長
審 一 二 〇 〇 〇

経 長
審 経 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民
審 緊 評 技 有 理

図 長
参 参 図 協 図

情 長
参 国 折 図 調 せ
一 二

総 番 号 R208149

月 14日

平成 6年 10月 14日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管 総 平

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（ゴマ連絡調整要員からの報告及び意見具申）

第1711号 秘 至急（ゆう先処理）

13日、ゴマよりナイロビに帰かんしたキクチ・アフリカー課事務官及びマツモト総平事務官より、下記の通りの報告・意見具申が当館に提出されたので報告する。

1. 本隊はゴマ到着後1週間を経て、ゴマ空港内のキャンプ地の整備をほぼ終了し、難民支援に本格的に参画する態勢を整えつつある。本隊長及びばく僚幹部以下、着実かつけん実な働きぶりを見せており、困難なかん境の中、しょう賛に値する活動を行つている。また、先遣隊及び本隊を通じて行われたUNHCR及びNGO等との調整活動を通じて、現在では、わが国国際平和協力隊の難民支援活動の具体的様態も定まり、下記の通りの満足すべき活動現状に至つている。

2. 本隊難民支援活動は10日、ゴマ国立病院における外科ユニットの開設・しんりようの開始をもつて最初の実質的な難民支援活動に入ることとなつた。11日には3件の外科手術を既に行つており、執とうにあたつている自衛隊い官のじん力にはけい意を表するものである。また、12日の第二はのゴマ到着をもつて、今後ぜん次、じゅん回りりようチーム及びアミ・キブ衛生検査所での活動も行われる予定である。本隊の主要業務であるいりようサービスが10日以内にも提供出来ることになる。

3. 防えき業務については、当地WHO事務所が有している機材及びやく品を利用し、キブンバ難民キャンプでの防えき活動を行う具体的可能性につき検討されているところであり、近日中にも、その検討結果が出る予定である。

4. 給水活動に関しては、日量約2000トンのえん素さつきんされた水の給水については、スウェーデン・チームの機材（約6万5000ドル）をUNHCRが買上げる方向で話がまとまりつつあり、自衛隊の撤収以降も継続的な給水活動が行われ得る見込みである。また、日量300トンのろ過水については、自衛隊

秘

電信写

の逆侵とうを用いた給水機により給水活動が行われる目途がついており、UNHCR給水担当者によれば、本隊撤収後は、えん素さつきんされた水を流用することで何ら問題はない由である。ゴマ地域の難民キャンプ全体でも日量4000トン程度の水供給が行われているだけであり、今後、わが国国際平和協力隊は難民向け給水活動のほぼ半分を実質的に担うこととなる。

5. 空輸業務に関しては、9月28日以降10月9日までの間にのべ14回、航空自衛隊C130がナイロビ・ゴマ間を結び、UNHCR及びNGOの関係者等100人以上を既に運んでおり、これまで、陸上自衛隊本隊の活動に比べて、本邦プレスの報道では目立たないものの、これまでのところ、UNHCR側に最も感謝されている協力分野となつている。

6. ザイル軍当局との関係については、ザイル中央政府軍参謀本部より派遣されているリエゾン・オブ・オサーであるアネチョ大さのじん力をもつて大変スムーズに進んでおり、今週中にもカミモト本隊長が当地域の第四軍管区司令官テンベレ少将を表けいする予定であり、また来週以降には、キンシャサより統合軍参謀総長エルキ大將がわが方部隊を訪問予定である。これまで、先遣隊及び本隊が安全に活動することが出来たのは、アネチョ大さの信頼出来るリエゾン活動に負うところが大きく、今後、中けん指導者招へい等のスキームを利用し、アネチョ大さを本邦に招待することも検討されてはいかかと思料する。

7. 北キブ州当局及びゴマ市当局との関係についても、本隊は良好な関係を有しており、本11日にも隊長がマシャコ市長を表けいしたところ、先方より、ルワンダ難民の流入によつて、ゴマ市が直面することとなつた諸問題（かん境破かい及び水不足ならびに物価上しよう等）につき説明があつた。また、先方より、

（1）故障している給水施設の補修、（2）市内の排水こうの整備、（3）難民流入のため破かいされたスポーツ施設の復旧の3点につき具体的協力を要請された。当方としても、ルワンダ難民問題がゴマ地域に与えた深刻な影響を考慮し、本隊の余力の範囲内において出来る限りの協力を行うことがかん要であると思料しており、（1）については、草の根無償等の経済協力のスキームの利用、（2）についても本隊の人員・機材を用いて対応する可能性につき検討することも一案であると考える。

8. UNHCRとの調整活動についてはブトロウUNHCR事務所所長、ブルジョワいりよう担当官、カムフォード給水・防えき担当官、カイパー治安担当官、ヘイル空輸担当官をはじめとして、当方との調整にあたつてくれたことを特ひつすることが出来よう。とりわけ、WHOの土居い師にはいりよう及び防えき業務

秘

電信写

の調整にあたって一方ならぬ協力をいただいた。また、NGOとの調整に関しても、AMDAの邦人い師等、せき十字病院のマキシマイ師等にも御じん力いただいた。ついては、本省におかれても、後刻関係機関に対し、謝意を表することがかん要かと存ずる。

9. 当初懸念されていた治安については、(1) 難民キャンプに存在するルワンダ旧政府軍の動向、(2) ルワンダ難民の当地流入に批判的なザイール市民の動向、(3) こそどろ等の存在等不確定要素があるものの、現状においては、特に心配する程の状況にはない。ただし、今後どのような緊急事態が発生するとも限らず、最大の注意を常におこたらないことが必ずである。

また、ニイラゴンゴ山の火山活動についても、本邦より火山学者の派遣が近日中にも行われる予定であると聞き及んでいるところ、同専門家の観測結果もふまえ、緊急時に備える必要があるかと思料される。

10. 最後に、今次の国際平和協力隊の立上がり時における国際機関等との調整においては、外務省員の存在が必要不可欠であることがつつ感されたところ、今後とも国際平和協力隊のオペレーションに際しては、現地の状況に通じた専門家を含む本省の連絡要員を派遣することが重要かと思料される。

国連代、ジュ府代、米、英、仏、独、イタリア、加、豪、オランダ、アイルランド、エジプト、ザイール、タンザニアに転電した。(了)

室内決成後の印コピ配布

秘
無期限

報告・供覧

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 ○ 総合外交政策局長 ○ 審 議 官 ○ 総 務 課 長 ○ 国連政策課長 ○ 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 11 月 15 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 林 2347
回 覧 先 松本 〇 室内回覧 〇 総務課長 〇 人権課長 〇 石公 〇 国際第一課長 〇 安全保障政策課長 〇 法規課長 〇 難民支援室長		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 ルワンダ難民救援 (連絡調整要員の帰国報告)		
(別紙の要点等) 15日、他用にて総理府を往訪した総平林が、9月22日から約1ヶ月半、ゴマで 連絡調整要員として活動した沢田 孝隆氏(総理府に在任中)から入国後同様の帰国報告書 同人の個人的な着意ながら、現地での治安情勢、連絡調整要員のあり方、 UNHCRとの関係、撤収等について分析、報告を行っている。		

H. 6. 11. 7

沢 田 2 佐

帰 国 報 告

1 全 般

沢田2佐は、H. 6. 9. 22日から11. 3日の間、現地情勢（特に治安状況）の把握・報告、部隊の実施する救援活動の実施計画（要領）との適合性の評価及び現地連絡調整要員の活動基盤の確立を任務として、主としてゴマ（ザイル）において現地連絡調整要員として活動した。

ルワンダ難民救援隊は、9. 23日先遣隊のゴマ到着以来、着実に救援活動開始の準備を推進し、これを引き継いだ主力第1派は、陸自キャンプの警備強化を図りつつ10. 10日、医療活動を開始する等、ほぼ予定どおりの活動を実施中である。

細部の活動状況等については、日々の報告によるが、概括すれば以下の通り。

2 部隊及び現地連絡調整要員の活動の概要

~~別紙~~ （別途報告）

3 現地の治安状況等

ルワンダ難民救援隊が、現地において活動するに際し安全確保上留意すべき事項は、現地の治安状況及びニイラコンゴ火山活動である。

(1) 現地の治安状況

ア ザイル兵について

現地の治安状況を不安定にしている主たる要因は、ルワンダ難民に混在する旧ルワンダ軍兵士、民兵等存在及び現地の軍隊、住民、難民等の貧困とされているが、これらを更に危険なものにしているのは、武器を保有し、生存のためには、同胞に対する発砲さえも躊躇しない一部のザイル兵である。給料の支払いを受けていない一部のザイル兵の中には、一般の住民に対し銃をもって金品を要求し、これを拒否すれば、いとも簡単に発砲する者もいる。

ただ、市内等で車両の検問を実施し、NGOや報道関係者から金品を巻き上げる一部のザイル兵も軍の制服を着用している我々に手を出すことはなかった。

イ 旧ルワンダ軍兵士、民兵等

ザイル国内に流れ込んだ旧ルワンダ軍兵士は（特にムグンガキャンプ）、2万とも4万ともいわれるが、私の見た限りにおいては（国際平和協力隊員としては、立場上情報収集には限界がある。）彼等は、武装解除されたいわゆる敗残兵であり、キンシャサから派遣されたザイル軍LOのアネチョ大佐の言にしても

彼等が近い将来、組織だった行動をとることは、有り得ないという。

旧ルワンダ軍兵士は、一部に武器を依然隠し持ち、人目の届かない難民キャンプの深部に訓練施設を保有して、密かにルワンダ反抗（ゲリラ活動）を準備しているとの説もあるが、これさえも武器・弾薬の供給を支援する第3者が必要であろう。

アネチョ大佐によれば、「ザイール政府は、勿論旧ルワンダ軍の再建に協力するつもりもないし、難民によって破壊されたザイール国内の自然環境に対し、ルワンダ政府がこれを補償しない限り、押収した武器等を返却することはない。」という。

一方、カタレの難民キャンプにおいては、幾つかの民兵組織が組織化されている模様であるが、これらが救援機関からの食料等の公平な配分及び難民のルワンダ帰還を妨害している模様であり、治安は安定しているとはいえない。

更に、カタレの難民キャンプは、旧政府軍再起の温床になる可能性もあり、難民キャンプの中には軍服を脱いで、一般の難民を装っている者や、NGOに雇用されているものもいるという。

もし、難民救援活動が今後継続された場合、ルワンダ軍が、これを旧政府軍再起の間接的な援助としてとらえ、これを妨害するためのゲリラ活動の挙に出る可能性もなしとはいえない。

ウ ルワンダ軍

ルワンダ～ザイール国境付近に所在するルワンダ軍を視察した在エジプト駐在武官榊枝1佐の言によれば、部族の存亡を背負ったルワンダ軍は、ザイール軍と異なり、規律正しく統制の取れた部隊であって、旧ルワンダ兵士の反攻を未然に防止するための組織的な先制攻撃、或いは偶発的な事件を口実とした組織的な越境等は、現時点では考えにくいとしている。

しかしながら、陸自派遣部隊の駐屯するゴマ空港周辺には、4～5 Km²の正面にわたって、ザイール軍1コ大隊（約800名）及びルワンダ軍が約100mの距離で対峙しており、偶発的な事件により発砲事案生起の可能性もあり、陸自派遣部隊としては、十分な警備と防護の必要性がある。

- (2) 以上のように、部隊を対象としたさし迫った陸自安全上の脅威はないが、関連情報の早期入手による活動地域・期間の選定、警備態勢の維持・強化により、現地のいわゆる「いざこざ」に巻き込まれないようにすることが肝要である。
- (3) ニイラコンゴ火山の活動状況については、東北大学浜口教授のコメントとして報告した通りであるが、派遣部隊は、緊急事態対処避難訓練を実施している。

4 現地連絡調整事務所について

(1) 現地連絡調整要員の派遣時期及び勢力等

今般の自衛隊派遣の経緯、現地の治安情勢等により、やむを得ない面もあるが、現地連絡調整業務の性格からすれば、自衛隊先遣隊の現地到着に先立ち、当地において準備活動を実施する必要がある。(現地における人脈の把握、通信・移動手手段、現地職員の確保等)

派遣勢力については、派遣当初の連絡調整業務の繁忙時期と部隊の救援活動が軌道に乗った後とでは、派遣人員に多寡があって然るべきであろう。

また、救援活動の内容によっては、外務省、防衛庁、総理府のほか他の省庁からの現地連絡調整要員の参加も検討すべきであろう。

(2) 現地連絡調整要員の取りまとめ役

今回現地連絡調整要員の長として、総理府貞岡参事官及び外務省角室長の参加を得たが、いずれも短期間であった。しかしながら、連絡調整要員の構成、業務内容等からすれば、本業務の経緯等を承知した管理職クラスの現地における常駐が好ましいと考える。

5 UNHCRについて

UNHCRについては、ある程度の統制・調整能力を保持しているものと期待していたが、弱体組織のため、情報収集・分析能力に欠けるばかりか、(情報源は殆どNGO、関心の対象はNGO) 有力なNGOへの統制力は皆無に近い。

したがって、UNHCRに何等かの安全確保上の処置を求めるのは、不可能。

6 撤収の準備について

ゴマにおける環境の中で、日本国の検疫をパスできるような綿密な洗浄及び確実な梱包を実施することは、極めて困難と認識(現地連絡調整要員の共通認識)

陸自救援隊長も近く陸幕へ意見具申する予定

7 その他

(1) 隊員の健康・衛生状況

(2) ザイール軍LOアネチヨ大佐

角 平和協力隊長へ

岡村より

活動日誌として個人的なメモを作りましたので、送付します。四宮近ア1長にも供覧ください。また、コメント等ありましたらお願いします。

10月18日(火)

BA069便で朝4時過ぎにナイロビ着。ナイロビ・インターコンチネンタルホテルの支援室にて、空自輸送部隊荒谷隊長に挨拶、ナイロビ・ゴマ間の輸送の頻度、輸送対象について、陸自空自間の調整が問題になっていた由。自衛隊にまたがる統合運用は昔から難しい問題となっているが、ここでは現場の部隊の統合指揮を行う判断・決定者の存在がないことで難しさが出ている由。

9時発のC130でゴマに向かう。2日前のバナナ事件が話題に。これは夜半に基地周辺で激しい銃撃の音が約1時間にわたり聞こえ、傷ついた現地人が一人自衛隊に運ばれてきた件で、事後の調査ではバナナ泥棒がルワンダ国境方向に逃げたのを、ルワンダ兵が銃撃、これに対しザイル側兵士も発砲で応じたものとのこと(ただし、ツチの農園主が騒動を自ら起こしてフツの隣人を殺させたとの陰謀説もあり、真相は不明)。何分夜間のことで、基地内は緊張、特にけが人が突如基地内に運び込まれたときは、自衛隊員がやられたかと大騒ぎになったが、顔を見たら黒かったので、胸をなで下ろしたという訳である。

支援チームの面々と顔合わせの後、神本隊長に挨拶、現場のブリーフを受ける。午後からキブ湖の湖畔の給水所の視察。スウェーデン政府が運用していた浄水施設と水タンクを自衛隊側が引き継ぐ。逆浸透によるきれいな水を自衛隊とゴマ市民用に供給するとともに、塩素殺菌の水を難民に供給。国連側の給水トレーラーが列をなして自衛隊から水の供給を受けている。

夕食は神本隊長主催で歓迎会。「直角、一直線」との神本隊長の教えが披露される。

10月19日(水)

UNHCR訪問。ブトゥルー現地代表(Joel BOUTROUE)、サンダース施設部長(Claig SANDERS)に会う。ブトゥルーは、カタレキャンプでは奥地に民兵が勢力を持っており、活動に危害を加えるので、あまり奥地に入り込まない方がよいとのアドバイス。また、サンダースは日本に手伝ってほしいこととして、墓堀り、道路整備、環境破壊の状況把握のための測地の3項目を提示。墓堀と道路整備は、自衛隊のブルドーザに注目してとのこと。環境破壊とは周囲の森林伐採を指している。こちらより、自衛隊の業務は限定列挙されているのでその範囲で読めるかは検討を要すること、現在の活動で能力に限界があり余力のない可能性があること等を説明したが、ひとまず持ち帰ることとした。

午後2時より、マシャコ・ゴマ市長(MASHAKO Mamba Sebi)を訪問。市長は、日本の自衛隊が設営後、市民が安心しその表情がずいぶん落ちついてきたこと、日本の仕事のやり方に触れることで市民が学んでいることなどをあげつつ、自衛隊の活動に非常に感謝している旨述べた。本省から小規模無償案件の可能性や、アフリカ協会の援助案件の話があるとの情報を得ていたので、市長に案件を打診したら、難民の流入時に、小学校を占拠の上、机や椅子を燃料にして燃やしてしまったため、施設がひどい状況にある。これを回復してほしいとの回答。更に、体育施設(テニスコート、バスケットコート等)も同様に被害にあったのでこれについても支援がほしい、また、下水溝の浚渫もお願いしたいとの回答であった。小学校の机と椅子の件は、今後追求することにする。

政府支援チームの今後の業務について、さっそく整理しておかなければならない

と考え、昼から政府支援チーム内で打ち合わせ会議を行った。当面の作業として、連絡調整業務の位置づけ、情報収集、プレス対応の3点がある。

第一の連絡調整業務に関しては、チームの業務と部隊の業務の位置づけが不明確で、部隊側と順次話し合っていかなければならない案件であると、ここに来る前から考えていた。セムバは今朝の11時10分頃の印象で、部隊調整の目的は、調整が不十分ではないかと考えられたので、UNHCRとの交渉・調整を支援チームで行う（具体的には、日・UNHCR調整会議のようなものを定期的に持つ）との考え方を提示した。しかし、現在部隊業務は、医療、防疫、給水の3分野ごとに、現場で調整しており、確かにUNHCRとの全体の調整が必要であるとしても、我々の役割はこれをお手伝いするに止まり、あくまでもUNHCRとの折衝は部隊が主体となって行うべきとの意見が出された。また、実施計画上支援チームが連絡調整、部隊が業務の実施と書かれているから、対外的には支援チームがとりまとめるべきとの考えは筋であるが、具体的な業務の調整を一つ一つ行うほどチームの陣容はそろっていないし、また、部隊側に主体意識を持たせてやってもらわないと、単なる請負業者の意識では実質的に業務が進まないとの意見が出た。これらもふまえて、神本隊長と相談したら、対外的調整はまさに支援チームの仕事であると認識している（実施計画を読んでそう考えている）、ただし、現時点では3分野それぞれについてUNHCR側との調整は進んでおり、更にUNHCR本部との調整会議のごときものは必要ないと思う、との意見であった。また、側にいた小林1佐（医療隊長）より、現実にはUNHCR本部は、現場のニーズを協力主体に配分し、業務を指示すると言った能力はなく、現実には、分野ごとの調整会議において各NGOが自分たちの活動をUNHCR側にアピールして、UNHCRがこれに資金や資材を供給するといったことしかしていない、他方、自衛隊は自主的に活動地域・分野を選択し独自の資源で実施しており、他のNGOとは立場が違う、従って、UNHCR本部に日本側への業務要請の窓口を期待することは無理で、調整会議を持ってもあまり有益ではないとの考え方が示された。そこで、支援チームとしてはUNHCR本部との調整は引き受けましょう、なお、UNHCR本部の実体がそのようなものであったとしても、日頃からパイプを作っておくことは、彼らへの我々の活動のアピールになるし、我々の業務への権威付けになる、要はUNHCRを利用していくことであると主張した。利用していくとは例えば、自衛隊の活動をUNHCRより広報させるとか、防疫の分野でどこをやるのが適当かについての議論で、客観的にどこをやるべきかについて明確に判断できない以上、例えば自衛隊がやりやすいところをやりつつ、対外的にはUNHCRが要請したとの格好を付けてやっていけばいい、といったことである。

第二の情報収集については、これは部隊の調査が行う周辺状況把握とは異なり、今後の新たな事態に迅速に対応できるようにする所要の情報収集である。新たな事態とは緊急事態であるが、そのときに日本の活動家がどこにいるのか、物事を動かしていくためのどういった人的関係があるか、ということが分かっていることが非常に重要になるのであると考えるからである。それで、これからは暇な時間を見つけて、こまめにキャンプなどを巡回し、顔をつなぎ、情報を収集していこうということになった。神本隊長も、日本の活動家がどこにいるのかといった情報がないことに問題意識があり、今調査させているが難しいと述べていた。

午後から、キブンバ難民キャンプを視察。火山のすそ野の広大な平原に、藁で囲いビニールシートで屋根を付けただけの粗末なテントが、無数に散らばっている。雑踏のように多くの難民がすることもなくうろうろしている。ただ、全く無秩序という感じではなく、少なくとも外見上は平穏である。困ったことはないかと聞くと、食料や健康上の要求ではなく、職はないか、という。市場もあり、子どもたちは何

やら遊技をして遊んでいる。出身地域ごとに固まっているらしく、地区によって雰囲気が違う。ある地区では、皆上着を着、靴を履いて、比較的清潔にしている（ただし、もう長い間着替えていないと言っているが）。こういう地区で祖国で何をしていたか聞くと、教師だとかドライバーとか答える。ある地区では皆裸足で乞食のようなぼろをまとっているが、かれらは農民であったと答える。かれらはいきなり日本はどちらの味方だと聞く。我々は人道支援のために来たのであって、困っているものの味方であると答える。日本が新政権を承認しているとはとても言えない雰囲気である。教師であったという男は、自分たちには亡命政権があり軍もある（という軍であるかは決して言えないが）、新政権は大多数の国民を追い出して、どんな国づくりをしようというのか、新政権は帰国難民をひどい目に遭わせることは、帰国を試みたが戻ってきたものが証言している、交渉によって安全がはっきりしない限りとても帰れないと語っていた。

10月20日（木）

9時半より給水施設の開所式。マシェク・ゴマ市長、ゴマ区長、カリシンバ区長、アネッチョ大佐、カマフォードUNHCR給水部長が列席。ザイルと日本の国旗を掲揚し、神本隊長訓辞の後、給水開始のデモンストレーションを行う。午前中に角室長に電話したら、国内報道では、外務省と防衛庁の確執（隊員は安保理常任理事国立候補のために支援に行かされたとの印象を持っていると報道）と、自衛隊は自分のこと（部隊設営）ばかりやっていて、難民支援を殆どしていないとの報道のラインであるとの連絡。

確かに、医療活動はゴマ病院内でやってるし、防疫活動も小規模で目立っていない。太田2佐もキブンバのUNHCRで「自衛隊はいつ来るのだ」と聞かれたという。キブンバでは既に消毒等の活動を開始しているのに、これが見える形になっていないのである。そこで、神本隊長に、UNHCRの現場の活動グループとの連絡強化と、目立つ活動の重視を問題提起した。UNHCRとは我々も連絡強化をはかるつもりで有り、特に、本部だけでなく、どうも本部とは独立に活動している現場事務所とのコンタクトが重要である。一方、目立つ活動とは、具体的に形になることを行うことで、ブルドーザを持って行って整地をすとか、防疫もエリアを決めて旗を立てて行うとか、あるいは単に日の丸を着けた車がそこらを走り回っているだけでも良い。どうも部隊というのは律儀で、防疫活動というと虱取りとか便所の消毒とか、極めて地道なことをこつこつやることになる。これらは、WHOの提言に従ったものとのことであるが、WHOはジュネーヴに報告するために必要な材料を作ると言うことが本音であり、日本のプレゼンスということには主たる関心を払わないのは当然である。だから、WHOとの協力は引き続き継続するにしても、日本独自の防疫活動を作っていくことが肝心である。

13時より国旗掲揚式。神本隊長から、今朝の給水施設の開所式を紹介し、これで自衛隊の救援活動が全て開始したことを宣言する、この国旗が降ろされるときは我々が撤退するときである、そのときまで任務を無事に全うすべく、各人とも怪我などせぬよう頑張ってもらいたいとの訓辞。

15時に、マコヨ・キブ地域水道局長(MAKOYO Kalonda)、ザイル水道公社(RESIDESO)のルヴンガ研究部長(LUVUNGA Mbangi)、モマ水質課長(Ngoy MOMA)が来訪。難民の増加によるゴマ市民への上水道配送の不足に日本からの協力を得たいとの要請。具体的には、浄水施設（ザイルが自前で調達しているもの）からの上水道の導管（延長6キロ）がないので、物資協力してもらえないかということ。こちらから、ここの部隊は限定された支援を実施する業務部隊で、施設提供と言った経済協力の話は、キンシャサの日本大使館を通す必要がある旨、そのため

には計画の詳細と経費が明らかな要請書の作成が必要である旨、また、現在はザイルへの経済協力は停止しており、日本政府としてこれに応じられるかは疑問である旨、経済協力はアセスメントや契約の手続きが必要で、緊急に支援することは無理である旨を説明した。

午後より驟雨来る。晴れた後、ゴマ市内に出て、市場を視察。広場に所狭しと屋台のような店が集まっており、客のいる。山羊だか羊だかの肉を台の上で切り裁いて売っている。小麦粉は、かなだらに山盛りにして売っている。炭、タバコの葉、オリーブオイル等も並べている。日常の品物や、電機の部品は、探せばなにがしかのものがあるようである。バナナとマグカップを買う。

会議後、神本隊長と2人でビールを飲みつつ歓談。武器の使用について話題が及ぶ。難民キャンプでは、集団心理があり、自衛のためとはいえ数発の発砲がかえって回りの過剰反応を招き、事態の悪化を招きかねないので、くれぐれも慎重に考えるようにお願いしたいと述べた。

10月21日(金)

11時より神本隊長らと国境地帯視察。アネッチョ大佐、キトク少佐の案内。国境警備所は湖畔と飛行場の近くと2カ所ある。まず、湖畔の国境は、舗装のない道が湖畔沿いに走っており、そこにコンクリートの簡単な建物と、鉄の遮断機が下りているだけである。ルワンダ側との間は数百メートルの緩衝地帯で仕切られており、ザイル側は重機関銃、迫撃砲等をルワンダ側に向けた兵士が十数名警備に当たっている。しかし、それほどの緊張は感じられない。双方の兵士が対立することは、全く無いと言っている。ここで難民の武装解除をしたということで、当時は武器が野積みになっていたというが、今も地面には実弾が散乱している。数名のルワンダ難民が頭に大きなトランクを乗せて、ルワンダ側に帰ろうとしている。国境で二言三言官憲と言葉を交わした後、国境を越えていった。しかし、難民の帰還は一日に数件しかないそうである。また、UNHCRの支援物資を乗せたトレーラーが数台通過していった。これらの車両にはUNHCRの文字が大きく横書きしてあるのと一緒に、スウェーデンの国旗が塗装してある。こうしたプレゼンスは印象が大きい。

次に飛行場近くの国境警備所に行く。こちらは、小型車両と市民の通過のためにあるという。溶岩の黒っぽい地盤の上に、埃っぽい粗末な建物が並ぶ貧民街に隣接しており、貧しい身なりの人々が大勢群れている。国境の警備に当たる警察官によると、難民流入の当時は、国境の緩衝地帯に、異渡す限りの難民が広がり、收拾のつけようのない状態であったという。今は難民の出入りはほとんどなく、以前はルワンダに買い物に行くゴマ市民も居たが、今は物価が高くてだれも買い出しに行かないと言うことである。

最後に基地のすぐ東側のバナナ園の更に東側1キロの地点にあるザイル兵小隊の駐屯地にゆく。フランス軍が前に設営しそのまま置いていったテントがある。

さて、目に見える形で自衛隊の活動を行うために、防疫活動を行うにあたってカタレでテントでも張って、日章旗をあげるとか、なにか目立った土木工事をやるとか、そう言った余地があるかという問題意識で、12時半よりカタレキャンプを視察に行った。カタレはキブンバを経由してさらに北行、車で1時間半の距離である。途中、食料を頭に積んで自分の住まいに帰っていく難民の姿を数多く見かける。カタレにつくと、自衛隊の部隊の防疫班の数名が、防疫の指導を行っていた。カタレのUNHCRの事務所はOXFAMと大書きした給水タンクの立ち並ぶ下の平地にテントをふたはり建てたもので、まわりは埃にまみれた身なりをした難民が大勢群れている。テントの中でNGOと応対していた、フォイユー現場代表と話す。カタレの治安状況と、自衛隊が新たに業務を行うことへの評価を聞いてみた。

ここ数週間でNGOへの危険が増大しているという。これは、カナダのCAREが少しまづいやり方をしたからだと言う。彼らは、難民キャンプで、ルワンダのボーイスカウトの協力を得て、食料配布、防疫、インフラ整備を行った。しかし、ボーイスカウトの活動はだんだん拡大していき、交通整理（難民キャンプが道路沿いに自然発生的にできたので、支援の車が通れなくなるほど群衆が道路にたむろした。）をはじめ、泥棒を逮捕するなど、あたかも警察のような活動を始め、これが、民兵の反感を買うに至った。9月27日に両者が衝突し、8人のボーイスカウトが殺されたので、NGOはUNHCRと共にいったん引き揚げた。支援活動の不在は難民自身を困窮させたので、事態はいったん平静になり、10月3日にUNHCRとNGOはキャンプに戻った。しかし、最近CAREカナダへの脅迫状が届き、外国人スタッフを殺害するとしている。CAREカナダは活動を停止して引き揚げることにしたが、民兵はNGO全体を危険視しているようであり、新政府のスパイであるとか言う風評を流したりしているため、脅威はCAREカナダに止まらず、NGO全体の問題として考えなければならない事態になりつつある。

自衛隊がカタレに入っていくことについて、活動のニーズ、現地での受けとめられ方、自衛隊への危険について考えを聞いたところ、まず、CAREカナダの抜けた後の穴を埋める必要があり、食料配布は、新たに世界ルター派協会（Lutherian World Federation）が活動を引き継ぐことになるが、防疫分野での活動は中断しており、この分野に期待する、また、民兵組織への対抗力の存在は現地の安定要因になるので、積極的に来てほしいという。軍事組織への反感があるのではないかと聞いたら、難民の軍事組織への反感があるとしたら、ザイル兵に対するものであり、白人組織とも違う日本の自衛隊は難民の敵視するところにはならず、難民も歓迎するものと考えるとの意見であった。

夕刻、17時からカタレの治安問題についての会議がUNHCRで急遽召集されるとの情報があり、傍聴に行く。UNHCRのロンバルド防衛部長（Salvatore LOMBARDO）より、最近、人道支援活動を行っているNGO要員の目前で、衝突があり人が殺されたりした事例があり、また、民兵による要員自身の安全への脅威が出てきた事態において、NGOとしてどう対応すべきか（撤収の判断も含め）と、NGO全体が一致した行動をとるべきかいなかとの問題提起。安全確保が保証できないUNHCR側にとって、民兵組織の存在を懸念し、一時撤退も考え、そのために既に21日付でNGO要員の安全を危惧するUNHCR声明を出したということが明らかにされた（テキストはコピーの故障で配布されず）が、活動の安全に不安を抱くNGOもある一方で、MSF、CONCERNは難民同士の争いで殺人が日常的に行われることは、ソマリアなどで経験しており、少々安全への懸念で撤収を考えることは賛同しかねるとの強い意見も出た。結局議論はまとまらず、なにか重大な案件が発生した場合には、共同で情勢分析を行う、そして必要ならばそのときに共同行動をとるかどうかを判断する、いずれにしてもこの問題は重要なので、定期的にこの会合は継続するといったことに合意された。

カタレの治安問題がクローズアップされることは、我々自衛隊の活動についていくつかの影響を与える。

まず第一に、「危険な地域では活動すべきでない」との国内の議論があるので、国際機関により公式にカタレは危険であるということが認定されると、カタレでの活動が難しくなるということである。

第二に、その一方で、UNHCRやカタレの中小NGOにとっては、自衛隊のカタレ駐在は安全向上に資するもので、歓迎のみならず、依存される関係になる可能性があるということである。しかし、自衛隊がそのプレゼンスによりカタレの治安状況を改善することになるとの副次的な効果は別としても、キャンプの治安維持は

もとよりNGO保護のマンデートも与えられておらず、難しい問題に巻き込まれる可能性があるということになりかねない。

第三に、カタレが民兵組織の實質的支配の下にあるということになると、カタレの難民の支援は、とりもなおさず旧政府軍の関係者の支援に他ならないとの議論になり、自衛隊の活動の中立性が疑われかねない。

これらの問題を慎重に検討しつつ、カタレでの活動を考えていかなければならない。しかしまた、NGOの思惑というものも興味深いものがあると思う。UNHCRにとって民兵に対する切り札は、民兵が支援活動を脅かすのであれば支援活動を全面的に停止し、もって難民自身が困窮から民兵を追放するようにすることである。しかし、MSF、CONCERN等強硬派のNGOは、危険な地域で生命を賭して活動してこそ、名声が上がるのであり、本部からのインストラクションも最後まで頑張りということになっているのだろうし、情勢の悪化を受けて他のNGOが撤収すれば更にその名声は高まる。その観点からは、MSF、CONCERNは民兵組織の勢力増大により利益を受けている部分があるのである。

10月22日(土)

昨日、神本隊長と雑談したとき、隊長はカタレ進出は結局難民の民兵組織と内々に話を付け、お互いの領域をはっきりさせてから行う必要がある、としていたが、民兵組織と接触をしたり、話を付けることは、自衛隊の活動が難民支援を通して旧政府軍への支援につながる(少なくとも国際社会にそう受け取られる)可能性があるもので慎重にしなければならないのであり、午前中に昨日夜のUNHCR会合の報告も兼ねて、この話をした。神本隊長は、民兵組織について国際社会が持っている実像はかなり誇張されたものである、民兵組織が現場を取り仕切っているのであれば、彼らと話を付けることで問題は片づく、として、依然として民兵組織との接触到未練がある様子であった。こちらより、実体がどうであるということより、世間がどう考えているかと言うことの方が重要なのであり、たとえ米国の情報や、プレスの報道が間違っていようと、我々がこれが真実であるとして示す内容よりも影響力が大きいのであり、そこを間違えないようにする必要がある、と指摘。しかし、隊長は、いずれにしても民兵組織についての情報収集を進める必要があるとしていた。

米国の情報については、かなり脅威を誇張して捉えている傾向があるというのは、こちらの部隊の印象である。これには理由があるかもしれない。米国は、ベリー長官までゴマに來訪して、第一段階は水の供給などの緊急支援、第二段階はキンシャサまでの道路整備等の大がかりな支援計画を発表したということであるが、結局給水だけを行って帰ってしまった。ここでも、死体処理などに尽力した仏に比べ、米国はあまり意味のある仕事をしていかなかったという印象である。米国は新政権を支持しているという受けとめ方であり、難民からは批判的を越えて、敵意を持って迎えられ、結局米国自身もソマリアの二の舞を恐れて撤退してしまったという経緯のようである。だから、米国としては難民キャンプが「旧政権の巢窟」でなければならず、撤退を正当化するほど「危険」でなければならぬと言う理屈である。

16時に、ブトゥルー所長と会う。先ほど到着したばかりの長和UNHCR調整員と一緒に、自衛隊の活動とUNHCRの活動との調整について協議。こちらより、キャンプ内のUNHCRのテントの隣に自衛隊のテントを張って自衛隊の出先事務所にする可能性、UNHCRのためにキャンプでできる工事等があるか、UNHCR内に事務室がもてるか、の3点について協議。第一の出先事務所については、構わない(但し、カタレについては治安上の問題有り、キブンバは現事務所が自然保護地区の側にあるので移転を検討中)。工事については、自衛隊でできる

工事の種類をリストにしてほしい。事務室は長和調整員が事務室を持つからそこに同居することとなった。また、カタレの危険性について、彼がどういう評価をジュネーブに上げたのか、我々の参考のために教えてほしいと要請したら、少し考え（機密である由）、内々に明日渡してくれることになった。

その後、ロンバルド防護部長と会う。NGOの活動は難民自身のためなのに、どうして敵視されるのか、NGOが引き揚げると困るのは難民であり、ひいては民兵自身が困るのではないのか、彼として、カタレで自衛隊が活動することが敵視されると思うかと聞いたら、NGOの支援が民兵の利益であるというのは、簡単に過ぎるとの答え。彼によれば、支援に伴う活動が民兵の領域に入り込むことが、彼らの神経を刺激するのである。NGOは、食料配布等において、難民の数や名前を管理し、更に、一種の社会福祉のような活動を始めて、結果として難民の中にあたかも行政権を行使するようなとき格好になっていった。これは、難民の秩序を押さええている民兵にとって、黙視しがたい権限の侵害と映ったようである。民兵はマフィアのようなものだと考えれば分かりやすい（ロンバルドはイタリア人である）。マフィアは彼らの領域に入り込み、その世界の力の均衡を崩すものに対しては、徹底的に対抗する。従って、もし自衛隊の活動が防疫活動程度に限られるのであれば、また、土木工事を行うとしても、それが彼らの力関係に影響を及ぼすのでないことが明らかであれば、妨害行動は行わないであろうと考える。要は、活動がどこまでに止まるのかを示し、彼らの力関係に入り込むものではないことを明らかにすることが肝心である、との意見であった。

夜、始めてニイラゴンゴ山の上が真っ赤になっているのを見た。ここ数日は火の勢いが弱かったのか、雲の加減で見えなかったのか、こういう夜景はなかった。虫の鳴き声しか聞こえない静寂の夜に、彼方で朱色に輝く山頂を仰ぎ見る。皆が寝静まったなかで、山は一人圧倒的な存在を誇示している。

以上

角 平和協力室長へ

活動日誌（個人的なメモ）の続きです。四宮近所長にも供覧ください。コメント等ありましたらお願いします。

岡村より

10月23日（日）

日曜日でもあり、活動はひと休み。神本隊長は、突然思い立ってカタレの更に向こうにあるジャンバという難民キャンプの視察に出かける。私は残って、佐藤書記官、高田2佐とともに、長和UNHCR調整員と、カリブホテルというゴマの西方の湖畔のホテルで昼食。プールのある中庭に面したレストランで、エレキの楽団がのんびりと軽音楽を奏でている。区切られた世界の中では、難民も、町の雑踏も忘れてしまう。

UNHCRでブトゥルー現地代表と会い、昨日約束のカタレ情勢の紙を呉れという。あれはやはり内部ペーパーであるから渡せないと言う。仕方がないが、長和調整員を通じてでも入手するしかない。ブトゥルーはスマートに仕事をするが、責任を負わないように逃げる、フランス人に典型的にあるタイプのようである。

AMDA（アンア医師連絡協議会というロアのNGO）の鎌田医師来る。白南のシャワーを借りに来たとのこと。UNHCRよりブカブ地区にあるカレヘというキャンプを丸ごとまかされたので、キブンバのサイトは縮小し、カレヘを責任を持って当たるといふ。

夜半、いつもの酒飲み談話会が終わって眠りにつこうとしていた23時半、突如通訳が必要であるから来てくれと言う。何やら数十人の急病患者が出て、UNHCRの要請で小林1佐らがゴマ病院に駆けつけた由。佐藤書記官とともに、指揮通信車でゴマ病院に出向く。夜22時前に、ムグンガ・キャンプの付近の飲み屋で、静いが始まり、手榴弾が破裂して17人が怪我、内3人が重傷とのこと。我が自衛隊チームは、手榴弾の破片を浴びた一人を開腹手術。佐藤書記官が通訳としてはいる。WHOのサンタマリアが来たのでバトンタッチして帰る。

10月24日（月）

マシャコ・ゴマ市長の案内で、難民に荒らされた学校の実態を見に行く。北キブ州のカバンビ初・中東教育部長（Bikuba KABANBI）、ンクンダ主査（Runakare NKUNDA Balthazar）が同行。ルワンダからの難民は町にあふれ、学校の敷地に居座り、鍵のかかっていた教室の窓ガラスを割って中に入りこみ、机や黒板を壊して薪にして燃やし、要するに無茶無茶にってしまった。今は難民は皆キャンプの方に移り、児童達は荒れた教室で残された机（長椅子と長机が一体になったもの）や親たちが手作りの机に、狭苦しそうに座って勉強している。親の作った机は、日曜大工の悲しさで、子どもが座ると平行四辺形にゆがんで倒れそうになっている。燃やされた黒板の代わりに、穴だらけの壁に直接黒いペンキを塗って黒板として使っている。8カ所の学校を見て、それぞれ破壊の程度も違うが、もともとブロックを積み上げただけの粗末な教室で、窓ガラスは割れ、黒板はなく、それでも子ども達はノート片手に明るい表情である。高学年になると、難しそうな数学の問題を解いており、このような環境の下でも教育水準は結構高いことを伺わせた。それぞれの学校で、マシャコ市長が日本と今回の人道支援のことを説明し、皆が勉強できるように机を提供してくれる計画であると説明してくれる。この計画が実現すると、助かる生徒数は相当数に上ることになり（1校あたり約800人から1200人の生徒が昼夜二交代制で利用）、生徒の口を通じて日本の支援のことが親に伝われば、効果は大きいだろう。

先週の水曜日に市長に頼んでおいた必要な机と椅子の数のリストが、ちゃんと表になってできあがっている。各学校に聞いて、それぞれ壊された数をきちんと数え上げている。私立学校も入っていると困るなど思っていたら、これは公立に限った話でしようかと最初から公立学校のみを要請を上げてきている。支援を受ける話であるとはいえ、マシャコ市長の事務の取り進めがきちんとしているので、感心する。話の内容もちゃんと整理されていて、こちらの手続きの要求をすぐ理解してくれるので、無駄が無く、ある程度予想していた私利がらみの要求もない。規模が300万円を越えそうなので、小規模無償に乗せることにして、近藤調整員に後を託すこととした。

ゴマ地域住民へのお土産については、既に柳沢政務次官が来訪したときにコミットした、ゴマ総合病院への手術台と麻酔器があり、機材（約700万円）は数日前に搬入したが、手続き（小規模無償）や後で必要であることが判明した笑気ガスの手当（総理府の金で手当する）を後追いで進めなければならないとしても、一応は決着が付いている。これに加えて更に数件という話が本省から来ているので、急遽案件探しをしている。まず、AMIRKIVU衛生研究所に、滅菌器と解凍器その他の研究器材を供与する案件があり、これは部隊の治療隊で内容を詰めている。（小規模無償で対応）。それに加えて、学校の机・椅子その他の備品修復の件。これは、最初アフリカ協会の提供にしようと考えていたが、算定してみると想定していた金額を上回るもので、小規模無償案件にする。アフリカ協会には、ゴマ病院で必要であることが明らかなレントゲン機材をお願いしよう。実は、政務次官の時に、既に病院側から必要機材リストに出されていたが、恐らく対応が間に合わなかったのであろう、供与ができていない。レントゲン機材といっても骨折治療のために用いる小型のものなので、大体300万円以内というアフリカ協会の制約にも合う。本省の感触では、更に1~2件の小規模無償は可能な様子であるが、まだ北キブ州州知事にも会っていないし（先週以来キンシャサから帰ってこない）、州知事レベルでなにか必要が出てきたときに対応するために取っておこうかと思う。滑走路に穴があってC130の運行に支障があるのでその修復にこの金が使えないかという話（空自の必要があるのであれば防衛庁から金が出るはずだと言って断っている）や、溶岩台地のゴマ市での下水溝の新設に必要な削岩機を提供する話（神本隊長の案であるが、どの公的機関に提供するのか不明であり困難と回答している）もあるが、しばらく様子を見るつもりである。それから、話に聞けば、ゴマ総合病院の院長は、自衛隊はよいパトロンだと思っているのか、病院の使用について看護婦代を出せとか、患者一人当たり5ドル出せとか（UNHCRの話で自衛隊は関与せずと断った）、敷地の使用料を出せとか、いろいろ言ってくるようである。最初に出した要求機材リストへの対応がぱっとしなかったとの感触を持っているからかもしれない。このように、病院長との関係は、駆け引きベースになっているので、レントゲン機材の供与も、すぐに伝えないで駆け引きの玉に取っておいて、時期を見て提示することにした。

午後からUNHCRに出かけるが、サンダース施設部長は不在で、土木工事の話とテントの話はできなかった。ジャンバへのビニールシートの運搬の話も懸案である。昨日ジャンバに行ってきた隊長によると、ここは奥地過ぎてどのNGOも入り込んでおらず、難民はシートもない粗末な風よけで風雨をしのいでいるという。食料の運搬も行われていない様子であるという。食料運搬を行うことは、自衛隊がキャンプの生命線になって、将来離脱できないことになりかねないので手を付けないとして、シートの運搬は感傷されるのではおそれるという。UNHCRから帰ってきて少づづりしていたが、大雨が降るというので、先日は夜になるとときどき聞こえてきて、最近はずっと聞こえてしまっていたが、

間すぐ近くから聞こえたので皆色めき立って、テントを飛び出してコンテナの後ろなどに隠れている。見ると、駐屯地の南側の境界付近で、ザイル兵が機銃を振り回して何やら興奮している。誰かが誰かをさんざんにたたきのめしている。たまたま近隣調整員が街から帰ってくる途中で騒ぎに出くわしたので、様子を聞いてきたところによると、南側境界は、住民が滑走路を横切る通り道になっているのだが、そこを警戒しているザイル兵が、本当は通行は禁止されていることを機にとつて、通りがかったルワンダ難民がビールを持っていたのを取り上げようとしたか、通行料をせしめようとしたかしたことからトラブルになり、発砲したものであるという。しばらくすると、どこからか別のザイル兵（アネッチョ大佐の送った大統領警護部隊であるという）が数人飛び出してきて、騒ぎを鎮めたザイル兵を取り押さえ、つれていった模様。回りを見ていたゴマ市民も、皆ルワンダ難民の味方をし、いつも通行料とかいって悪地悪をするザイル兵が憎らしく、くだんのザイル兵が捕まるとやんやの喝采をしている。

夜は風がでて寒い。ニイラゴンゴは今日も赤く燃えている。

10月25日（火）

9時から、ブロンク蘭経済開発大臣が来訪。栄誉礼で歓迎。神本隊長から活動内容をブリーフ。先方からは、現在の治安状況、国連の役割、NGOについてどう考えるか、また、延長要請に対してどう対処するかについて質問。蘭はMSF他のNGOが活躍しており、大臣としては彼らの安全を図るためには、国連がもっとリーダーシップを取って、治安の確保のための方策を採らなければならないし、日本の自衛隊には長くいてもらいたいとの考えかもしれない。

その後、神本隊長らとムグンガキャンプに視察に出かける。UNHCRのテントで、シュトゥルム現場代表(Yvan STURM)に会う。ここには26万人の難民がいることになっているが、登録作業のめどが立っていないので、正確なところは分からないという。

一昨日の手榴弾事件については、20時から半過ぎにムグンガキャンプから更に西に3キロ半行ったあたりのレストランで、1人の売り手と2人の買い手の間で車の売買の話がもつれ、買い手の一人がどこかに出ていったしばらく後、突然外から手榴弾が投げ込まれたという。1人がその夜に死亡、2人が昨日死亡、回りにいた見物人がたくさん巻き添えを食った（11人が負傷）。しかし、誰が何の目的で手榴弾を投げ込んだかについては、全く不明であるという。シュトゥルムとしては、この件を特段に治安の悪化の兆候とは捉えていないが、こういう事案があったときに、UNHCRと各NGO、自衛隊との連絡・共同作業（個人名の識別、輸送、医者の手配等）が迅速に行い得るように、体制を考え直す機会にしたいとしていた。

キャンプ内を、UNHCRで働くジュレというルワンダ難民のスタッフに案内してもらう。奥の給水塔があるところまで、溶岩でこつこつした道を歩く。ずいぶん大勢の人間が居て、皆ジャポン、ジャポンといって声をかけてくる。暇で好奇心の旺盛な子ども達が勢いついてきて、我々の回りにまとわりつく。こちらからも、ムラホ（ルワンダ語でおはようの意味）と声をかけると歓声がわく。確かに世上言われているように、ここでは軍服と軍靴を着た人々の割合は多い。ただ、軍服といっても一応迷彩服になったTシャツであるが、もう洗い古したような感じで、他に着るものがないから、そのまま着ている様子でもある。シュトゥルムは、このキャンプには戦闘部隊のような本当の軍人はおらず（キャンプの外に固まって住んでいる）、軍服を着ているのはたまたま後方の部隊かなんかでその当時軍務についていて、逃げるときに軍服を着ていた人々で、むしろ本当の軍人は軍服を着ていないといっている。キャンプ内では、既に経済活動が盛んである。野菜や薪を並べて売る

人、羊を殺して肉を裁いている人、灯油缶のような容器に料理をこしらえて売っている人、ミシンを出して服を縫っている人、ラジカセのような電気機器を売っている人。確かに、食料などの最低の生活条件が満たされたら、何十万人という人が群れる難民キャンプは大変な市場が出現したことに他ならない。一種の難民景気というものがあるかもしれない。

難民の一人に家の中を見せてもらう。柴で作った2～3畳の囲いにビニールシートを懸けただけの全く粗末な小屋であるが、意外としっかりしている。彼は独身で、名付け親になった息子と2人で住んでいるという。ルワンダでは教師の学校に行っており、将来は教師か仏語の通訳をしたいと言っている。右の二の腕に、骨折があり、たいそうな固定具が物々しく突き出ている。逃げてくるときにやられ、赤十字の病院で手当を受けたのだと言う。奥の部屋にベッドがしつらえてあって、毛布のかけ方が我が自衛隊の連中のベッドの作り方と似ているな、と思っていたら、神本隊長が彼はおそらく軍務についていたのだらうと言う。ベッドの横に、本が数冊おいてあり、インテリであることを伺わせた。

次に、孤児院を見た。子どもばかりのテントが30あまり立っていて、保健所のテント、食料庫のテント、集会所（子ども達がギターにあわせて歌い踊ってくれた）、厨房、トイレ（穴のあいた木の板をビニールシートで覆っただけのもの）、伝染病にかかった子どもの隔離テントがある。親が見つかるか、引き取り手が見つかるここを出ていくのだと言うが、大半は身よりのない子ども達である。

WFPの大きなテントでは、World Visionのバングラデシュ人のスタッフが、食料分配の実態について、解説してくれる。ムグンガキャンプは、ルワンダの行政区別に難民を分けており、出身地ごとに「県」(prefecture)を形作っていて（全部で30）、それぞれに「知事」(prefet)と名付けた世話役を決めている。その下に「市」(commune)があり、各市ごとに更に「地域」(sector)がある。食料は、市ごとに責任者が週に二回取りに来る。何人いるのかについては、登録はしていないが大体その場所に行く人数は分かるので、それを数えて、必要な量を配っているという。食料分配には色々トラブルがあるだろう、また、治安をどう見ているかと問うと、トラブルはほとんどない、治安については難民たちが皆友達であり、自分は神の使命を信じて（ミッション系のボランティアである）活動していることを皆理解してくれ、いざとなれば彼らが守ってくれる、難民自身が自分にとって最大の安全である、と言う。現在の治安への不安は、欧米のNGOが訴えているが、欧米の活動家では、結局は難民にとけ込めないということがあるかもしれない。

ムグンガから帰り屋食の後、アネッチョ大佐の案内で、ルワンダ軍を武装解除した後の武器の置き場を見に行く。ムグンガ方向にゴマ市を出て、ゴマ山の近くに陸軍の練兵所のようなところがあるが、その中に入っていくと突然高射砲、榴弾砲、迫撃砲、装甲車などがたくさん雨ざらしで放置された広場にたどり着く。隣の建物の軒先には、砲弾が並べてある。太田2佐によれば、ジェーン年鑑にあるルワンダの重装備品の殆どが並んでいるという事で、旧政府軍も全ての重火器類をザイール政府に供出したようである。これでは、ザイールが味方をするのでもない限り、旧政府軍がルワンダに再び侵攻することは不可能に思える。ここを警護しているらしいザイール兵の一人に話しかけると、7月17日にこれらの装備が搬入されたのだと言う。武装解除された連中はどこに置ったのかと聞くと、ムグンガキャンプを出て西2キロの道路沿いのキャンプに、固まって生活している、でも殆ど軍服を着ていないから、それとはすぐには分からないだろうと教えてくれた。その兵隊は、自衛隊員がはいている半長靴が欲しいという。自分の靴はずいぶん前に支給されたものがそのままであり、底はすり減ってどうしようもない、何とか一つ譲ってくれないか、と訴える。靴一つやれば、何でもしゃべって呉れそうな雰囲気であったが、

時間もなかったので、適当にあしらって帰ってきた。

夕方にUNHCRに出向き、サンダース施設部長に会う。自衛隊として、工事作業に用務提供することを前向きに考えたいこと、キブンバキャンプでのUNHCRのテントの移転に際しては、新しい場所の整地を自衛隊が行い、自衛隊のテントも張りたいと伝えると、サンダースは先週に比べてずいぶん積極的な答えをもらえたと言って喜ぶ。ただ、例えばキブンバキャンプで工事をする場合、夜間ブルドーザ等の機材をどうするのか、UNHCR側としてWFPの持っている資材格納用のテントを使えるようにすることも可能だが、どうするかを検討する必要があるということであった。自衛隊側は提供できる用務のリストを作ること、UNHCR側はキブンバキャンプの引っ越しのスケジュールを提示することをお互いの約束とした。

その後、長和UNHCR調整員と近くのUNHCRのロッジにビールを飲みに行く。一軒家を借りて、スタッフの宿舎にしている。庭にもテントをいっぱい張って、泊まり込んでいる。UNHCRの難民の対処計画には、緊急計画と一般計画があって、ルワンダ難民については、難民が病気や疲労でばたばた死んだりする時期は過ぎ去り、もう緊急計画のフェーズは終わったとジュネーヴは考えているし、7月からそろそろ3カ月が過ぎて、おおかたのスタッフの派遣期日が終わりになっている。それで、だんだん縮小の方向に行くのだが、現場としては、まだまだ仕事のためにはスタッフがいるので、苦しい時期であるといった話をする。

夜、神本隊長のテントで、佐藤3科長も交えてビールをしこたま飲む。指揮官というものは、あまり言うことを変えてはいけない、「直線、直角」を言い出したら、徹底的に言う。頑固一徹の指揮官に、よく気のつく頭の柔軟な参謀が一番の組み合わせだ。「Plan, Do, See」の内、「See」を欠落すれば部隊の志気は欠ける。必ずできあがった結果に目を配らなければならない、といった話をする。

10月26日(水)

朝8時半頃から、ゴマ市内で暴動があるとの情報で、アネッチョ大佐に情報を聞く。昨日の夜、一人のゴマ市民が殺され、それに抗議する集会であるという。集まった人々は、ザイル兵が殺害したものであると抗議しているが、ゴマ市民はなにかあるとすぐザイル兵のせいにするのであって、まだ真相については調査中であり、難民が犯人である可能性もあるというのが大佐の説明。

嵐過ぎから、太田2佐、ピエール(現地補助員)を同伴しカタレキャンプに行く。金曜日にゴマを離れる、UNHCRのカタレキャンプの責任者であるフォイユーに会って、カタレキャンプの現状について色々聴取しておこうという目的である。カタレでも、住民を11の県とブルンディからの難民の地区と、合計12の「県」に区切り、それぞれに「知事」を置いて彼らを通じて難民への支援を進めている。治安維持については、それぞれの「県」が20人づつ人を出して、安全委員会(Commission de securite)を構成し、彼らが自警団のような活動をしている。これは、いわゆる民兵とは全然別のものである。民兵というのは、難民の若者がグループを作り、腕力をかさに幅を利かせているもので、当初はルワンダで大統領の側近部隊を中核とするインテルハムウェが難民になったものであったが、その後若者が集合して自らインテルハムウェと名乗り、拳銃や手榴弾を振り回して一種の暴力団化しているものだという。最近ではインテルハムウェの悪名が高まってしまい、むしろ「若者軍団」(la Jeunesse)と名乗っている。また、彼ら内部での勢力争いもあるとのことだ。彼らが目の敵にするのはザイル兵であって、難民としてザイルに逃れてきたときにザイル兵らからひどい目に遭わされた経緯があるらしい。支援活動に対しては、特に思想的にこれに対抗する意図があるわけでないが、ルワンダ人を侮辱するような行動(難民を叩いたり、あざ笑ったりするようなささいなこと)

があると、トラブルを生じるらしい。

カタレキャンプの中を、UNHCRのザイル人スタッフに案内してもらう。中心街には草葺きの商店やレストランや床屋も店を並べ、既に都市化している。難民の多くは裸足なので、ムグンガに比べれば貧しいような印象があるが、この点を聞いたら、カタレの難民は国境を歩いて逃亡してきた人が多く、農村部の人々が大半だからだろうという。これに比べて、ムグンガの人々は都市部の人間で、多くは自動車に乗って避難してきたのである。また、カタレは緑が豊かで小川が流れ、比較的住み易いので、溶岩台地のキブンバから続々と難民が移ってきているとのことである。キブンバが国境から至近の距離にあるので、難民達が新政府軍の襲撃を恐れるから移転しているのだという説もあるのではあるが、子ども達が笑顔でまわりついてくる。我々のランドクルーザーの後ろに何人も飛び乗ってくるのには閉口する。難民達は皆、料理や洗濯や、日常の経済活動に励んでいるが、その表情はおだやかな感じに見える。カタレキャンプは奥に拡張の工事をしており、ブルドーザが道路整備をしている。整地をしてキャンプ用地を作り、今ジャンバにいる難民を始め、新しい難民のために土地を提供する予定であるという。今度は商店街もあらかじめ場所を指定して作るのだという。これまで商店の位置を決めていなかったのが、道路の回りに自然発生的に店ができ、勢い人もあふれるので交通の障害になってしまっていた。こうなると、一種の都市計画である。この工事に自衛隊が一枚かむことができるかもしれない。

UNHCRのテントに戻ると、フォイユーは「県知事」達との会合をかれこれ2時間あまり続けている。こういう連絡会議のようなものを、結構頻繁に開いているようだ。それが終わると、難民側が主催するフォイユーの送別会が始まった。フォイユーは、こんな送別をされると思っていたので、汚い格好のままで当惑ものだといっている。難民の「県知事」達、ザイル軍の警護責任者、ルツル地区区長、その他VIP達は上着を着て、ネクタイを着用しているものも居て、皆きちんとした身なりをしている。UNHCRのテントの前に長椅子が並べられ、すわった客人達を前に、まずボーイスカウトの余興である。5歳から15歳くらいまでの子ども達が行進をして入場してきて、歌とかけ声を披露した後、年長組の20人ばかりが足を踏みならしながら列を作って元気のいい阿波踊りのようなものを演じた。楽器は口にくわえたお巡りの笛だけで、それを景気よくピリピリ鳴らす他は手拍子と歌声だけであるが、掛け合いなどリズム感豊かでなかなかどうして立派な音楽である。どんどん集まってきた難民達が、数え切れないくらいの人垣を作って周りをとりまいて見物している。

次に、カタレキャンプの難民側の総責任者であるルタゲンガ氏(Jean-Marie RUTAGENGWA)がマイクを持って挨拶をする。彼はフォイユーがどれだけ自分たちのために働いてくれたかを賞賛し、難民がいかに彼との別れを残念がっているか、と述べた後、難民はカタレにいつまでも居たいとは思っておらず、ルワンダに国際的な軍のプレゼンスを得て、新政権と亡命政権の間に平和交渉が行われ、難民が安心して祖国に帰れるような安全上の条件を確保するべきであると訴えた。このように、難民達にとって、亡命政権は未だに拠り所なのである。われわれは部隊の門限があるので、ここで失礼をして、難民キャンプを後にしたが、カタレキャンプの関係者が一堂に会する機会に遭遇したのは、幸運であった。

以上

94.10.27

角室長へ

岡村さん

日誌を読ませていただき、若干不足する点のある箇所があるのと補足します。(日誌ベースでは、近日常に補足した記述をすけ突なのがこの部分室長の心算です)

1. テントについて

キャンプで防疫等の作業をする際、こちらは「突然」雨が降る、

果てりするし、打ち合せ等の際には雨との考えですが、同時に日の丸を

つけた簡易テントを目立つ所に建てると、我々の活動のキャンプでのプレゼンスを示す上でも効果的でないか、とのアイディアです。キャンプでの活動

にリスクがあるというなら、防疫活動そのものを止めろべしということですが、

テントを建てるか否かに本質的課題があるとは思いません。少くとも、

夜間は放置しておく想定で、決して駐屯地で作るという性格のものではありません。

2. 土木作業について

UNHCRとは、あくまで「可能性」のベースに内々に話し合っており、コミットはしていません

本格的に取り組む前に、(1)任務の範囲が、(2)余裕があるか(3)リスクは無いかの3点を評価する旨あり、室長には(1)について内々検討をお願いします。この点で、

目立つ活動との発想にも立、ていすが、HCRは内々期待はしてはいらうです。

3. 東京サイドとの関係

神本隊長は、これから新たな展開には東京(陸幕)の決定にああぐんやがあることについては良く認識しておられます。ただ、現場の方針については十分材料を集めて「今後の方針」としてまとめ上げ、決裁を仰ぐとの考えで、この点については部隊内で作戦会議で近々決定します。

以上宜しく御配慮願います。

角 平和協力室長へ

岡村より

活動日誌（個人的なメモ）の29～31日分です。四宮近ア1長にも供覧ください。コメント等ありましたらお願いします。

10月29日（土）

午前中に、ムグンガキャンプから先、サケ方面に向かう街道沿いにあるといわれる旧政府軍の残党のテントのある地区を、神本隊長と見に行く。といっても、あくまでもサケ方面、さらにはその先の道路状況の視察と言うことで、その地区そのものには立ち止まらない視察である。

ムグンガのいつもの雑踏を過ぎた後、サケ方面に向かう街道では、薪や柴を山のように頭に乘せた人々がアリの行列のようにこちらに向かって帰ってきている。炊事や暖房用に、薪は水や食料と並んで重要である。薪について、どのNGOも手当をすることはしないようである。いったいどこからこれだけ大量の薪を運んできているのか、キブンバでは自然公園の鬱蒼たる樹林が丸裸にされてしまっていたが、ここでも相当な自然破壊になっているところがあるかもしれない。

ムグンガを出て4キロくらい行ったところで、左右に藁小屋が点在し始める。UNHCR支給の青いビニールシートで覆っている、他のキャンプと同様の藁小屋であるが、確かに、迷彩服を着た人間の率が多い。そのうち藁小屋も密集し始め、成人男性の三分の二以上が迷彩服になる。軍用テントのシートをそのまま使って、小屋の覆いにしているものもある。迷彩服が、道ばたで物を売っていたり、薪を使って炭焼きをしていたり、十人ばかり集まって何やらゲームのようなものに興じていたりする。気のせいか目つきが鋭い。道から少し入り込んだ草むらに、軍用トラックが何台も放置されているのが散見される。女子供の率が少ないようにも感じる。道路沿いの所々に、どうも住居用とは思えない机を置いた小屋があり、迷彩服が数人こちらを見るともなく見ている。監視のための歩哨だと考えられなくもない。旧政府軍の人間の集まった地域であるという世評に間違いは無かろう。こういう地区が、延々4キロにわたって続いたが、すぐ近くのムグンガキャンプとこれだけ雰囲気の違いがあるとは驚いた。

その後、サケの町に入り、そこのザイル軍の駐在官、ムバラマ少尉の案内で、サケから北の方面に向かう道路の状況を知るために車を進めるが、とんでもない溶岩台地のオフロードである。百メートルも進まない内に車が壊れそうな気がして、引き返す。ムバラマ少尉は、日本の部隊が道路状況を視察するというのは、道路の補修を検討してくれるからだと言いついて、日本がこの道路（80キロあまりでルツェルに至るという）を補修してくれるとサケの人々はどんなに感謝するだろう、という。ついでに町を見おろす高台にある、小さな自宅に案内し、実はサケの町には電気が来ておらず、自分も夜はランプの生活だが、日本がダムを造り電気を引いてくれれば、皆テレビやビデオを見れるようになるのもっと感謝するという。

サケの町から南にキブ湖沿いにブカブに至る道も視察したが、先ほどの道よりはましながら、舗装のないでこぼこ道である。ゴマを拠点にブカブでの活動を考えることは、輸送の面から全く非現実的であると分かった、とは、神本隊長の結論。

昼食後、13時半から退避訓練。ニイラゴンゴ山の噴火を想定し、いち早く車両で避難する訓練である。AMDAの日本人スタッフも一緒に避難するとの想定で、彼らの参加も得たが、部隊の準備完了時期に比べ、当然ながらAMDAの到着時期が大きく遅れるので、出発決心をいつにするかが指揮官にとって頭の痛い難問である。

15時より、UNHCRで土木工事の需要について、長和調整員、佐藤3科長、岡崎2尉と一緒に協議。サイト担当のカラリに、部隊としてはUNHCRを手伝うにしても、手がけやすい工事から検討したい、についてはキブンバキャンプでの整地作業について現場視察をしたいと話し始めたら、実は衛生関係でキトゥクというキャンプで緊急の土木作業があるのでそちらをお手伝いいただけないか、という話になり、ユジェーヌ(EUGENE)というカマフォードの下で補佐をやっているという男が出てきて、キトゥクキャンプの排水が悪く、居住地として問題を起しているのをこれを解決して欲しいという。また、新しい人間から、新しい話である。UNHCRと協議していると、いつもこの調子だ。

それでも、さっそく見に行こうと言うことになり、キトゥク・キャンプに出かける。このキャンプはゴマ市街とムグンガ・キャンプとの間、キブ湖畔に降りていったあたりにあり、鉄条網を張った簡単な柵をめぐらした四角い区画の中に、大型のテント(集合住宅か)が整然と並んでいるほか、~~藁小屋も割合秩序よく並んでおり、~~他のキャンプとは印象が幾分違うキャンプである。聞けば、このキャンプは初めの頃、すなわち7月の難民大流出以前の4月頃にできたキャンプで、初めはツチの難民が入っていたが、新政権ができた7月以降はツチの難民はルワンダに戻り、フツの難民に入れ替わつたという。側で区切られているのは、~~木造の小屋が並んでいる~~はつきりさせるためであり、建物が秩序よく並んでいるのは、まだ難民の数が少なく、コントロールできる頃にできたキャンプであるからである。現在、1万7千人の難民が住んでいるが、NGOの支援がより大変だった他の大きなキャンプに向かったため、NGOの進出は遅れており、UNHCR自身が食料、MSFが医療・防疫を、OXFAMが給水をやっているだけであるという。

このキャンプに雨が降ると、一部地域の地面にたちまち水があふれ、住居が水浸しになり、衛生上劣悪な状態になるという。実際、雨上がりでもなかったのに、あちこちに水たまりが広がっている。ここに、パワーショベルで大きな穴を掘り、そこにごろごろした岩などを放り込み、上から砂利をかぶせて水が逃げ込むようにする工事をして欲しい、これは緊急に必要な工事で、来週から難民達の手でこの工事を始める予定であるが、機械を導入できれば楽に早く工事が進むので、自衛隊の支援に期待する、こういう話である。

道路工事や整地作業では、作業の内容も大変だし、いったん割り当てられた仕事を途中で放り出すわけには行かない。また、大概NGOのエンジニアリングの下で請け負う形になるので、自衛隊の名が陰に隠れる。その点、穴掘りなら簡単だし、掘れるだけ掘って、能力の限界が来たらそこで止めればいい。キトゥクキャンプには建設関係で他のNGOの手が入っていないので、自衛隊の独壇場である。建設という新しい活動だが、趣旨は防疫である。これはちょうどよい話なのではないかとの印象を持って帰った。

10月30日(日)

ニイラゴンゴ山の火口視察と、ヴィルンガ国立公園視察と、二派に分かれて視察活動を行う。神本隊長及び部隊の十数人と、ヴィルンガの方に参加。アネッチョ大佐が案内。

先々週、先週に続いて、日曜日だからまた騒動があるだろうと注意していたが、夜中に比較的たくさんの銃声が聞こえた以外は平穏な日曜日であった。ここでは毎週末が給料日であり、給料をもらった連中は飲んで騒ぎ、もらえなかった連中は腹立ち紛れに騒ぐので、日曜日に騒動があるということである。

10月31日(月)

昨日は何も騒擾がなかったのかと思っていたら、今朝早く4時頃、国境付近から[2]
撃ち合いの音が聞こえたそう。こちらは白河夜舟で何も知らなかったが、迫撃砲
の発射音と、どかんという破裂音も聞こえたそうで、どうもルワンダ国内でなにか
小競り合いがあった模様。

朝、長和UNHCR調整員が来て、空港の滑走路補修の件は、UNHCRが調査
した結果3カ所の補修が必要との結論になり、空港当局に掛け合ったが関心を示さ
ないので、UNHCRの金で補修を行うことになった、自衛隊からの支援は今の所
必要ないとの結論であると連絡してくれた。工事は、さっそく明日空港を閉鎖して
行うことになった。この話は、先週以来空自が言い出し、田中1佐が空港当局に申
し入れたりしたが埒があかず、仕方がないので日本の金で何とかする手だてをと検
討が始まり、支援活動に必要な医薬品とかの予算手当は総理府で行っている仕切り
から、この件も総理府予算から出すべきだとして総理府が大蔵省に協議に行ったが、
大蔵省からは何故UNHCRでなく日本が出すのかと言われ、外務省の無償協力の
資金ではどうか、と泣きつかれていたりしていたが、長和調整員が中に入って調整
してくれ、まあ落ちつくところに落ちついた。

13時より、神本隊長とキトゥクキャンプに行き、排水工事についてUNHCR
のユジェーヌから説明を聞く。施設関係の隊員も同行し、ざっと概要を調査。2つ
ばかり大きな汚水池を作って、水はけの悪い地域からそこに汚水を流し込むという
プランが適当だが、その汚水池から地下に水が吸収されていくのかは、穴を掘って
みなければ分からない、ともあれこの工事にとりかかるとすれば11月5日に試掘
から始めるということにした。キャンプ側の人間として、ギセンニ県出身の住民の
「県知事」をしているカメレ氏(Dieudonne KAMERE)が出てきて、自衛隊側の作
業を住民側は感謝する、工事に伴い、住居を動かすとか、集まる子供を遠ざけると
か、住民側で必要な作業があれば喜んで協力する、と約束した。キトゥクキャンプ
の住民の90%はギセンニ県出身であり、従ってカメレは最大の「県知事」であり、
自分に話せば住民との話は大丈夫であるという。カメレは、このキャンプはここ3
週間、食糧の配給を受けておらず、住民は外に出かけていって食料を調達してきて
いる、食料を何とかしてくれと訴える。UNHCRとは、毎週火曜日に定期会合を
持っているが、殆ど助けになってくれないという。確かに、他のキャンプと違って
NGOが色々作業をした形跡が無く、忘れられたような感じである。事情は理解す
るが、我々は食糧配給は行わない、しかしUNHCRにしっかり注意喚起しておく、
と約束して、その場を後にした。

続けて、墓堀の作業の現場を見に行く。UNHCRのサンダースが、神本隊長が
キトゥクキャンプの視察に行くというので、それではこの機会にこちらも是非見て
欲しいということで、急遽アレンジされたものである。自衛隊のキャンプから更に
キブンバ方向に少しばかり行ったところを国境方向に右に折れ、バナナ畑の中を5
百メートルばかり行ったところに、墓場があった。畑の中の平地に差し渡し10メー
トルばかりの大きな穴が2つ掘っており、白い消石灰が撒いてある。既にたくさん
の死体が埋まっているという。各地に仮埋葬してあった死体を、ここに平均一日27
体運び込んで、穴に放り込んで上から土をかける作業を行っている。この穴がほ
ぼ満杯になっているので、新しい穴をその横に4つばかり掘って欲しいという作業
依頼である。サンダースと話していると、傍らの草むらを歩いていた隊員が騒いで
いる。見ると、ぼろをまとった死体、といっても肋骨と背骨と腰骨だけになった死
体が草むらに横たわっている。運び込んだ死体を動物が引きずり出したものらしい。
サンダースは、すぐにザイール人の人夫を呼んで、この死体を埋葬させた。神本隊
長は、UNHCR側が急いでいる事情は分かるが、あまりきれいな仕事ではないの

で、隊員ともよく相談するとして墓を出た。

土木工事関係の話が増えてきており、我が方も自隊の設営の所要は終わりこれらに応じ得るようになったので、どの仕事に優先度を付けて取り組んでいくかを考えなければならない。既に昨日、カタレで防疫活動をやっていた部隊員がMSFから頼まれた排水工事（溝掘り）の仕事を、パワーショベルを持って行って行った。キブンバで動けなくなったASSIST（英国のNGO）のブルドーザを移動して欲しいとの依頼があって、今日の午前中にトレーラーで出かけて手伝った。また、近日中に、ザイル軍から頼まれた道路の地均しの仕事を行うという。ゴマ市長の排水溝の浚渫の仕事もある。UNHCRの作業も含め、限られた能力をどのように活用していくか、佐藤3科長が全体のとりまとめを行って決めていくという。結局、支援活動を行っている中で最大の実働部隊として、自衛隊にその機械力、組織的な人力が期待されるのは自然の成り行きである。UNHCRからの作業依頼は、我々の難民支援活動の一環として取り組むとしても、近所付き合いの所要にも柔軟に応じて行くべきであると考ええる。アレルギーを持って我々を見ていたNGOから、こうした作業依頼を受けるのは、現場の隊員の根気強い活動が理解されたことでもあるし、NGOのために便宜を図ってやることが、将来別の場所での支援活動の機会に、彼らとのよりよい関係をもつ礎になるのではないかと考える。

なお、業務の範囲で読めるかについては、角室長からも「建設」で問題ないだろうという判断を得ているが、4つめの業務との位置づけで土木工事が始まると、この時点で何故4本柱になるのか、3業務を実施するとの当初の方針は見込み違いであったのではないかと、というような余計な議論を生む恐れがある。そこで、UNHCRの業務については、外から聞かれた場合、「防疫」の一環として行ったものであるとの整理をする方がよからう、と考えている。

以上

角 平和協力室長へ

岡村より

活動日誌（個人的なメモ）の27、28日分です。四富近ア1長にも供覧ください。コメント等ありましたらお願いします。

10月27日（木）

午前、フォイユーが部隊を訪ねてきてくれた。彼とは昨日充分な話ができなかったので、改めて来て欲しいと頼んで置いたのである。彼からカタレキャンプの実態について、じっくり話を聞くことができた。

民兵組織については、一般的にいわれているような単なる腕力軍団というのとはちょっと違うようである。この点、昨日ザイル人のUNHCRスタッフから聞いた話と少し違う。フォイユー自身は、UNHCRの人間として、決して彼らの実態を探るような動きは慎んでいたが、現場にいて聞こえてくる情報だけでも、インテルハムウェは実際に難民を統治し、組織だった行動をしているようであるというのが、彼の評価である。もちろん、難民の内血気盛んな若者連中が、徒党を組んで悪さをするようなことは見られたが、こうした自称民兵と、本当の民兵組織とは、よく区別をして見ていかなければならない。

インテルハムウェは、NGOが現地には行って支援を始めた頃から、既に浸透を始め、恐らく殆どのNGOが現地雇用の難民としてメンバーを内部に入れているであろう。幸いUNHCRは一人ザイル人を雇っているだけだから、大丈夫であるが、テントの近くにやってくる難民には、相当メンバーと思われる人がいる（最初にフォイユーとカタレであって話したとき、こちらから民兵の話を始めたら、顔色を変えて口に手を当て、その言葉はここでは注意して使えといった意味が分かった）。キャンプには「知事」達が決められているが、彼らはいわば「操り人形」であり、表にはでないが後ろで糸を引く組織がある。昨日キャンプの総責任者の肩書きで演説をしたルタゲンガも、単なる人形である。

実際に誰が指導者、関係者であるかは、UNHCRで3カ月現場にいた自分にも判然としなかった。これらについて知ろうと試みることも自体が、彼らの警戒を呼ぶ。但し、幾つか自然に分かることはあって、例えば一昨日プロンク閣開発協力大臣が来たときに、難民側と持った会合に、カレラ(Francois KARERA)という男と、タルシス大佐(THARCISSE Renzaho)と称する人物が出席していたが、彼らが殺戮の犯人についての考えを大臣に説明した内容は、「アフリカの権利」という文書(AFRICAIN RIGHT、筆者不詳でロンドンで出版された20～30頁の文書の由。)の「殺害者とその共謀者」という項に出ていた事項を、細部にわたるまで詳しく繰り返していたから、彼らがこの文書の出版に関わっていた可能性が高い。なお、このカレラは、昨日の送別会にも来ていたが（私（岡村）も話しかけたが、難民の社会委員会の委員をしていると称していた。）旧ルワンダ政府でのキガリ州知事である。また、UNHCRの会合にときどきバジル(BASIL)と名乗る男が出席しているが、これは旧政府でリビア、中国、カナダ等の大使を歴任した外交官であり、難民キャンプの中でかなりのリーダーシップを持っている様子である。

カタレのキャンプでは、毎週水曜日に「治安会合」、土曜日に「知事会合」、木曜日に「NGO調整会合」を開いている。治安会合は、各知事から派遣された治安担当者の集まりであったが、昨日の会合でこれを拡大し、これら担当者のみならず、保健委員会、社会委員会の代表も集まり（これら委員会は、難民の中で組織された行政組織のようである。一キャンプに止まらず、ブカブまでを含めた難民を対象と

した活動を行っている模様（岡村註））、情報交換のフォーラムとして、名称も「キャンプ協議会（Conseil de Camps）」とすることが決まった。また、NGO調整会合は、難民側を含めず、NGOだけでキャンプの問題を話し合っている。

難民がどのような政治的動きをするかについては、NGOの間でも随分議論になっている。というのは、もし、支援活動がとりもなおさず旧政府勢力への支援になるとすれば、そしてその勢力が将来の反攻を準備しているならば、これは各NGOの倫理の問題になる。旧政府勢力は、ツチの虐殺を實行したのであり、将来の反攻とは虐殺の更なる継続を意味するからである。各NGOは今の所、病人や寡婦や孤児やそういった人道的に保護すべき人々を支援しているのだというところに、活動理由を見いだしている。決して殺人者が本國に戻って虐殺を再開することを支援しているのではない。だからこそ、UNHCRに対しては、難民の登録作業を早く進め、旧政府勢力を本当に保護すべき人々から引き離すべきと主張している。しかし、これが極めて微妙な問題であることは理解いただけると思う。

自衛隊がキャンプの中で防疫活動やインフラ整備に活動することについては、民兵が敵視することはないだろう。民兵なり、もっと一般的に難民を統制している組織なりの内部に入り込む話でないからである。但し、例えば整地のために難民を移動させるような話は、ちゃんと難民の了解を取ってから行う必要がある。しかし、それも県知事会に諮れば大丈夫であると考え。軍服に対して反感がある訳ではないが、武器の携行には慎重になった方がいい。目立つ形で小銃などをぶら下げていると、徒らに難民の警戒感を呼ぶからである。

このような話をして、フォイユと別れた。彼の息子になにか日本の記念が欲しいというので、自衛隊の部隊のバッジを贈呈した。彼は、ジュネーヴ経由で香港のUNHCRに帰る。

角室長から電話が欲しいとの伝言があり、さっそく電話する。東京の動きを教えてもらった後、テントの話については、進める前に東京に諮ってくれとのことのお叱り。あまり頑張らないでも、官邸を始め東京の雰囲気はとにかく事故無く帰ってきて欲しいと言うことだ、自衛隊が自分の設営地に閉じこもっていると批判されても、東京でちゃんと守ってやる、ということである。テントについては、現地で防疫活動などの作業をする際、よくやってくる突然のスコールからの避難とか、現場の打ち合わせとか、実際の必要があることもさりながら、日の丸を付けた簡易テントを目立つところに建てる（但し、昼間利用するだけで夜間も人を置くというのではない）ことによって、日本の活動のプレゼンスを確保することに意義がある。昼間の活動について特に危険であるとの認識は、今の所無いので、このまま現在の活動を続けることで構わないと思うわけであるが、テントを建てるか否かで、要員の活動への危険性について本質的な違いがあるとは思えない。キャンプでの活動の危険性を問題にするなら、防疫活動そのものを行うことをやめなければならない。どうせキャンプで活動するなら、プレゼンスを示した方が得策ではないか。そうしたこちらの考えを踏まえて、室長に説明する。

一方、東京にちゃんと諮ってから物事を進めろというのは、ちょっとこれまでの説明が足りなかったと反省。この点を踏まえ、念のため神本隊長に確認したが、隊長は、勿論新たな展開には東京（陸幕）の許可を得て行うつもりである、ただ、その前に現場の情勢をよく把握し、UNHCRの対応の余地なども踏まえて、部隊レベルでの「今後の活動方針」としてまとめて、陸幕の判断を仰ぐつもりであるとの答えであった。「方針」作成のため、近々作戦会議を開催したい由。

15時半から、UNHCRに出向く。カラニ・サイト計画担当(Hussein KALALI)から、現在UNHCRの計画では、どのような土木工事の必要があるのかを聴取する。彼によると、まず第一に、キャンプ内で道路を造る必要がある。現在、

カヒンドウ以外のキャンプでは、難民の小屋があまりに雑然と集中しており、衛生上劣悪な状態にある地域がある。この地域を整理するために、新たなキャンプ地を拡大して、そこに難民を移す（この新規開拓地では、WHOの防疫基準に従った区画整理された土地を作る予定）ことを検討しているが、そこでの道路建設や整地作業や防疫上の土木工事がある。

第二に、ウガンダからの道路の建設を検討中であり、ここでの作業の当てがいないと言う。これは、カタレの北方の町ルツルから、ジャンバを経由してウガンダに向かう道についてであり、この道路を整備してウガンダからの食料の搬入を考えたい、なぜなら、現在食料等の資材はルワンダのキガリから運び入れているが、当然政治状況の変化により、この道路が閉鎖になる危険性がある。UNHCRで調査したところ、ウガンダ国内の道路はよく整備されており、ウガンダ国内から国境までは問題ないが、ザイールに入ってから道路がひどい状態で、約25キロを改善しなければならない。改善といっても、舗装までを行うというのではなく、狭いところを拡大したり、穴を埋めたり、雨で流されないように排水溝を作ったり、砂利を搬入したり、そういう軽微な作業をしてほしい、という話。こうした工事には、既に幾つかのNGOが取り組んでくれているが、機材と人手が絶対的に不足している。自衛隊が少しでも協力してくれればありがたいというので、とりあえず、自衛隊側はこのような作業を想定した装備をしてきていないので能力の限界があるし、こうした土木工事の面で協力してよいかは最終的に東京とも相談して検討すると伝えて置いた。

土木工事については、UNHCRとは可能性のレベルで話しており、コミットはしていない。UNHCRも、土木工事が我々の派遣の本業ではないことは、十分本部から言いつかっているようである。これに取り組む前に、（1）平和協力業務の範囲内か、（2）部隊に余裕があるか、（3）危険性はないか、について判断しなければならない。（1）の点については、「建設」や「被災民を収容するための施設または設備の設置」で読めると思われる。また、キャンプ内の土木作業については、UNHCRが防疫上の必要から、と言っているの、広義の「防疫」に含まれると説明してもよい。

夜、ニラ・レストランで、小林1佐、稲葉2佐、近藤調整員とともに、カルンゲロ・ゴマ病院長(KALUNGERO Muhindo)ら病院関係者を招待しての食事。ゴマ病院とは、いろいろ受け入れをめぐって大変だったので、そういう問題も一段落したので、ここらで親睦を深めようと言う趣旨である。病院長については、色々聞いていたので余程強欲な人間かと予想していたのだが、会ってみると穏和な紳士である。突然たくさんの難民がやってきて、多忙な毎日と、難民の患者に応じきれず機材・資材の不足で大変な思いをしたという話は、決して陳情のためのお涙頂戴話とは思えない。日本については、基本的には好意的であり、今回日本の医療チームを受け入れていることが、日本とザイールとの大変よい文化・技術交流になっていると言っている。同時に、小林先生が、手術の際に手術着をちゃんと着用しろだの、執刀に2名のアシスタントをつけろだのと要求するのは困る、ザイールでは、手術着も不十分なので無しで済ますことも普通で、医者もたくさん居ない割に患者が多いので、一人で執刀することもある、そこを理解して欲しい、というようなことを訴えていた。1年以上前からレントゲン機材が故障し、使えない状態で困っている話は、やはり出てきた。

面白かったのは、子供の認知の話である。ザイールの家族法では、結婚のことは記されておらず、単に、「全ての子供は父親を持つべし」としか書いていないという。これはどういうことかということ、子供が産まれると、母親は婚姻に関係なく、どの男が父親かを指定できるという。心当たりのある男は、指定されると父親にな

ることを拒否できず、養育費を出さなければならなくなる。今晚同席していた医師の一人は、独身にもかかわらず4人の子どもの父親であるそうである。母親を保護する社会の知恵であろうが、金持ちのプレーボーイには必ずつけが回ってくる制度である。

10月28日(金)

第三次の派遣要員が到着して、急ににぎやかになった。新入りは、顔色(日焼けしていない)、髪型(古参のバリカン虎刈りではなく、上品な髪型をしている)、煙草(ケニア煙草でなく、マイルドセブン等を吸っている)で区別できる。「ゴマの湯」がにぎやかに営業を始め、食事もレトルトでなく、調理をした温食が出るようになったように、居住条件も格段に改善してきている。古参達は、昔は大変だったと苦労話をして先輩風を吹かせている。

さて、救援隊の活動の方も、そろそろ全般的な見直しをして、今後の方針について部隊の考え方をきちんと示す時期であるとの認識である。12月になれば、撤収作業にとりかかることになるので、実質的な活動期間は11月の1カ月だけである。

見直しは、第一にこれまで確立してきた活動、つまり、医療、給水、防疫の3活動について、これまでの考え方や方法にどういう問題があって、どう改善していくのかを見直す段階、第二に、活動全体にかかる共通の課題を洗い出し、現時点で全体の方向付けをどうして行くかを考える段階、この二つの段階があると考えている。

第一の段階については、業務を進めてきたそれぞれの隊員の現場の声というものが重要であろう。3活動については、そもそも政府の調査団などが救援活動を始めるに当たっての方向付けを出し、これらを踏まえながら部隊が試行錯誤で作ってきたのが現在の業務内容である。現場でやるべき事について、計画段階では色々見込み違いもあったであろう。新たな必要性というものもあるだろう。そうした現状を見直して、現在の活動を今後も進めていくなり、新たな活動を手がけるなり、今後の方向性を見いだしてゆく必要がある。

第二の段階については、活動全般にわたって現時点で考慮しておかなければならない共通の課題として、恐らく次の4つの要素があるのではないかと。(1)要員の活動に十分な安全を確保すべきこと、(2)活動がマスコミ、諸関係組織にアピールするものとする、(3)撤収を円滑に且つ問題なく達成できるようにすること、(4)難民を受け入れている地元への支援も併せて行っていくこと。

要員の安全については、最大優先の課題である。しかし、だからといって難民キャンプでの活動や、夜間の緊急出動などを全く手控え、安全な活動だけに絞ってしまうというのも頭が固い。要するに、情勢認識と危険の評価を十分に行い、安全性が許容できる範囲にあるかどうかを確認するという作業である。聞くとところでは、東京ではとにかく要員が無事に帰ってくることをのみ祈っているという感じである。しかし、情勢認識については、いろいろマスコミなどが書き立てている程の危険性は肌では感じておらず、難民キャンプでの活動も難民の秩序を尊重しながら(UNHCRの作っている難民との協議のしくみに乗せながら)昼間行方分には、あまり問題があるとは思えないのだが、そのあたりもちゃんと整理して、東京に伝えておく必要がある。他方、東京から見て「許容できる範囲」というのはどこなのかを教えてもらう必要がある。極端な話、一切の危険を犯すなというのであれば、難民キャンプでの活動からいっさい手を引くという選択肢もあり得る。

アピールについては、広報やUNHCRとの協力強化の努力に負う他にも、業務の持っていく方、優先度の取り方で随分変わってくる部分がある。例えば、難民キャンプでの活動を強化する、再立つ大きな活動を象徴的に行う、難民キャンプでのプレゼンスを確保する、等である。

撤収については、期限までにちゃんと終了する業務を行うこと、撤収作業そのものに人力が取られることを考慮すること、撤収後も問題が生じないような手当をしておくこと（引継ぎが重要）、等である。

地元支援については、我々の進める経済協力による手当を別にして、ゴマ市長から排水溝の浚渫などの要請が出ており、これにどれだけ業務を割くかという事である。

夜18時半から「今後の方針会議」があり、参加してこうした考え方を述べた。これまでの活動内容については、哲学の整理を行った。医療については、難民医療について明確なイメージが無いまま、こちらに来て、試行錯誤の結果現在ゴマ病院での二次医療を行うに至っている。これは、我々の能力・装備が二次医療向きであること、二次医療が不足しておりニーズがあること、一次医療は既にNGOが行っており彼らとの分業を図る必要があること、から適切な選択であったと考えられる（但し、もし最初からこれが分かっていたら、野戦病院を持ってきたかもしれないが）。一方、自衛隊の医療活動への周囲の期待については、一次医療への期待はない代わりに、軍事組織であるが故に期待されることがある。それは、治安の悪い地域（特に夜間）での患者輸送であるが、これにはあまり答えてきていない。なお、移動病院を出してくれと言う声がUNHCRからあり、これは当初の政府の考え方の中にもあったので、今後答えていくことを考えなければならないが、UNHCRは二次治療をゴマ病院に患者を送って行くと、財政負担が出てくるので、それをさけるためにも現場で二次医療までやってしまいたいという事情があるようだ。また、検査機能の充実、特にAM I - K I V研究所と難民キャンプとの検査のネットワークづくり（NGOが利用できる形での）は、重要であるとの認識である。いずれにしても、二次医療を基本に医療活動を行う方針については、基本的に適当であるとの結論である。

給水については、難民2000トン、住民300トンとの当初目標ほどの需要が無く、実績がこれを下回っているとの実状があるが、別に不満や不足があるわけではなく、このまま給水活動を続けることで問題はないとの評価であった。あくまでも、キブ湖畔で浄水活動を最大限行うことが我々の使命であり、配水などの新たな活動は必要ないとの結論である。

問題は防疫活動だ。もともと、自隊の設営のための防疫活動を行い、余力を持って難民のための防疫を行うという考え方で準備を進めていたし、部隊編成もそうになっている。ところが、諸般の事情で防疫業務の旗印が大きく掲げられてしまい（与党調査団のメンバーであった医者の議員が、初期治療はNGOが司っているので自衛隊のはいる余地はない、それではなにか他の目玉を、ということで防疫がクローズアップされた経緯がある由）、体制も考え方の整理も十分でないまま、こちらに来て苦労しているという。幾つか象徴的にキャンプでの防疫活動を実演して見せたが、一日に3000平米（50^坪×60^坪）の防疫能力では焼け石に水である。また、NGOの縄張りもある。特に、既にカヒンドゥ、カタレで防疫活動にも従事しているMSFは軍隊組織に敵対的である。WHOが自分たちの計画に従って仕事を割り当てる作業をただこなしているのが実状だが、これでは自衛隊の活動は裏方に終わってしまう。ニーズのある活動としては、薬剤をゴマからキャンプまで届ける輸送の作業はある。また、防疫の観点からと言うことでは、UNHCRは現在のキャンプを防疫上問題のないものに作り替える作業、新開地の開発や衛生関係エリアの整地などの土木事業がある。結局、直接防疫は極めて限られているので、トータルの防疫という考え方で、薬剤配送、衛生・防疫教育、施設整備までを含めた業務の中身を整理しようと言うことになった。

第二段階の見直しの論点については、アピールや撤退を念頭に置いた話をしたが、

あまり話が進まなかった。いくつか要検討事項があげられたが、その中に、ムグンガキャンプでの活動の是非という問題があって、先遣隊が来たときに、ムグンガは旧政府軍が居るので活動を控えようと言う考え方であったが、これは今も制約になっているのかということである。今は旧政府軍関係者は、キャンプの外にいて、キャンプ内には他のキャンプと同じ一般市民が居住している。ムグンガだけを特別視する理由はないように思われる。しかし、国会答弁などでの経緯があるかもしれず、また、現状はどうあれ国際社会の見方があるので、ここは東京サイドとも相談してみようと言うことになった。また、ゴマ市長が排水溝の浚渫の一環として新しい土管を供与して欲しいという話をしているというので、この話に応じる余地があるのか、検討だけしてみるということになった。

難民キャンプのプレゼンスの話で、UNHCRのテントの横に、自衛隊のテントを張る案を持ち出してみたが、神本隊長は難民キャンプでの活動が不十分なままテントだけたてたのでは「中身がないのに柄ばかり」と評価されて逆効果である、まず、難民キャンプでの自衛隊の活動内容をきちんと詰めて、それからテントのことを考えても遅くない、と至極もったもな意見であった。

以上

角 平和協力室長へ

岡村より

活動日誌（個人的なメモ）の11月1日～3日分です。四宮近ア1長にも供覧ください。コメント等ありましたらお願いします。

11月1日（火）

滑走路の工事は、航空機の離発着を止めて実施され、懸案は一応解決されたが、現場を見てきた田中1佐によると、ドラム缶を半分に割ったものを薪で暖めてアスファルトを溶かし、穴を砂利で埋めた上から流してそれで終わりという、全く応急に過ぎない措置であった由。

ザイル軍から、軍の敷地の道路を整備してくれ（運び込まれた砂利を平らにならす作業）と言われており、アネッチョ大佐の面目もあり、これは手伝ってやらざるを得ないとは考えるが、ザイル軍のためにというのではいかにも後でめんどろが起きそう、軍の間の直接の協力・支援は米軍との間でもやっていないのにと菅原部員は言うし、困ったものだと思っていた。ところが、神本隊長の知恵で、アネッチョ大佐からUNHCRに依頼を出させ、UNHCRが自衛隊に要請するという形にすることが出来て、一応の格好は整った。UNHCRとの調整には、長和UNHCR調整員が尽力してくれた。工事はさっそく午後に行われた。

午前中にUNHCRで治安問題会合が開かれ、参加した太田2佐によると、UNHCR側より最近RPF側からの進入といわれる事件が相次いでいる、との報告があったという。まず、25日夜、キブンバキャンプ内でRPFからの侵入者と思われる人間が逮捕され、他の人間は国境方面に逃走したが、逮捕された男は収容されたザイル側の拘置所で脱走を図ったあげく自殺したという。また、昨31日夜、カヒンドゥキャンプ内で、3名のRPF関係者と思われる人間が、難民により逮捕され、難民達は彼らを本日カタレまで移送しようとしているということである。ルワンダ新政府はザイルを怒らせるような軍事的行動を企てる程愚かではないだろうから、RPFが難民キャンプ内に攻撃を仕掛けたり、あるいは何か騒ぎを起こそうとしたとは思えないが、最近、後述の旧政府関係者の発言が報道されており、難民の動きに神経質になって情報収集を進めている可能性は大いにある。これらの情報について、さっそく本省に報告、更に電報を発電した。

旧政府軍関係の動きについては、ゴマのキャンプ内にいても、かえって情報が少なくよく分からない部分が多い。それでも最近の情報では、難民キャンプにおいて衣食足って政治に走るとの感じがある。10月9日にプレスのインタビューに応じたビジムング将軍は、RPFに対しては勝ち目がなく、反攻は考えていないと述べていた由であるが、23日の報道では、同じビジムングがAFPのインタビューに答えて、RPFが交渉を拒否し続けるならば、我々は攻撃すると述べたとされる。また、同じ報道で、ンジルンパツェMRND党首が、フツの兵隊はゲリラ戦用に態勢を変えており、武力攻撃を開始するには十分な強さがある、ルワンダに戻り攻撃を始めよと命令すれば、彼らは始めるであろう、と述べている。これらは、9月終わり頃から難民キャンプに於ける民兵組織の脅威が増大しているという、UNHCRの危機意識と時期が符合する。

夜、AMD Aでパーティーをやるから来てくれと言うので、塩見2佐と出席。UNHCRのジム・ヘイルや、幾つかのNGOが参加していた。

11月2日（水）

総理府藤島次長が来訪するというので、部隊は綿密な行事予定を組んでいたが、

朝から激しい雨が降り、ナイロビからのC130はゴマ上空まで来て視界不良にて着陸できず、今日の予定はキャンセルになった。正午頃からきれいに晴れたが後の祭り。こちらの部隊が10時から始まるスケジュールを組んでいたの、空自も10時に次長を届けるべくフライトを強行したようだが、ゴマの気象状況を見ながら飛ばせば、数時間遅れながらも到着できたと思われる。事前の計画を百パーセント達成しようとするあまり、状況に応じた柔軟な運用が出来ず、目的達成を損なう例である。

朝早くから、墓掘の作業を行い、昼過ぎに完了。パワーショベルを持って行って、幅、深さとも3~4メートルの穴を数カ所掘る。神本隊長とゴマ市長に会いに行った（舊友会の提供の日本の野菜の種を蒔く畑を探してほしいという件）帰りに視察に立ち寄ると、死体搬入のトラックがやってきて、作業を開始した。布にくるまれた大人の死体が5体ほど、殆ど埋まってしまった古い穴の中に横たえられ、上から消石灰を掛けられた。今日の死体は、聞いていたような仮埋葬したものの本埋葬ではない。ムグンガキャンプで、事故で亡くなったもので、布の一部に血のにじんだ後がある。今日は、更に後キブンバからの遺体が運ばれる予定であるという。キャンプ内で死亡した人の遺体は、布にくるまれて車道に横たえられ、これを死体搬送のトラックが拾って歩くシステムである。朝キャンプを通過すると、ときどきこうした遺体が放置してあるのに出くわす。一頃よりは数は少なくなったのであろうが、ここでは日常の情景である。神本隊長は、この作業を済ませた隊員には、基地に帰ったら塩でお清めをし、シャワーを使うように手配しているという。佐藤3科長は、現場にてずっと立って、監督している。幹部も一緒に汚れ仕事をやる姿勢が重要なのである。

治安情勢の話で、幾つか気になる事象が起きている。一つは、ルワンダにあるすぐ隣の町ギセンニの近くルタガラ（ゴマから7キロ）で、30日、36人が虐殺されたという事件。初めは、RPFが戻ってきたフツ難民を殺したという情報であったが、国際世論や難民を敵に回すこのような行為をRPF側が行うか動機が理解不能で、旧政府側の策略（ルワンダに帰国すると危ないという事例を作る）ではないかとの観測もあった。そこへ、ちょうどルワンダに出ていた榊枝1佐が帰ってきて報告してくれた。それによると、RPF連絡将校による事件の一報で駆けつけたUNAMIRの目撃したところでは、3家族を虐殺、子供達を一カ所に集め手榴弾で皆殺しにしていたが、これはインテルハムウェの手口そのままであったという。

次に、昨晚RPFの兵隊30名が完全武装で国境地帯に進入してきたらしいという件。彼らは特に人を襲ったり、殺したりはしなかったが、国境地帯にいた住民や難民は恐れをなし、家財道具を頭に寄せ、家畜を引き連れ、続々と移動してきた。この人々の列は、我々も墓場に行く途中で見かけ、その内の幾人かに質問したら、ルワンダ兵がこわいから、と答えていた。

また、これは31日夜に難民に捕まったRPFと思われる連中のその後の運命についてであるが、昨日4名がキブンバキャンプで難民によりリンチで殺害された（AFP記者が目撃し、配信した由）。また、残った1名がカタレキャンプで尋問を受け、RPFのメンバーであることを白状するとともに、難民キャンプで食糧配給所など人の集まるところで爆弾等で殺傷事件を起こし、難民キャンプは危ないという印象を作るとともに、支援活動を行うNGOの人間を殺害し、支援活動を停止させて難民キャンプの生活を困窮させ、その結果難民の帰還を促進するつもりであったと述べたとの噂である（AMDA現地補助員の情報）。

UNHCRでヘイル治安担当に聞いたが、誰がどのような動機で何を行っているのか、自分にも噂は色々聞こえてくるが、どれも確たる証拠が無く、国連職員としては何ともコメントが出来ないと言う。本当にRPFが浸透してきているのか、旧

政府軍組織の国境を越えたゲリラ活動が本当に始まっているのか、こうしたことは、今の段階ではまだ明らかにならないであろう。しかし、幾つかのことは推測できる。

まず、RPF側は、最近ゲリラ戦の開始について言及し始めた、旧政府軍側の動きに神経を尖らせているに違いないという事。次に、RPF側も旧政府軍側も、難民を自分の側に引きつけるために、相手方が難民にとってより危険であると宣伝する理由があるという事。従って、国境を越えて相手側に進入し、危険な事象を作り出す工作の動機はある、また、自分の側で相手が危険を作り出していると宣伝することは十分ありうる、ということである。一方、ルワンダ新政府は国際的な信用を得て政権基盤を着々と築きたい訳であるから、RPFがザイルの国境を侵犯するような軍事行動に出たり、国際世論が顔をしかめるような工作活動をするには考えにくい。

これから推論するに、RPFの動きは、第一に偵察活動であり、第二に対ゲリラ戦防衛活動であろう。RPFのメンバーがキャンプ内に入り込んでいるとすれば、あくまでも情報収集活動であろうと考えられ、これが破壊工作だったと白状したというのは、多分に旧政府側の逆宣伝のきらいがある。また、国境地帯での動きも、国境地帯の住民を排除することによって、国境地帯での人々の動きをなくし、ゲリラの進入を識別できるようにするとともに、無用なあるいは誤解による衝突を避ける事を目的としたものと説明できよう。

19時より、部隊で情報分析会議。(1) RPFがザイルに軍事行動を仕掛けることはないだろう、(2) しかし、キャンプ内で妨害活動を起こす可能性は全く無いとは言えない、(3) キャンプ内で緊張などにより不測の事態(暴動など)が生じることもあり得る、(4) 自衛隊がターゲットになることは考えられないが巻き込まれる恐れはある、といった議論になり、カタレ、カヒンドゥ、キブンバでの活動は当面控える、キトゥクでの活動は注意を持って当たる、活動には通信を確保し、防弾チョッキを準備する、無用な偵察活動は控える、という方針が確認された。

夜は、沢田2佐、佐藤書記官、樺枝1佐のお別れ会。政府支援チームのテントで、アボカドを剥き、ワインをあけて乾杯。神本隊長、佐藤2佐、日高2佐も参加して、夜半まで飲み明かす。

11月3日(木)

午前中、総理府の藤島次長来訪。極めて短時間の訪問であり、活動サイトを大急ぎで回り、ムグンガキャンプを見て、昼食懇談の後、正午過ぎにゴマを発っていった。昼食での話題は、撤収作業には相当の困難が予想されるということ。日本での積み込みは、日本の2師団をはじめ多くの人手で行えたが、帰りの積み込みは部隊の人間だけで、それも業務をこなしつつ行わなければならない。更に、検疫があるので車両の泥跳ねなどを十分に洗浄する作業を行わなければならないが、ここには本格的な倉庫もなく、一日に数回のスコールがあるような気候である。何より、テントを始め、隊員の生活を支えている施設・機材は、簡単に片づけるわけには行かない。部隊縮小・撤退が回りに明らかになれば、強盗などのターゲットになりうるので、出来るだけそれと気付かせないように進めなければならない、等など。

空港で藤島次長を待っているときに、午前9時頃のAMD Aの車両が難民に包囲され襲われているとの通報が入った。直ちに神本隊長より、救援に車両と人員を遅れとの指示が出る。彼らはキブンバキャンプにいつものように出向く途中、群衆に取り囲まれ、乗っていた車が強奪されたため、UNHCRのテントに避難したが、ちょうどわが隊の防疫班の人間が居たので直ちに通報が入ったという事である。部隊からは、警備の人間を始め人員22名を派遣、AMD Aの連中をピックアップして、11時半頃ゴマ市内に向けて出発した。

キブンバキャンプの難民は、AMDAのメンバーそのものを襲おうとしたわけではない。たまたまAMDAが借り上げていた車は、ルワンダのナンバーであったが、どうやら難民から不正な方法で取り上げた車両であったといった背景があったようである。それで、難民が見つけて取り返したというような、あまり程度の高い問題ではなかったようだ。

NGO要員の保護・救出は、我々の業務の内容に入っていない。ただ、何をやったのかと聞かれたら、実際の対応はAMDAの人たちの輸送であるから、輸送業務を行ったに過ぎないと聞き直るとの、役人的な整理である。今回はそれでよかったが、本当にNGOが襲われており、まさに救出しなければならないような場合にはどう理由を付けるのか。ケースバイケースで考えて行く必要があるが、救出行動にとりかかるのに、躊躇があってはいけない。

午後から、キトゥクキャンプの排水工事の打ち合わせに、佐藤3科長、岡崎2尉と出向く。キャンプではちょうどUNHCRと県知事連との定例会合が行われるので、その場を借りて難民側の協力を求めるという目的である。UNHCRのユージェヌと長和調整員が同行。大勢の県知事連の自己紹介の後、こちちから工事の概要を説明。工事現場の住居の撤去、子供達の整理、資機材の夜間の管理について、協力を求める。難民達は、ンダギジマナ「大統領」(Jean-de-Dieu NDAGIJIMANA)をはじめ自衛隊の工事を歓迎し、協力を惜しまないと言う。ただ、夜間の管理については、難民を雇用して夜警を付ける必要があると言うので、君たちのために作業に来るのではないかと喉まで出かかったが、大した額では無からうし、難民としてはとにかく金が欲しいようであり、佐藤3科長が持ち帰ることとした。その後、工事現場を検証し、2カ所に杭を打って帰る。

ザイル陸軍のエルキ参謀長(ELUKI Monga Aundu)が、部隊視察に訪れる。高級将校の肩章を付けた、厳つい男達がそろそろ随行し、物々しい警護がつき、一種異様な雰囲気である。

20時半からエルキ参謀長主催のレセプション。神本隊長に同行する。芝生の庭の広がるキブ湖畔の高級住宅の一つで、シャンペンとワインとザイル料理(焼き飯と山羊肉の料理)の宴会である。参謀長は、自衛隊の装備を色々見せていただいたが、仏、米、イスラエルのものと比べても素晴らしいという。特に、高軌道車はザイルに最適な車両である、是非ここに置いていていただきたいと言う。神本隊長から、日本の官僚システムでは、法的制約があって装備品をあげると言うことは出来ない、残念ながら寄贈は出来ないと説明すると、日ザイル友好関係の象徴として、モブツ大統領に日本政府から2台進呈してくれないか、としつこい。政府の要人が、堂々と物乞いである。それから、アネッチョ大佐から、軍同士の交流をこの機会に行いたい、将校クラスの研修生の日本での受け入れは一案である、といった話が出る。こちらから、キンシャサの日本大使館を通じて話を持ち出してもらいたいと言うと、参謀長から、ちょうど大使館に軍事アタッシェが配属になったこともあり、是非提案しようと言うことになった。

ルワンダ新政府の軍との関係を聞くと、参謀長は、今の所何等の問題はない、10月24日にザイル・ルワンダ両国の間で合意が結ばれ、右に基づきそのうち軍レベルでも交流が始まるだろうと言う。緩衝地域の合意はどうなっているのか、と問うと、昔から一定地域をお互いに安全地域として尊重しており、特に新しい合意があったとは理解していないという。国境地帯での動きについては、ルワンダ軍は国内にツチとフツの対立を抱え、いろいろと彼らの所要で動くことはある、これについては、彼らの主権の内部での展開であり、国境を越境しているわけでもないしザイル軍としては関知しない、勿論、動きについては注意深くフォローしているとの答えであった。神本隊長から、旧政府軍は昔の友達であったのに、ザイルへの

避難に際してザイールが武装解除を進めていたことに驚いた、と言うと、当然である、外国の軍隊が武装したままでわが国の主権領域内に侵入することは許されない、と答えた。

夜遅くなって部隊に帰還。高軌道車を入質に取られるのではないかと冗談も言い合っていたが、皆高級住宅の別天地の夜を十分に楽しんだのである。

以上

角 平和協力室長へ

岡村より

活動日誌（個人的なメモ）の11月4日～10日分です。四宮近ア1長にも供覧ください。コメント等ありましたらお願いします。

11月4日（金）

AMDAの車が襲われた事件は、NGOの救出という重要な課題であったのみならず、3日が日本の休日でニュースがなかったこともあり、4日の朝刊に大きく出た。これらの記事の趣旨は、NGO救出が出来ない実施計画はそもそも問題であるというものと、それにもかかわらず救出に赴いた自衛隊の行動は独走ではないかというものに要約されよう。政府の公式見解は、今回の事例は「救出」ではなく「輸送」だから問題ない、これからの可能性についてはケース・バイ・ケースで、といったものことながら誠に素気ない。そもそも論を問われると、「義を見てせざるは」と高尚な哲学が飛び出す。政策試験はこれから活発にやってもらおうとして、現場を見ている人間としては、幾つかの点を冷静に整理しておく必要があると思う。

ひとつは、今回第一報があったとき、部隊を派遣したのは「救出」や「輸送」といった具体的な行動を念頭に置いたものでなく、「何があったのかとにかく見てこい」という感覚であった。事態がちょっと危なそうだなと考えたことは確かであるが、武器の携行は難民キャンプに出かけるときに通常のことであり、何等特別な話ではない。救出などと言う大げさなことを最初から考えていたわけではなく、ましてや輸送を行うことになると予想していたわけでもなく、敢えて言えば「情報収集」を行おうとしたのである。部隊としては、情報があれば、まず動く。これは、部隊としての反射的行動であるし、車で出かけること自体は是非が問われる類の行動ではない。しかし、こうした反射的行動さえもその帰結を予想し、その帰結が業務の範囲内かを判断して動かなければならないとしたら、現場の動きは麻痺してしまう。現場の立場からは、情勢認識と判断が同時進行である。そうした實際を斟酌した整理をしないと、結局柔軟な対応を阻害し、結果として重要なところを落としてしまうことになると感じる。今回の事例について言えば、「状況確認のため出動した。その後輸送の所要に応じ輸送した。」という説明で良かったのではないか。

次に、やはり業務計画に「NGOの安全確保」が入っていないなければならない、という考え方は一つの理屈であるが、「NGOの安全確保」を「行っても良い」というとなのか、「行わなければならない」ということなのか、明確に区別して考える必要がある。「行わなければならない」ということについて、はっきり言えば、自衛隊がNGOの安全を確保することなど、どだい無理である。キブンバキャンプの難民の群衆が敵対してくれば、いかに精鋭の自衛隊でも数十名で小銃だけでは何もできない。任務としてNGOの安全確保を行うには、本格的な態勢での警備の装備・人員が必要である（警察行為がザイルの主権との関係で妥当かとの別の問題もある）。一方、「行っても良い」と規定したとしても問題は残る。「行わなくても良い」とは解釈してもらえないからである。従って、「NGOの安全確保」を書き込む限り、その書き方がどうあれ、無理を背負い込むことになる。この領域の話は規定の問題ではなく、やらなければならないときはやらなければならない、結局の所、現場のコモンセンスに任せるしかない問題であると思う。業務計画にあらかじめ入れておくべきだ、という議論も、業務計画にないことを勝手に行う自衛隊は危険であるという議論も、この現場のコモンセンスを信用しないと責める点で、同根である。政府サイドで重要なことは、コモンセンスを持った責任者を現場に派遣することと、何か起こってその責任者が行動をとった場合に、その所以を理解し、全面的にサポー

トを行う覚悟である。これは、自衛隊派遣への政治的責任を問う問題である。

最後に、ここのNGOは自己の責任において危険負担をしているのだと言うことを忘れるべきではない。NGOが安全に活動できればそれに越したことはないが、自衛隊が一義的に安全を確保すべきだと言うのは、NGOの本質を見失った議論である。彼らは、政府から独立して自己完結的に活動するからこそ、その価値がある。政情不安の地で、けが人も出るかもしれない、生命を危うくするかもしれない、しかしそれらを覚悟の上で、自分たちの理想と理念に従って活動を展開している。AMD Aの一員は「自衛隊が来るとは思わなかった」と述べているが、これは極めて正しい認識である。NGOに何かがあって、自衛隊が何もしなかったからといって、「自衛隊はいったい何をしているのだ」というのは、何事もお上に頼る日本人の悪い性癖に乗った議論である。むしろ、NGOのこうした活動の厳しさを真に理解し、困難な活動を敢えて選んでいるNGOを評価することが重要であろう。今回の事件で、自衛隊の対応ばかりに目が行き、AMD Aを始め異境の地で安全を省みずに頑張っているわが同胞のNGOの活動への認識が今一つであることに、報道の未熟を感じる。

ところで、ゴマで活躍中の主要なNGOは、3日ナイロビにて「治安維持に関する要求」を声明。ゴマのキャンプは危険な状況にあり、弱者への援助活動が妨げられている、との認識を再確認し、治安状況の改善がなければ、撤退を余儀なくされるとしつつ、妨害勢力の分離・排除をはじめとする国連及び国際社会の行動を求めるという内容である。現実の治安の悪化がどれほどあるかはともかく（数十万の人数が見通しもなく、非日常的な生活を余儀なくされている割には、トラブルが少ないとも思うのだが）、キャンプ内で活動するNGOの目に、キャンプにだんだん浸透しつつある民兵なり旧政府軍の動きが、モラルの上から容認しがたいレベルに達しつつあるということはあるのかもしれない。たとえ悲劇が継続していようと、事態が人道問題である限りはNGOは自己の活動に疑問を感じないが、政治が絡んでくると抵抗を感じ始める。NGOにとっては、大量殺戮を引き起こしたとされる勢力は、絶対的な敵であり、これが自分たちの支援を受ける難民に影響力を浸透させていくことは道義的に容認しがたいとの感情があり、国際社会の注意を喚起したいと考えていると思われる。

2日前から、ゴマ市の排水溝の浚渫を始めたが、事は浚渫では片づかない、水がうまく流れないのは、そもそも溝を作ったときに取り除くべき岩を取り除いていなかったからだということが判明した。日本から削岩機が届くのを待って、作業を継続することになった。ゴマの目抜き通りで派手に行われる作業に、大勢の市民が見物に詰めかけた。自衛隊が何か自分たちのためにやってくれているという宣伝にはなっているようである。

RPFの動きが不透明で、何やらしでかしかねないことに不安があるが、良く考えてみたらルワンダ政府を通じて注意喚起をしておくことが出来るのではないかと、ということで、神本隊長とも相談して、本省から外交ルートを通じて働きかけをしてもらうことを提案することとした。さっそく電報を作り、発電した。

11月5日（土）～9日（水）

ナイロビに行き、一息つく。大使館で、佐藤大使、堀江公使とお会いし、情勢を説明する。佐藤大使主催の大越2師団長、鈴木宗男議員との設宴にそれぞれ同席する。

11月10日（木）

キトゥクキャンプの排水工事は、既に5日及び6日に穴掘りを行った。来週あた

りに水はけの良い土石で埋め戻しを行う手順である。昨日UNHCRの長と調整員、ユジェヌと、WHOのサンタマリアが、佐藤3科長らと話をし、キトゥクキャンプについては、自衛隊の力で更に徹底的な防疫上の整備を行おう（モデルキャンプ）とのアイデアが出される。具体的には、今のトイレをより清潔な場所に移し、道路を整備し、公共の広場を作るといったことらしい。

8日に、ジュネーブで開かれた緒方UNHCRとブトロス・ガリ国連事務総長その他による「難民キャンプの情勢に関する会合」は、キャンプの治安改善について3千人から6千人の兵力が、警察力を導入するオプションを安保理に提示し、この週末にでも安保理で検討すると言うことになった由。角室長から電話で聞いたところによれば、UNHCRが問題にする「NGOにとっての治安問題」とは、結局キャンプにおける民兵の主導権を排除するという問題であり、日本の自衛隊の活動はキャンプでの主導権がいずれにあるかに関係のない性格のものだから、この話自体にあまり関心がない。いずれにせよ、業務計画を変更して、日本がこの動きに参加することはあり得ない、とのこと。

ここの旧政府勢力が、亡命政権を樹立するために着々準備を進めており、仏語圏アフリカ首脳会議の席上で樹立宣言を行うかもしれないとの噂が前からあった。しかし、四宮近ア1課長に確認したら、このような宣言を出す動きは見られなかったのみならず、そもそもルワンダについては新政権についても呼ばれていないという。一方で、米国は新政権との協力関係推進のために、主要ドナー諸国を集めて会合（22日）を行う意向である由。仏は新政権に懐疑的なのに対し、米は新政権を積極的に後押ししつつ難民キャンプの旧政府関係の動きに過剰に反応する。またいつもの米仏の軋当てであろうか。

先週に出したルワンダ新政府へのアプローチについての意見具申に対し、四宮課長は、回電を検討しているが、新政権への対応について各国の出方を見ているところであり、日本だけハイレベルでコンタクトを持つのは控えたいと思っているのが本当の所だと内々教えてくれた。そういえば、昨日鈴木議員が国境の視察に出かけたときに、議員秘書のムルワカ氏（ザイール人）が見た所では、国境を警備する兵隊は、皆英語しか使えないことから分かるようにウガンダ人であるという。確かに、ルワンダ新政権やRPFの実態は、ウガンダのテコ入れによるものであるとの見方は相当程度当たっている。もっと正確に言えば、30年以上も昔にフツにより追い出されウガンダに逃げて難民となっていたツチが中心となって、ツチの力が強いウガンダの後押しを得て政権を樹立したのが今の新政権であるとすれば、新政権の正統性は必ずしも絶対とは言えず、これへの関係は慎重に考える方が外交上は適当であろう。ただ、部隊の安全を考える立場からは、騒ぎの一方の当事者とだけでも意志疎通がある方が、より安心なのではあるが。

午前中に、火山学者の浜口教授のテントに、カハーニャ北キブ州知事代理が来訪、ニイラゴンゴ火山の周辺の3つの観測地点に設置された地震計からのデータが即時に伝わってくるシステムを説明。これらのシステムは、自衛隊の撤収後は現地の火山研究所に引き継がれることになる。研究所のザイール人学者が、学者グループとしては、火山活動が活発化することを予測はするが、住民の避難などを進めるのは行政の立場でしかできないので、州でしっかり考えて欲しいと述べた。カハーニャは、日本の協力に住民の立場から感謝する、大変重要な問題であり、当然優先的に取り組む、と答えていた。その後ゴマ山中腹にある観測所に出かける。日本のシステムは、この観測所に設置されるが、観測所と言うにはあまりに貧弱で、コンクリートのブロックで塀を作り、トタン屋根を葺いただけ、窓にはガラスも入っていない代物である。先のザイール人学者が、精密機材の維持管理にも、州当局の協力が必要であると陳情していた。州当局の本件への関心は非常に高く、この粗末な観測小

屋に手を入れて、高度な観測設備を安全に収納し、未永く機能させるようにすることは、州に感謝されるだけでなく、浜口教授の今後の研究を通じ、日本の火山研究にも資することになるのではないかと考える。今後経済協力案件として検討する価値はあると思う。

ところで、今朝方から火山性微動が観測されているという。地震計のデータを見ても、昨夜までの振れは小さいのに、今朝6時頃から恒常的に大きく触れている。マグマの活動が活発化しているからで、今夜あたりニイラゴンゴの山頂がまた赤く見えるだろうと言う。

9日付の新聞（読売他）に、ゴマ市関係の無償資金協力案件について、1060万円の資金援助を行うことが決定したとの記事が出ているので、びっくりした。小学校の机・椅子の件と、AM I - K I V研究所への研究機材の件は、ゴマ市長への通報や、木工所への発注等色々都合もあり、本省にどうなっているのかずっと照会してきたが、未だ検討中という回答で何もできないでいたのに、事前の連絡も全く無し。それも、誰かが不注意でもらしたというならまだしも、いきなり経協局長が紙まで作ってプレスブリーフをしてしまった。政府の決定についてプレスの方が我々より先に知っているというのは、部隊に対してもこちらの面子がない。何より、以前からこれは売れる案件だから発表のタイミングとかを相談して欲しいと本省に伝え、こちらのプレスにうまく売れるように振り付け、贈呈式とかセレモニーを用意して、と意気込んでいたのにひどい話である。現場の我々と連絡を取ってから発表を考えて欲しかった。

キンサシャの大使館から上村1佐が、ナイロビの大使館から北川書記官が来訪。夜、神本隊長主催で、簡単な懇親会を行う。

以上

47
47
(47)

秘
無 期 限

報告・供覧

○大 臣 秘書官 ○政務次官 ○事務次官 ○外務審議官 外務審議官 ○官 房 長	主 管 ○総合外交政策局長 ○審 議 官 ○総 務 課 長 ○国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5 年) (1 年) 起案 平成 6 年 11 月 22 日 完結 平成 6 年 11 月 22 日 起案者 電話番号 松本 2346
回 覧 先 ○総務課長 ○企画課長 ○中近東アフリカ局長 ○経済協力局長 ○人権課長 ○安全保障政策課長 ○参 事 官 ○政策課長 ○アフリカ課長 ○技術協力課長 ○国連行政課長 外務部次官 ○国際緊急援助室長 ○人権難民課長 部長 ○無償資金協力課長 ○難民支援室長 ○コビッド-19 配布		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 ルワンダ難民支援 (国村連絡調整要員からの報告)		
(別紙の要約等) 15日までにザイル・ゴマにて自衛隊部隊の連絡調整要員と勤めた 国村書記官の以下の諸点につき報告が寄せられたと：(御参考までに 配布する。 (21日 五ヶ官長会にも提出)) 1. 自衛隊の必要性 (部隊) (1) 部隊組織の機械力・組織力への期待 (2) 高度な技術への期待 (3) 危険のある作業への対応への期待 (4) 緊急展開能力への期待 (5) 軍事的プレゼンスへの期待 2. 治安問題 3. 顔のある貢献		
GA-7 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号

ルワンダ難民救援活動に参加して

平成6年11月21日

連絡調整官 岡村善文

小官は、ルワンダ難民救援活動のためにゴマ（ザイール）に派遣された自衛隊の活動を、側面から支援するために、政府支援チームの一員として10月18日から約一カ月の間、現地にて連絡調整業務に従事した。任を終えるにあたって、現地の活動（ここでは主に陸上自衛隊の活動に限定）を見て持った感想の一端を、後の参考のために記しておくこととしたい。

▼なぜ自衛隊なのか

1 NGOが中心となっている人道支援の活動に、わが国は自衛隊という部隊組織を投入する形で貢献しているわけであるが、派遣当初、何故自衛隊なのかという点が、あまり明確でなかったように感じる。実際の活動の現場では、自衛隊のような部隊組織に期待され、自衛隊の持つ優れた特性・能力を必要とする場面は、数多く見られる。これらを前面に押し出せば、NGOとの役割分担もはっきりし、なぜ自衛隊を派遣するかにもより理解が得られ、また、より相応しい準備も可能であったであろう。更に、将来の人道支援においては、自衛隊の「得意分野」を内外に明らかにし、右に応じた人員・機材を派遣することが重要であると思われる。

2 具体的に現場では、部隊組織に以下の期待が持たれている。

(1) 部隊組織の機械力・組織力への期待

数百人というまとまった人員と、車両・機材等の装備力を持った集団の、機械力、組織力に期待される役割は大きい。殆どのNGOは数名の専門家のスタッフと、後は現地雇用の手伝いだけで、限定的な分野での支援活動を実施しており、人的・装備的な動員をかけて対処する作業には限界がある。整地作業などの大きな施設整備、人命救助など緊急に生じた事態に、一定の能力を持ったまとまった人員と色々な機材の選択肢を持ち、独自の連絡通信システム等をもって早急且つ機能的に対処する力は、部隊組織にのみ存在している。

(2) 高度な技術への期待

技術集団としての自衛隊の活動に回りの期待が大きい。部隊はそれぞれの分野で訓練を重ね、経験を積んでいる。現場で生じた難度の高い事態に、NGOでは対処しきれない部分がある。医療面では、NGOの行う応急措置から一步進んだ手術などの二次的な措置、衛生検査を含めたネットワークによるよりの確な医療対処、施設整備面では、土地の構造や土質を見極めて的確な工事を行う技術など、自衛隊が経験と研究を重ねて培ってきた、安全・確実に完成度の高い作業を進めるノウハウが現場では大いに必要とされた。移動病院や、施設部隊の充実などを更に望む声が強い。

(3) 危険のある作業への対処への期待

部隊組織を持てれば、NGOが手を出せない危険のある作業にも対処しうる。治安上不安のある地域での活動、特に夜間の活動等、NGOが安全の観点から対処できない場合でも、部隊であれば警備をつけることでこれを遂行することが出来る。実際には、医療面では夜間における患者の緊急輸送に、自衛隊の協力が要請された。

(4) 緊急展開能力への期待

大量の難民流出や自然災害など、直ちに対処すべき事態が生じたときに、まとまった人員・装備を直ちに投入できるのは国家が保有する軍隊組織を置いて他にないであろう。今回の自衛隊派遣は、こうした時期を過ぎた後の派遣であったが、今後緊急展開能力を整備すれば、自然災害なども含め、自衛隊をもって対処すべき分野は大きく広がる。

(5) 軍事的プレゼンスへの期待

混乱した情勢の中で、法と秩序を認識した規律正しい軍事組織が存在するだけで、無言の抑止力になる。自衛隊が展開すると、我々はそのような意識を持っていないにも関わらず、ザイール兵も秩序ある行動をとるようになり、ゴマの市民は安心し、精神的ひいては経済的復旧への足がかりになったように感じる。

▼治安問題について

1 ゴマの治安状況の悪化が論じられているが、食料不足や病死者が恒常的な緊急事態は既に脱し、生活状況の改善とともに、難民の間での社会秩序はむしろ平穏になりつつあるというのが実感である。10月から11月にかけて、ゴマ市内や難民キャンプにおいて、閉鎖されていた店が開き、市場等の経済活動も活発化、難民小屋の建て直しをはじめ建築ブームも見られ、若い女性などが着飾って歩く姿が目につくようになった。ザイール兵などの狼藉もまだ相当数見られるにしても、比較的少なくなってきた。

このような時期に、改めて治安問題がNGOを中心に取りざたされるようになったのは、「治安」の意味に起因すると思われる。NGOの言う「治安悪化」とは、無秩序もしくは無法のことではなく、むしろ秩序が形成されていく過程で、支援活動をめぐる様々なトラブルが発生し、NGO自身が心理的軋轢を感じ始めてきていることであると考えられる。

2 具体的には、難民の生活安定に伴い顕在化してきた以下の動きを背景とする。

(1) 民兵勢力による難民支配の強化

民兵勢力はキャンプでの難民への影響力を徐々に浸透、これは救援活動を通じたNGOの影響力と衝突の傾向。NGOは、食料配分、保健衛生、住居の移転等の諸措置を、自己の価値観に基づき進めようとするが、これは難民秩序への容喙と映り、これら勢力の反発を受ける。

(2) 旧政権による難民の政治化

難民は、旧政権が新政権と交渉を行い、安全な帰還を確保することに希望を見い

だしている。旧政権はかかる難民の立場を拠り所とし、難民を「国民」とする亡命政権を樹立するような動きを示しつつある。旧政権の高官が、各キャンプを巡回しオルグを組織する動きが顕在化するとともに、旧政府軍の要人がゲリラ戦による反攻を示唆する発言も出てきている。NGOは、自らの支援活動が結局、将来の反攻・報復を準備することに繋がりととのモラル面での矛盾を強く感じつつある。

(3) R P Fの越境工作活動の影

11月に入り、R P Fの越境工作の可能性ある事案が頻発。難民がこれらを摘発し、リンチ殺人やザイール官憲による容疑者拘束が発生。これらは、旧政府側の逆宣伝の可能性もあるが、「キャンプ内に不安を作り、支援活動を妨害し、もって難民の本国帰還を促進するため」とされる工作活動の動機には否定しがたい側面もある。こうした風説により、難民のみならずNGOも不安を抱いている。

3 わが救援隊は、NGOとは立場・活動内容を異にしていることもあり、これらの治安悪化の評価については一定の距離を置いて見る必要があると感じる。これらの情勢の下で、自衛隊が対立の直接の当事者になる可能性は少ないと考えられるが、活動に当たって難民側の事情を十分把握し慎重に対処するとともに、かかる治安問題の悪化に巻き込まれる恐れについては十分な注意を要すると考える。

▼「顔のある貢献」ということについて

今回こうして自衛隊が派遣されたことは、これからのわが国の人道支援にとって貴重な経験・実績となったと考える。特に、人道支援のプロ達である世界各国のNGOに、自衛隊の存在を認知させた意義は大きいと思う。UNHCR、主要NGOのメンバーは、また次の人道支援の機会に集合することになるが、今回は彼らに、自衛隊の活躍振りについてよりよい理解が期待できる。これは一面極めて地道な話である。各キャンプで隊員達は、初めは軍服はキャンプにはいるなどまで言われ、それでも我慢して活動をこつこつ続けて、今では溝を掘ってくれ、車を動かしてくれと頼まれるようになった。先日NGOを招待してのパーティーでは、大勢のNGOの人々が参加して、迷彩服の隊員と夜遅くまで親しく語らうまでになった。こうした人間的な信頼は、きっと次回にも引き継がれていくことであろう。

また、ゴマ市長は、ゴマの市民が日本の仕事のやり方から多くを学んでいると、機会あるごとに述べている。ザイール兵も、我々が通ると立ち上がって敬礼をするようになった。趣向を凝らした文化行事よりも、自衛隊が日本のやりかたで現地で一生懸命仕事を行ってみせることが、はるかに日本というものの理解を進めることにもなる。そういう意味では、大変意義のある文化交流を進めていたことにもなる。こうしたことは、金や物の貢献では決して期待できない日本のプレゼンスである。「顔のある貢献」の本質はここにあるように思う。

以上

24/10:47

2236 03/08 P01 R240835

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

P/KO 岩井氏
防衛 中村氏

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣 次次
秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 審 外
代 ア 大 大 察 研
表 大 使 使 大 参 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 一 二

審 審 軍 不 原 科

国 長 審 一 二

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

北 米 長 審 一 二

南 長 参 西 口 東

長 西 新 洋
二 独

ア 長 参 一 二

経 長 審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 二
経 途
一

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無
審 評 技 有 理

参 参 協 協

情 長 参 国 析 調 セ
一 二

総 番 号 R240835

月 23日

平成 6年 11月 24日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UNHCR（ヤマザキ総政局審議官のオガタHC表けい訪問）

第6193号 秘 至急（ゆう先処理）

22日、当地出張中のヤマザキ総政局審議官は、UNHCR本部にオガタ高等弁務官を表けい訪問したところ、その際の先方発言の概要以下の通り（当館イトウ、三好同席）。

1.（冒頭、ヤマザキ審議官より、数度にわたる現地へのミッション派遣、自衛隊展開に際してはUNHCRにお世話になった旨れいを述べたところ）日本の方はきちんとし事をされるが、現地の自衛隊の方々には本当によくやつていただいている。当初日本の新聞には「危ない」との話ばかりが載っていたが最近かかる記事も減ってきているのではないか。他方で、先般もガリ事務総長に日本の自衛隊はもう引き上げるのかと聞かれ、そうではない、くれまでいてくれるはずだと反論した経緯があるが、対外的にも正しい情報を流されるよう、残りあと1ヶ月余りであるが、徹ていされた方がよいと思う。UNHCRも可能な限りお手伝いしたい、また、緊急時におけるオペレーションは、初動がかん要であり、早めに外務省のミッションを派遣する等今後今回の経験を活かされるとよいだろう。

2.（現地の情勢・今後をどう見ておられるかとの問に対し）7月半ばに大量難民が流出し、コレラ等のえき病対策に追われ、ロジの大部隊を必要としたわけだが、キャンプの中が落ち着くにつれ、今度は極力構造が再現されてきた。かかる事態は難民キャンプにおいてままだ見られることではあるが、その規模からすれば、極めて例外的なことだった。かかる状況に対処するため、国際的警察力の導入を提案したが、すでに3週間が経過しようとしている。その間、国連PKO局には相談し、かつてUNHCRの人事部長も勤めたコフイ・アナン局長も理解を示してくれたが、なにせ事がらが大きいせいか、すべてに時間がかかりUNHCRも独自に動こうにも動けない状況が続いた。昨21日、SG報告（UNHCRの考えがかなり取り入れられよくまとまった報告書だと思う）が安保理に提出され、明23日からでも審議が始まろう。とりあえず治安専

秘

電信写

門家導入の部分につきおすみ付が得られ、すぐにもアセスメントミッションが派遣できるよう（すでにオランダより専門家を調査団に参加させることにつきオファーあり、北アフリカの国にも入ってほしいと思つてゐる）期待している

難民代表からは、難民の方は自分たちで押さえるので軍は派遣してくれるなどのちん情書もきており、昨今のキャンプの治安はなるほど若干は治まつているとの印象も受けている、「オオカミ」と「ヒツジ」を分けるといつても不可能に近く、せいぜいオオカミがヒツジをかまないよう、キャンプリーダーとの対話も重要だと考えている。カタレよりCARE（加）が（CARE（豪）からは残るとのレターをもらつている）、またブカブよりMFS（仏）が撤退したが、今のところ他のNGOは止まつておりUNHCRもハッパをかけている。

3. （自衛隊からの業務の引継ぎについてもよろしくお願ひしたいと述べたところ）今のところ給水が一番むずかしいようだ。独の可能性（注：後刻、担当者に確認したところ、独のTHWという組織が関心を示しているが、交渉は開始されていない由）があるが、ぎりぎりまで残つていただくこともお願ひしなければならなくなるかもしれない（ヤマザキ審議官より法に基づくもので、手続きははん雑であり、他方現地で見たところ、機材もあつてNGOでも比較的容易にそう作できると思われるので後任のあつせん方よろしくお願ひしたい、どうしても残る必要がある場合には早めにご連絡いただきたい旨発言）。

4. サービス・パッケージについては先般もUNHCRより5、6人がよばれて訪米し、米軍とのすり合わせを行つて大型緊急事態への即応体制をどうするかにつき議論してきたが、サラエボへの空輸以降本格化したかかる大型ロジ部隊の導入は今後数年必要とならう。来年3月くらいを目途に、ルワンダをテストケースとして一般的な協力のあり方について、関係国とも協議し国際会議も開催してまとめていきたいと考えている。日本にもご協力をお願いしたい。

5. 12月16日に一時帰国の予定であり、機会があれば今年も経験につき関係者にお話したい（ヤマザキ審議官より、ぜ非総理・外相にもお会いいただきたい旨発言）。

国連代、米、英、仏、独、加、ケニア、ザイール、タンザニアに転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総儀対会要厚情研
察(人)国(在)警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審(総)安(平)
長 企(国)

審 審軍不原料
官

国 審(国)専入難地
長

ア 審地中東
長 参北東西
二

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

参西口東
長 西新洋
二独

国 審一二ア(ア)
長 二二

経 審総機国
長 審経エ国
二二
経途
二

参海 審準

経 審政調国開無
協 民
長 審緊評技有理

条 参参条協規
長

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R 2 4 3 6 5 2

月 2 8 日

平成 6 年 1 1 月 2 8 日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ワタセ防衛政務次官のケニア訪問（マンガ国防副大臣との会談）

第1983号 秘 至急（ゆう先処理）

24日、当地訪問中のワタセ防衛政務次官はマンガ国防副大臣を往訪し会談したところ、その概要以下の通り。（先方：レケン在日ケニア大使、オデインガ外務省アジア局長、当方：ホリエ公使、市川防衛庁防衛局運用課部員、スズキ同席）

1. 冒頭ワタセ政務次官よりルワンダ難民救援活動に従事するわが国自衛隊、特に航空自衛隊部隊が受けているケニア政府よりのあたたかい支援と理解に感謝の念を表明するとともに、12月末までには本活動を終了し、撤収する予定であり、右撤収が滞りなく行われるよう今後ともよろしく支援願いたい旨要請した。
2. これに対し、マンガ国防副大臣より、ケニアに対するこれまでの長年にわたる日本の支援、特に昨年ケニアがくるしい時にサポートしてくれたことに感謝する旨述べるとともに、友好的なケニア・日本の関係が今後とも継続することを望む旨の大統領からのメッセージのひろうがあり、更に同国防副大臣より、今後は発展途上にあるケニアが必要としているハイテク分野においても日本の支援をいただきたい旨要請があつた。
3. これに対し、ワタセ政務次官より国家の発展における教育の重要性及び日本も右を十分認識して戦後努力してきたことを指摘しつつ、一つの象徴的な数字として日本の義務教育へのじどうの就学率は100%であること、大学は全国に約1000校あり、国立大学の80%は理工系であることをしようかいした。

（更に「マ」副大臣から日本の自衛隊の規律の高さのはい景にあるものは何かと問われたのに対し）自衛官のうち98%が高そつ以上という教育水準の高さが一つの重要な要素である旨述べ、ゴマに展開中の陸上自衛隊部隊もその規律正しさが現地において非常に高く評価されているとうかがつてきたところであり、ほこりに思っている旨述べた。

4. （「マ」副大臣より、現在国立防衛大学（NATIONAL DEFENSE COLLEGE）の設

秘

電信写

立を考慮しており、同大学において技術分野に力を入れたいと考えているが、日本からの支援の可能性及びケニア国防軍と日本の自衛隊との間の人的交流の可能性につき質されたところ）ワタセ政務次官より、日本には防衛大学校があり、同校ではアジア諸国からの留学生を受け入れ、主に理工系のべん強をしているところ、貴副大臣の提案は検討に値するものとする。現在、日本には10万人の海外留学生の受け入れ計画があり、ミリタリーの分野に限らず、留学生の交換について日・ケニア間で協力できることがあれば自分（次官）としても力になりたい旨応答した。

国連代、ジュ府代、タンザニア、ザイールに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

③儀対④要厚情研
察⑤⑥⑦警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

審⑧安⑨
企⑩

審軍不原料

審⑪専入難地

ア 審地中東
長 参北東西
一

北米長 審一二保

南長 審一二

参西ロ東
西新洋
二独

⑫一二ア⑬
二

審総漁国
審経エ国
一ネ
一途
二

参海 審準

経協長 審政調国開無
民
審緊評技有理

参参条協規

情長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R 2 4 3 6 5 4

月 28日

平成 6年 11月 28日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ワタセ防衛政務次官のケニア訪問（ピータースUNHCR代表との会談）

第1984号 秘 至急（ゆう先処理）

25日、当地訪問中のワタセ防衛政務次官はピータース当地UNHCR代表を往訪し40分間にわたり会談したところ、右概要以下の通り。（市川防衛庁防衛局運用課部員、ホリエ公使、スズキ同席）

1. 冒頭、ワタセ政務次官よりルワンダ難民救援活動に参加しているわが国自衛隊部隊がUNHCRより受けている各種情報の提供及び支援について感謝の念を表明すると共に12月末までには撤収予定であり、右撤収が滞りなく行われるよう協力方よろしく願いたい旨要請した。また、あわせて（ゴマでのキトク・キャンプ訪問等に言及しつつ）ゴマの治安面での緊張の高まりに関し懸念を表明し、現地ゴマのUNHCRに対しても、然るべき対応を要請してきたところである旨述べた。

2. これに対し、ピータース代表より以下の通り述べた。

ゴマのルワンダ難民救援のための自衛隊部隊の派遣をはじめとする日本の支援は誠に時を得たものと認識しており、UNHCRとしてもご協力できたことをうれしく思っている。本件は、日本にとつては人道的な国際平和協力活動に対して自衛隊部隊を派遣するパイロット・ケースであり、そのため国会をはじめ国内的ないくつかの制約があることについては十分承知している。従つて12月末にかけて予定されている自衛隊部隊の撤収はやむを得ないものと理解しているが、右撤収が、日本のルワンダ難民支援の終了までも意味するものではないと信じている。また、アフリカの難民問題は根の深い問題であり、解決までの道のりは長い。今回のオペレーションでUNHCRのニーズについては理解していただけたものと思うので今後とも日本からの支援をお願いしたい。

3. （「ピ」代表より、今回の自衛隊部隊派遣の成果についてどう考えるかとの問いに対し）ワタセ政務次官より以下の通り応答した。

秘

電信写

(1) もともと自衛隊部隊はいりよう、給水、防えき、輸送を主な業務として活動を開始したが、現地の実情に応じて可能な範囲で排水こうの整備や道路の補修等を行つたところ、現地で大変感謝され、満足している。

(2) これまで特段の事故もなく業務を遂行することができ、よかつたと考えている。

(3) (ザイル軍が種々の問題をはらんでいることは承知しているが) 業務の円かつな遂行のために自衛隊部隊は「ザ」軍との信頼関係構築に努力してきたところであり、この結果「ザ」軍が大変協力的になっているほか、その規律も向上してきており、現地の安心感を高めるのに役立っていると考ええる。他国の領土で活動する際には当該国の主権をそん重して行くことが大変重要である。

4. (「ビ」代表より、国連安保理においてPKO派遣が検討されているが、どう考えるかという問いに対し) ワタセ政務次官より次の通り応答した。

国連安保理の決議がどうなるか分からないが、わが国としては現在の状態において成しうることを行うべきと考えており、かかる観点から給水活動についてNGOへの技術指導やいりよう機器等の現地への供与等を実施し、業務の円かつな引き継ぎが行われるよう努力しているところである。

国連代、ジュ府代、タンザニア、ザイルに転電した。(了)

秘
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

海

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 田外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 ○ 総合外交政策局長 、 審 議 官 、 総 務 課 長 国連政策課長 ✓ 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 <table border="1"><tr><td>1 類</td><td>2 類</td><td>3 類</td><td>4 類</td></tr><tr><td>(永久)</td><td>(10年)</td><td>(5年)</td><td>(1年)</td></tr></table> 起案 平成 6 年 12 月 7 日 完結 平成 年 月 日 起案者 伊藤首座 (根・慎) 電話番号 2364	1 類	2 類	3 類	4 類	(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
1 類	2 類	3 類	4 類							
(永久)	(10年)	(5年)	(1年)							
回 覧 先 。 聖 協 局 長 。 無償資金協力課長 。 北 米 局 長 。 安全保障政策課長 。 日本経済新聞社 小 野 の 記 録										
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。										
件 名 柳井総政局長の五沢防衛庁長官、渡瀬防衛政務次官他 往訪										
(別紙の要点等) 7 日、柳井総政局長は、ザイールのゴマ訪問に先だって、玉沢防衛庁長官、渡瀬防衛政務次官、村田防衛局長、平沢防衛審議官、萩防衛庁人事局長、杉山航空幕僚長、富沢陸上幕僚長を事前挨拶のために往訪した際の先方発言の概要。										

7日、柳井総政局長は、ザイールのゴマ訪問に先だって、玉沢防衛庁長官、渡瀬防衛政務次官、村田防衛局長、平沢防衛審議官、萩防衛庁人事局長、杉山航空幕僚長、富沢陸上幕僚長を事前挨拶のために往訪したところ（総国首席同席）、その際の先方の主な発言は次の通り。

1. 防衛庁長官（小池国際参事官同席）

（局長より、今回、玉沢長官に特派大使として、モザンビークの大統領就任式に出席頂くことに謝意を表し、ゴマにおいては、国立ゴマ病院及びアミキブ州立衛生試験所に対する草の根無償資金協力の機材の引渡し、また火山観測体制、植林についての草の根無償資金協力について発表することをお願いしている、自分のゴマ訪問は防衛庁長官の直後になるが、小学校に対する教育機材の引渡しを行うことにしている、更に現地では、輸送手段のニーズが高いので、トラックの供与も行う方向で検討を進めていると説明したところ、）

（1）今回の自分のゴマ訪問の際にそうした協力を進められることは喜ばしい。

金額よりも気持ちが必要である。モザンビークでは、周辺諸国の首脳等と会談できるので、周辺諸国の協力による地域の安定と発展の重要性につき伝えたい。常任理入りの問題については、今回は発言要領を頂いていないこともあり、提起することは考えていない。（局長より、P K Oや人道援助はそれ自体として進めるべきもので、安保理入りのために行うものではない旨コメント）

（2）今後のP K Oについては、よく相談してもらいたい。閣内でぐずぐず言う声がある。急激に進めて問題が生じると、国内の風向きが変わってしまう。

（これに対し、局長より、防衛庁とは今後とも相談して行くし、河野大臣はこの問題を慎重に進めておられ、事務方との意思疎通も良い。ザイールの難民キャンプへのP K O派遣の話もあるが、難民と旧政府軍兵士との引き離しは、交渉で行うべきものであり、P K Oを派遣しても、うまく行くものではないと述べたところ、）自分も同感である。

（3）U Xの問題については、来年度の予算に間に合わせたい。4閣僚会合でも議論したが、呉々も河野大臣に宜しくお伝え願いたい。U Xは、P K O活動の

一助ともなる。モザンビークやケニアの在留邦人の間では自衛隊法を改正して、自衛隊機による邦人救出を希望する声が強かった。

2. 渡瀬防衛政務次官

経験をもとにノウハウを積み重ねていくことが重要と考えるが、今回現地を視察した経験をもとに気づきの点等を述べれば次の通りである。

- (1) 部隊の施設、備品はできるだけ現地においてきた方が良いと思われるが、これには、いぜんとして武器輸出禁止三原則や法律の問題がある。
- (2) 部隊長の自由になるお金が少ないことは活動の制約となる。自分は1万円の時計を30個持参し有益であった。
- (3) 今回地元にて特に喜ばれたのは穴掘りであった。今後は「民生活動」を業務に入れてはどうか。
- (4) 輸送支援業務の範囲を拡げる等を通じ、NGOとの関係もセットで考えるべきである。部隊であれ、NGOであれ受益するのは地元民である。
- (5) 機関銃の配備は抑止力になるであろうが、現場ではいらぬし、使えない。この点国内の議論とかなり事情が違う。
- (6) 我が国のザイルの臨時大使は一人で大変苦勞されていた。ザイルの首相からは日本大使を置いて貰いたいとの要望もあった。
- (7) 内輪の話ではあるが、自衛隊の幕舎は設備が良くないとの印象をもった。

3. 村田防衛局長

(UX問題及び現場での[]の予算他の問題に言及。)

4. 杉山航空幕僚長

若い部隊には、救援援助に行くとはいえ、受け入れ国たるケニアのお世話になるという意識を徹底した。空幕としてもケニアとの円滑な関係に配慮したつもりである。また現地の部隊には、常識の範囲にて、現地に置いてくれるものは置いてくるように指示を出してある。

5. 富沢陸上幕僚長

(局長より、先般の日英P M協議でも、英側より日英間のP K O協力の重要性について言及があったこともあり、ザイールよりの帰途、英に立ち寄り、P K O訓練センターを視察する予定になっている旨述べたところ、)

独よりも、新設のP K O訓練機関への学生派遣についての話が来ている。米もJ R T Cに新たにP K Oの教科を加えた。オーストラリアからもP K Oセミナーの提携の話がきている。広い意味での信頼醸成であるが、各国がP K Oの分野でイニシアティブを発揮しようとしている。防衛庁としては、予算の制約もあり、どの国との協力を優先させるべきか難しい。庁内には、やはり米との協力が第一との声もある。またいずれは、自前で訓練センターを設置すべしと主張する声もある。今後、外務省の考えも伺って方向性を決めていきたい。(これに対し、局長より、カナダや北欧といったP K O先進国との間でも、以前より協力の話がある。米はどちらかといえばこの分野では遅れているとの見方がある旨述べた。)

(了)

(昭和六三・六・三十改正)

7日、柳井総政局長は、ザイールのゴマ訪問に先だって、玉沢防衛庁長官、渡瀬防衛政務次官、村田防衛局長、平沢防衛審議官、萩防衛庁人事局長、杉山航空幕僚長、富沢陸上幕僚長を事前挨拶のために往訪したところ（総国首席同席）、その際の先方の主な発言は次の通り。

1. 防衛庁長官（小池国際参事官同席）

（局長より、今回、玉沢長官に特派大使として、モザンビークの大統領就任式に出席頂くことに謝意を表し、ゴマにおいては、国立ゴマ病院及びアミキブ州立衛生試験所に対する草の根無償資金協力の機材の引渡し、また火山観測体制、植林についての草の根無償資金協力について発表することをお願いしている、自分のゴマ訪問は防衛庁長官の直後になるが、小学校に対する教育機材の引渡しを行うことにしている、更に現地では、輸送手段のニーズが高いので、トラックの供与も行う方向で検討を進めていると説明したところ、）

（1）今回の自分のゴマ訪問の際にそうした協力を進められることは喜ばしい。

金額よりも気持ちが重要である。モザンビークでは、周辺諸国の首脳等と会談できるので、周辺諸国の協力による地域の安定と発展の重要性につき伝えたい。常任理入りの問題については、今回は発言要領を頂いていないこともあり、提起することは考えていない。（局長より、P K Oや人道援助はそれ自体として進めるべきもので、安保理入りのために行うものではない旨コメント）

（2）今後のP K Oについては、よく相談してもらいたい。閣内でぐずぐず言う声がある。急激に進めて問題が生じると、国内の風向きが変わってしまう。

（これに対し、局長より、防衛庁とは今後とも相談して行くし、河野大臣はこの問題を慎重に進めておられ、事務方との意思疎通も良い。ザイールの難民キャンプへのP K O派遣の話もあるが、難民と旧政府軍兵士との引き離しは、交渉で行うべきものであり、P K Oを派遣しても、うまく行くものではないと述べたところ、）自分も同感である。

（3）U Xの問題については、来年度の予算に間に合わせたい。4閣僚会合でも議論したが、呉々も河野大臣に宜しくお伝え願いたい。U Xは、P K O活動の

一助ともなる。モザンビークやケニアの在留邦人の間では自衛隊法を改正して、自衛隊機による邦人救出を希望する声が強かった。

2. 渡瀬防衛政務次官

経験をもとにノウハウを積み重ねていくことが重要と考えるが、今回現地を視察した経験をもとに気づきの点等を述べれば次の通りである。

- (1) 部隊の施設、備品はできるだけ現地においてきた方が良いと思われるが、これには、いぜんとして武器輸出禁止三原則や法律の問題がある。
- (2) 部隊長の自由になるお金が少ないことは活動の制約となる。自分は1万円の時計を30個持参し有益であった。
- (3) 今回地元にて特に喜ばれたのは穴掘りであった。今後は「民生活動」を業務に入れてはどうか。
- (4) 輸送支援業務の範囲を拡げる等を通じ、NGOとの関係もセットで考えるべきである。部隊であれ、NGOであれ受益するのは地元民である。
- (5) 機関銃の配備は抑止力になるであろうが、現場ではいらぬし、使えない。この点国内の議論とかなり事情が違ふ。
- (6) 我が国のザイルの臨時大使は一人で大変苦勞されていた。ザイルの首相からは日本大使を置いて貰いたいとの要望もあった。
- (7) 内輪の話ではあるが、自衛隊の幕舎は設備が良くないとの印象をもった。

3. 村田防衛局長

(UX問題及び現場での^{ばいし}の予算他の問題に言及。)

4. 杉山航空幕僚長

若い部隊には、救援援助に行くとはいえ、受け入れ国たるケニアのお世話になるという意識を徹底した。^{いざし}空幕としてもケニアとの円滑な関係に配慮したつもりである。また現地の部隊には、常識の範囲にて、現地に置いてこれるものは置いてくるように指示を出してある。

5. 富沢陸上幕僚長

(局長より、先般の日英PM協議でも、英側より日英間のPKO協力の重要性について言及があったこともあり、ザイールよりの帰途、英に立ち寄り、PKO訓練センターを視察する予定になっている旨述べたところ、)

独よりも、新設のPKO訓練機関への学生派遣についての話が来ている。米もJRTCに新たにPKOの教科を加えた。オーストラリアからもPKOセミナーの提携の話がきている。広い意味での信頼醸成であるが、各国がPKOの分野でイニシアティブを発揮しようとしている。防衛庁としては、予算の制約もあり、どの国との協力を優先させるべきか難しい。庁内には、やはり米との協力が第一との声もある。またいずれは、自前で訓練センターを設置すべしと主張する声もある。今後、外務省の考えも伺って方向性を決めていきたい。(これに対し、局長より、カナダや北欧といったPKO先進国との間でも、以前より協力の話がある。米はどちらかといえばこの分野では遅れているとの見方がある旨述べた。)

英、独、豪に転電した。

本電宛先：国連代、ケニア、ザイール

(了)

総政局長出張報告
(ポイント)

1994. 12. 19.
国際平和協力室

○12日、13日ゴマ訪問

1. 国際平和協力隊の活動状況

○引継状況

- ・ゴマ病院--COOP I (伊のNGO)
- ・難民キャンプからの検体輸送--CAREドイツ
- ・給水--THW (ドイツNGO)
- ・防疫活動--各NGOと競合

○成果----自衛隊部隊の組織力、装備、技術力の発揮

- ・ゴマ病院 診療実績2100名以上
- ・給水(累計) 難民用6.2万トン
 ゴマ市民用400トン
- ・防疫 難民キャンプの薬剤散布(5回)
 シラミ予防の防疫技術指導
- ・その他

○ゴマ市内の排水溝改善工事等の民生面における協力

○草の根無償



○ゴマ市民より高い評価

マシャコ市長の評価.....日・ザイール友好関係の新たなページ(副次的効果)

- ・自衛隊部隊の撤退残念
- ・規律ある仕事ぶり(ザイール兵にも影響)
- ・ゴマの街に活気が戻る

2. 撤収のための環境作り

(1) 草の根無償

- ・ゴマ病院への医療機材供与
- ・アミ・キブ衛生研究所への研究機材供与
- ・ゴマ市小学校に対する学習机等の贈与
- ・自然科学研究センターに対する地震・火山防災対策支援
- ・植林計画支援
→贈呈式を実施
- ・車両供与(四輪駆動車3台)

(2) 訪日招請

- ・参謀長
- ・アネチョ大佐
- ・ゴマ市長

(3) 広報

ザイール通信社「AZAP」のインタビュー

3. 難民キャンプの現状、治安

(1) 11月25日のカタレ・キャンプにおける乱射事件以降、ザイール軍が積極的に治安維持に努力（ザイール人と難民が混在している地域を区画整理、犯罪を起こした難民をルワンダに強制送還）。難民キャンプの状況は比較的平穏。

(2) 現地では、治安維持にあたる組織が不在であることに対する不安の声も。

(3) PKO派遣に際しては、ザイール側の理解と協力を考慮することが必要。

(4) 数十万の難民の治安を維持することは容易でないので、まずはUNHCRによる国際警察力導入のための「アセスメントミッション」の派遣が待たれる。

(5) UNHCR副所長によれば、本月1日より250人程度のルワンダ難民帰還が始まった由であり、難民問題の解決には難民の本国帰還が最重要。

4. 今後の対応

(1) 自衛隊部隊の成果を無にしないためにも、本件問題については引き続き積極的に取り組むべき。具体的には、16日のルワンダ支援実務者会議の結果をも踏まえ要再検討。

(2) 浜口東北大教授の再派遣を含め、火山の噴火を前提とした難民キャンプ対策の検討が必要。

5. その他気づきの点

(1) 現地連絡調整要員の重要性。予算面も含めた活動支援に努める必要あり。

(2) 自衛隊が行った諸活動（医療、防疫、給水、空輸）は有益であり関係者に高く評価された（ただし、防疫はNGOとの競合もあり、あまり実施せず。）が、排水溝整備等の施設作業が予想以上に評価された。もっとも、給水（取水及び浄水）の如く、難民の目に直接触れない活動もあった。他方、現地部隊の努力により、地元との関係は極めて円滑であった。

(3) 調査団の構成については出来るだけ広範に関係省庁の参加を得るべく国内的理解を求めていく必要あり。

(4) 今回のようなオペレーションを行うにあたっては、一定規模以上の公館がサポートする必要あり。

(5) 部隊及び当省が行った地元対策の結果につき整理分析すると共に、追跡調査を行うことが重要。

(6) 治安維持は任務ではなかったが、「軍事組織の存在」が治安面での安心感を各所に与えた。それだけに自衛隊撤収後に不安感有り。

(7) 今回、外務省が防衛庁との関係において突出して自衛隊派遣を進めたとの報道が国内で流れたことは甚だ残念であり、任務終了後、今回の成果につき関係省庁と協力してマスコミ及び国会議員等に十分な説明を行うことが重要である。

(8) なお、諸外国のNGOによる活動の内容、規模等は印象的であった。

(了)

秘

無期限

国際平和協力隊（ゴマ）視察出張報告

平成6年12月19日

総 政 局 長

小官は、国連政策課伊藤首席及びアフリカ第1課大久保事務官とともに12、13の両日、ゴマ（ザイール）を訪問し、ルワンダ難民援護のために派遣された国際平和協力隊の活動を視察したところ、概要及び所感次の通り。

1. 国際平和協力隊の活動状況

今回の小官のゴマ訪問は、20日に現地部隊本隊の撤収が予定され、これに向けた準備が進められる中で本邦からの最後の政府関係者の現地訪問となった。このため、後述の通り、訪問の主眼を安全・円滑な撤退のための環境づくりにおいたが、今回ルワンダ難民救援のために派遣された陸上・航空自衛隊部隊は着実に所期の任務を遂行しつつあるとともに、現地との友好関係増進という予期せぬ効果をあげたとの印象を強く持った。今回の小官の訪問は、国会日程の関係上、撤収作業を進めるあわただしい中で行わざるを得なかったが、そうした事情にもかかわらず空自が休日日程を変更してナイロビ・ゴマ間のC-130を運航してくれたことをはじめ、現地部隊により大変好意的な接遇を受けた。

(1) 活動実績の概略（11日現在）

- (イ) 医療活動については、ゴマ国立病院における診療実績は過去2ヵ月間で2,100名を超え、右に加え、アミ・キブ衛生研究所における検査活動、難民キャンプからの検体輸送が行われた。ゴマ国立病院における診療は、COOPI（伊のNGO）への引

き継ぎを実施中であり、難民キャンプからの検体輸送等については既にCAREドイツに引き継がれている。

(ロ) 給水活動実績は、これまでの累計で難民用約6.2万トン、ゴマ市民用約400トンにのぼっている。給水活動は、THW（ドイツのNGO）に引き継がれる。

(ハ) 防疫活動については、NGOの活動と競合する分野でもあり、難民キャンプにおける薬剤散布（5回）、シラミ予防の防疫技術指導に加え、本来予定されていた業務ではないが、ゴマ市内の排水溝の改善工事を実施した。排水溝の工事は、ゴマ市民に高く評価されている。

(2) こうした諸活動の実績があがったことは、自衛隊部隊が自己完結的組織として、その持てる組織力、装備、技術力を遺憾なく発揮した結果であるが、それとともに、活動を進めるに当たって、宿営地の建設以来、地元への細やかな配慮を怠らず、民生面での協力も行われたことで現地における評価や理解を進めたという側面があったことは特筆に値する（地元への配慮の一例として、ザイール側よりの許可があったにもかかわらず、地元民の畑をつぶさず、宿営地の方を变形させたことがあげられる）。下記2.(1)に述べる草の根無償案件贈呈式等の場において、ゴマ市マシャコ市長より、自衛隊の撤収は大変残念であるが、その規律ある仕事振りや排水溝整備といった具体的な協力により日本の良いイメージを残してくれた旨述べていたことから、地元社会の評価の一端は、うかがい知れた。神本部隊長の言葉を借りれば、自衛隊の存在により、ザイール軍兵士の規律は改善されたし、また、ゴマの街に活気が戻る一助ともなった由である。

今回の自衛隊派遣はルワンダ難民救援という国際社会にとって極めて深刻な人道問題のためのものであったが、それをきっかけとして、新たな日・ザイール間の友好協力関係の一ページが開かれるという副次的な効果ももたらされたと言えよう。

2. 撤収のための環境づくり

先述の通り、今回、本邦からの政府関係者として最後の現地訪問となったことから、部隊の撤収を容易にする環境づくりに配慮した。

- (1) 当初、ザイール軍関係者等の間には自衛隊の装備に対する関心が高かった趣であるが、装備の残置は法的制約等から困難であるため、小官は、これまでに本省において決定された草の根無償協力案件をプレイアップするとの意味合いも込めて、地元の関係者及びマスコミも招待して5件の贈呈式を行った。具体的には、ゴマ国立病院への医療機材供与、アミ・キブ衛生研究所への研究機材供与、ゴマ市小学校に対する学習机等の贈与、自然科学研究センターに対する地震・火山防災対策支援、ゴマ山植林計画支援の5件（前2件は、玉沢防衛庁長官が10日に現地を視察された際に贈呈式を予定していたが、現地側の事情により取り止めとなったもの）である。現地連絡調整員の尽力もあり、それぞれの贈呈式に北キブ州知事代理、ゴマ市長等の出席を得るなど有意義なものであったが、就中、市内のチブコ小学校で行われた学習机等の贈呈式に際しては近隣の学校生徒による歌や踊りで歓迎を受ける華やかなものとなった。また、併せて経協局に今回の訪問のために準備頂いた北キブ州に対する車両（4輪駆動車3台）の供与（草の根無償）を公表した。これは、いずれも、歴代連絡調整員達が地元が真に必要なとする優良案件

をキメ細かく発掘した成果であることを特記したい。なお、各種贈呈式における小官のスピーチにおいて、我が方としては、ルワンダ難民支援のためにゴマに来たが、ゴマをはじめ北キブ州のザイール住民もルワンダの事件によって多大の苦難を強いられていることを知り、ザイールの地元の人々に支援も差し延べるものであることを強調した。これに対し、多くのザイール関係者によるルワンダ難民救援に来た多くの国の中でザイールの苦難に配慮してくれたのは日本だけであると述べつつ感謝していた。

(2) 今回の現地訪問の機会を把え、陸上自衛隊部隊の連絡将校としてザイール軍より派遣されたアネチョ大佐並びにゴマ市長に対し内々に訪日招請を行った。(詳細は、在ザイール大及び現地連絡調整員を通じ、追って調整の要あり。とりわけアネチョ大佐については、先方の意向もありザイール政府に対し参謀長(又は参謀次長)と併せ正式な訪日招請を行う必要がある。今回は在ナイロビの航空自衛隊部隊に派遣されたケニア空軍連絡将校アレド少佐に対する訪日招請は行わなかったが、これについても至急検討を行うことが適当。)

(3) 更に、今回の自衛隊の活動及び草の根無償資金協力に対する先方の理解を深めてもらうとの観点から、13日、小官はザイール系通信社「AZAP」のインタビューを受けた(AZAPはベルギーにも配信されている由)。また12日夜、北キブ州副知事、ゴマ市長、アネチョ大佐他地元関係者と当方関係者を招き夕食会を主催し、これまでの協力を謝意を表明し、我が方草の根無償協力の趣旨を説明するとともに、自衛隊の撤収完了までの更なる協力を要請した。

3. 難民キャンプの現状・治安

- (1) 今回は、難民キャンプとしては、時間の関係もありゴマ市北東部のルワンダ故郷沿いにあるキブンバ・キャンプのみの視察となった。神本隊長によれば、11日25日のカタレキャンプにおける乱射事件以降、キャンプ地域において積極的にザイール軍が治安維持に努めており、キャンプ地周辺で難民とザイール人とが混在している地域からの難民の排除（一種の難民キャンプの区画整理）を行い、また、犯罪を起こした難民をルワンダに強制送還したことは、相当程度難民キャンプの治安維持に抑止効果を持った趣である。現場のNGO関係者（アイルランドのGOAL）の話でも、キャンプの状況は「比較的平穏」とのことであつたし、小官としても想像していたよりは落ち着いておりキャンプ内での生活が定着したとの印象を得た。
- (2) 他方、NGO関係者の間に、現場の治安が十分に維持されておらず、また、その任に当たる組織が不在である（ザイール軍は難民キャンプの中に常駐しておらず）ことに対する不安感が引き続きあることも事実であり、IRCの米人女性医師からは、PKOの派遣を要望する声も聞かれた。現地UNHCR副所長も国際警察力の導入の必要性を主張。
- (3) ザイール政府側によって十分な治安が維持されていない現状に照らせば、国連におけるPKOの派遣ないし治安専門家の派遣は次善の策としては考えられるが、ザイール軍による最近の治安維持努力強化の背景には、国連による介入への反発があるとの見方もあり、いずれにせよ、ザイール側の十分な理解と協力の下で進める必要があることは言うまでもない。

(4) また、ルワンダ国境沿いに広大に広がる同キャンプ（現在でも21万人の難民がいると言われている。）を目のあたりにすると率直なところ、その治安を維持するということは容易ではなく（UNHCR副所長も地形と火山がキャンプの管理を難しくしていることに言及）、ましてや既に我が方より国連事務局に伝えているようにPKO等による旧政府軍の兵士及び民兵を引き離すということは不可能の近いとすら思われる。難民キャンプによっては自治組織づくりも進みつつある由であり、こうした難民組織との間で円滑で安定した支援活動へ向けた話し合いを促進するとの観点からも、先ずは国連（UNHCR）による国際警察力導入のための「アセスメントミッション」の派遣が待たれるところである。

(5) なお、現地UNHCR事務所の副所長は、UNHCRとして、小規模ながらも1日250人程度の難民のルワンダ国内への帰還支援を再開しており、難民キャンプの指導者が彼らの会合やUNHCRとの協議の中で公に本国帰還について話ができるようになった旨述べるところがあった。本件難民問題の解決は本国への帰還なしには有り得ないところ、今後の展開が注視される。

4. 今後の対応

(1) 何れにせよ、我が国によるルワンダ難民問題への対応は、自衛隊部隊の撤収をもって第二段階に入ることとなる。自衛隊部隊が所期の任務を遂行しつつあるという成果を無にしないためにも、我が国として、本件問題には引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。具体的には難民の本国帰還の促進、ルワンダ国内の政治的・部族的和解、地域の平和と安定、更には、右と密接不可分であるルワ

ンダ国内の経済・社会面での復興といった一連の支援策をより積極的に打ち出していく必要がある。そのためには、例えば我が国によるルワンダ本国に対する草の根無償の供与を含む経済協力方針につき16日のNYでのルワンダ支援実務者会議の結果をも踏まえ適宜再検討していくことが必要と考えられる。

- (2) この関連で、難民キャンプにおける生活が定着し、キャンプが長期的に維持される見通しが高いことから、ニイラゴンゴ及びニアムラギラ両火山の噴火を前提とした難民キャンプ対策も優先課題としての検討を要しよう。我が国としては、東北大学の浜口教授を3度に亘って現地に派遣し、又、草の根無償の供与を通じ、火山・地震観測体制整備への支援を進めてきている（浜口教授は、13日、現地UNHCR事務所において火山の活動状況を各NGOに対して説明されるなど正に大活躍）。同教授によれば来年前半の噴火がかなりの確率で想定される由であり、我が国としては、今後とも本文野における支援を地国に先駆けて進めるべきと思料される。従って、同教授の現地再派遣等を行うとともに、避難体制（難民キャンプの移転を含む。）につき、現地当局並びにUNHCR等に対し適切なアドバイスを行い得るよう努めていくことが肝要である。

5. その他

今回は国際平和協力法の下での初の人道支援目的とした要員派遣であった。取りあえずの気づきの点は次のとおり。

- (1) 今回のゴマ滞在中、神本隊長より現地連絡調整員による治安情報収集、仏語による意思疎通等の協力がなければ、今回のオペレーションがうまく行っていなかったと思われるとして、将来の国際平

和協力隊派遣時の連絡調整要員派遣の重要性が指摘された。小官としても、全く同感であり、両者間でのより緊密な連絡・協力体制を確立するとともに、政府全体で予算面も含めた活動支援に努める必要がある。

(2) 自衛隊が行った諸活動（医療、防疫、給水、空輸）は、有益であり関係者に高く評価された（ただし、防疫はN G Oとの競合もあり、あまり実施せず。）が、排水溝整備等の施設作業が予想以上に評価された。もっとも、給水（取水及び浄水）の如く、難民の目に直接触れない活動もあった。他方、現地部隊の努力により、地元との関係は極めて円滑であった。

(3) また、今回事前調査が十分でなかったために、給水活動の現場で技術的問題も生じた由である。調査団の構成については当初よりできるだけ広範な関係省庁等の参加が得られるよう、国内的な理解を求めていくことが望ましい。

(4) ナイロビに空輸のベースがおかれたため、在ケニア大より多大な協力を得ることとなり、応援出張等で官房に無理をお願いしたが、今回のようなオペレーションを行うにあたっては、やはり今回のように一定規模以上の公館の所在地を空輸等のベースとすることが適当である。航空自衛隊による空輸が我が方要員のみならず、U N H C RがN G Oに対し、大きな物理的・心理的支援になったことは言うまでもない。

(5) 現地我が方部隊及び当省が行った種々の地元対策は、かなりの効果をあげたと思われるが、この経験を整理・分析するとともに、必要に応じ追跡調査等も行って将来の参考にすべきであろう。

(6) 今回の難民救援活動が自己完結型組織を必要とする典型例であったことはもとより、現地における自衛隊部隊の活動は、警備の任務を含まないが、「軍事組織の存在」それ自体が地元民及び各国救援要員に対して治安面で多大の安心感を与えていたことも見逃せない。

(7) 今回、外務省が防衛庁との関係において突出して自衛隊派遣を進めたとの報道が国内で大きく流れたことは甚だ残念であり、任務終了後、今回の成果につき関係省庁と協力してマスコミ及び国会議員等に十分な説明を行うことが重要である。

(8) なお、諸外国のN G Oによる活動は、その内容、規模、活動等において充実しており、極めて印象的であった。

撤収問題

科

決 裁 書

大 臣 秘書 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 10 月 17 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 田中 2346
協議先 総務課長 首席事務官 国際社会協力部長 難民支援室長 条約局長 法規課長 安全保障政策課長 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長 アフリカ第二課長 シヤ姆 ○印で決裁		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 ルワンダ難民救援国際平和協力業務の 実施期間の延長について 問題		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)	外 務 省 回覧番号	



(2) 以下の通り、実施計画に示された期間内で、成果が期待される状況にあり、期間でも予定の費用が節約される。

→ ~~1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840~~

・米軍及び仏軍より引き継いだ浄水作業及び空輸に関し、UNHCR・NGOより高く評価されている。特に、浄水・空輸は、UNHCRとして米軍・仏軍撤収後の手当てに苦慮していたところ、自衛隊が引き継いだことを感謝している。

(3) 各国とも軍隊の派遣目的は応急措置であり、短期間であるとの考えであること。特に、3カ月以上延長しても、難民問題解決の目途は立っていない以上、延長期間の決定は難しい。また、延長した結果、事故が発生することにでもなれば、将来の人道支援派遣にとってマイナスとなる。

(4) 12月いっぱい撤収する場合、UNHCRよりは、より長くいてほしいとの意見が出る可能性があるが、上記理由を説明の上、早期にUNHCR等と調整しつつ、各種援助機関等に引き継ぐことにより、現地における難民救援上の支障を避けることは可能である。

(仮に引き継ぎに困難があっても、12月7日撤収するに決まらずUNHCR等と調整する) (例) 医療器具――ゴマ病院に残置 (20日までに完了)

給水活動――浄水装置をUNHCRに引き継ぎ、現地人により活動を継続

空輸活動――ドイツ軍部隊が継続

(了)

(参考) ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画 抜粋

第2条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからキまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ザイール共和国とする。

ただし、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びガボン共和国において、(1)アに掲げる業務を行うことができる。

また、タイ王国、モルディヴ共和国、セイシェル共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びウガンダ共和国において、(1)イからキに掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の輸送、補給等及び(1)カに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成6年9月16日から同年12月31日までの間、

(4) ルワンダ難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 10名(ただし、人員の交替を行う場合は20名)

(イ) (1)イからキまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に属する自衛隊員

イ 装備

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

官房長官記者会見記録

平成6年10月17日

報道課

*17日(午前・午後)の官房長官記者会見記録を配布致します。

〔外務省関連事項〕

北朝鮮情勢

ILW-タ PKO

〈配布先一覧〉

大臣秘書官

次官秘書官

外務審議官(政)

総合外交政策局長

外務審議官(経)

総務課長

官房長

北東アジア課長

国連政策課長

外務報道官

総括審議官

アジア第1課長

審議官

国会担当参事官

報道課長

総務課長

国際報道課長

取扱注意

五十嵐内閣官房長官記者会見記録

報道室

○ 日 時 : 平成6年10月17日(月) 11:15~11:25

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

○ 概 要 :

I 官房長官から

☆ お早うございます。

何かございましたらどうぞ。

II 質 疑

Q 北朝鮮の対し、金正日書記が昨日公式の場に久しぶりに姿を現したんですが、その後継体制は順調に進んでいると考えてよろしいのかと。

A 政府としては、今までも金正日書記が中々訪顔を見せないということもありましたけれども、ずーっと一貫して、後継体制については予定どおり進んでいるとこういう見方をしてきたところでありますが、16日に行われました金日成主席死去百日の中央追悼会に金正日書記が姿を見せたということで、私ども政府のそういう見方は、やはり正しい見方であったというふうに思っている次第であります。

恐らく引き続いて、金正日書記後継体制に沿った事態が進んでいくんであらうと、こういう具合に見ているところであります。

Q あ、今出されたルワンダの、治安関連情報なんですけれども、これもう少し詳しく教えていただきたいんですけれども、どの辺の近くというか、近辺というのはどの辺で、どんな感じの撃ち合いだったのか。

A うーと詳しいことは、もしあれでしたら、私もそう細かい、詳しいことは判らないものですから、出来ましたら、PKOの事務局の方からでもお聞きいただきたいというふうには思うんですが、私の承知しているところで申し上げますとね。

現地時間の16日、21時10分、ですからこっちの時間で申し上げますと、今朝の4時頃だと思うんですが、その頃から約50分間位、自衛隊の宿営地の東側の所で、小銃によると思われるこの銃声が聞かれたと。銃撃ち合いと言ってもいいでしょうね。撃ち合いのようなものが聞かれたと。しかし、この50分位の撃ち合いの後には、平静に戻っ

て、今は異常がないということでもあります。自衛隊の人員装備につきましても、全く異常はなかったと、こういうふうに聞いております。自衛隊の派遣部隊は警備体制を強化するとともに、必要な措置をそれぞれ講じたようでもあります。それから、この撃ち合いで、負傷したザイル人が宿営地を開放したということで応急治療の上、ゴマ病院に入院したということのようでもあります。

自衛隊宿営地の、私一寸聞いたのでは、数百メートル位の所ではないかと、いうことのようにあります。一応、今言いましたように、銃声は既に終息されている訳でありますし、現地としては、ルワンダ難民救援業務を続行することに支障がないと、いうことでありますので、予定どおり業務は進められるというふうに思っております。

Q もの50分の間、自衛隊の人達は何をしていたんですか。どういう状態だったんですか

A それはやっぱりあれじゃないですかね。警備を固めながら、それぞれできるだけの防護体制を取ったということであろうと思います。

Q このペーパーだと宿営地に運び込まれたというふうに書いていますが、これは実際には、向こうの方は、逃げてきたと。そういうことですか。

A いやそうじゃなくて、撃ち合いの時に、足を撃たれと、撃ち合いといいますか、帰り道にという話を一寸聞いておりましたが、足を撃たれたザイル人負傷者が、一人付添いが、友達の方が付いて、そうして来られたと。つまり、手当てを受けに来たといいますかね。応急治療をこちらの方としてはさせていただいたということのようであります。

Q 向こうの方から来た訳ですね。

A むむむむ。基地に来たということですね。

Q それに関連しますが、自衛隊の派遣期間の問題ですが、現時点として政府は3か月の延長については、どういうお考えですか。

A 一応、予定している、12月31日までに予定どおり業務を終了するという考え方であります。

Q 延長は考えていないということですか。

A これは今、我々としては予定どおり31日に撤去するという考え方、撤去といいますかね、業務を終了するという考え方であります。

Q 宿営地近辺の治安状態が非常に悪化している見方はされていますか。

A 非常に悪化しているという情報は、我々としては余り聞いていない、ただ、昨夜のようなことがございますから、そういう点では更によく注意をして、警戒を怠ら

ないようにする必要があるというふうに思いますね。

Q 自衛隊側は発砲したりとか、威嚇射撃をしたということは。

A それは全くありません。

— 以上 —

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

平成6年9月28日
国際平和協力室

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	800 (エンテベ) 200 (キガリ) 等に計約1500	空輸・空港管理 空輸 難民キャンプ整備	小火器 機関銃 軽装甲車	94・7・	94・9・末	任務の終了
フランス	1500 (ルワンダ) (最高時) 1000 (ザイール) (500人が残留中)	安全地帯の管理 人道援助 ゴマ空港整備 アフリカ部隊の訓練	拳銃、小銃 機関銃(12.7mm) 対戦車誘導ロケット弾発射機 偵察装甲車(搭載武器不明) 軽装甲兵員輸送車(")	94・6・23 同上	94・8・22 94・10・30	任務の終了
ドイツ	25 (ゴマ)	空輸(輸送機)	携行せず	94・7・18	未定	
イギリス	600 (ルワンダ)	UNAMIR	小銃	94・8	派遣開始から3、 4ヵ月後 (予定)	
アイルランド	60 (ゴマ)	UNHCR支援 NGOの後方支援	携行せず	94・8	95・1 (予定)	
カナダ	248 (ルワンダ) 47 (ナイロビ他) 443 (ルワンダ)	医療関係部隊 空輸 通信 (UNAMIR)	・ 拳銃 (9mm) ・ 不明 ・ 小火器	94・8 94・4 94・7	94・10・16 不明 95・1・25	
イスラエル	86 (ゴマ)	医療部隊	・ 小銃 (カール5.56mm) ・ 拳銃 (シムコ9mm)	94・7・24	94・9・1	財政上の理由 (当初の計画 通り6週間で 撤退)
オランダ	63 (ゴマ、カハラ、 ムンガ) 21 (ゴマ) 10 (ゴマ) 16 (キガリ)	医療支援 給水支援 輸送管制及び警備 車両修理及び整備教育	・ 拳銃 ・ UNZ47マシンガン	94・7 末	94・9・6 (輸送管 制内5名 は94・9・6 に残留)	任務終了 (輸送管制は、 UNHCRの追加 要求)

スウェーデン

1. 資金協力

- (1) UNHCRに対し500万クローネ(6,500万円)拠出。
 - (2) WFPに対し3,200万クローネ(4億1,600万円)拠出。
 - (3) UNICEFに対し800万クローネ(1億400万円)拠出。
- 上記を含め総計1億7,000万クローネ(22億1,000万円)拠出。

2. 物資協力

- (1) 難民キャンプ用住宅10棟
- (2) 援助物資輸送用トレーラーを米軍機により輸送
- (3) タンク、トラック4台

3. 人的協力

- (1) 文民警察官5名を派遣。
- (2) 救難庁スタッフ12名をキガリに、70名をゴマ及びブカブに、給水活動、下水整備、救難活動用車両の車庫及び整備工場建設のため派遣。

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

上記2.の通り、救援物資の輸送に米軍機を使用。

イスラエル

1. 資金協力

2. 物資協力

下記3.医療チームは医療品及び浄水器を携行している。

3. 人的協力

軍医療チーム(団長はサリッド観光大臣、他外務総員1名も随行)を派遣。ルワンダで野戦病院を開設。救急用病室、手術室、一般ケア用の施設を備えている。

4. NGO支援

平和活動家エビ・ナタンがルワンダ入り。

5. 軍の活用状況

8月には、上記3.の後、IDF衛生軍部隊86名をゴマに派遣(医師16人、看護婦10人、警備要員16人、その他44人)。14日ごとに交代し、2回以上派遣される者はいない。8月31日に任務完了し撤退した。

アイルランド

5. 軍の活用状況

将校2名を含む60名が6カ月の予定で8月初旬からゴマに派遣されており、内38人がUNHCRに対する支援をおこなっており、また22人が17名のアイルランド人NGOに対する後方支援を行っている。

(了)

各位

平成6年10月26日
国際平和協力本部事務局

下記の要領で三省庁課長会議を開催致したく、皆様にはご出席くださるようお願い申し上げます。

記

1. 会議名 ルワンダ難民救援国際平和協力活動等に関する三省庁課長会議
2. 日時 平成6年10月28日(金) 午後3時～5時
3. 出席者
 - ・守屋 防衛庁防衛政策課長
 - ・山崎 防衛庁運用課長
 - ・四宮 外務省アフリカ第一課長
 - ・角 外務省国際平和協力室長
 - ・衛藤 国際平和協力本部事務局参事官
 - ・貞岡 " 参事官
 - ・入江 国際平和協力本部事務局調査官
4. 会議場所 総理府B棟第3会議室
5. 議題
 - ・先日電話連絡した事項で変更なし。

秘
無 期 限

※総第13133号004公館宛

平成

※平成7

11年3

14月

日
秒受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
官席事務官

※発電係

1
2

起案

平成6年10月31日

起案者

電話番号

松本

2346

協議先

難民支援室長

メモ

7.5

在

ケニア、ザンビア、
寿府代、国連代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

AKO (三省庁会議) アルワンジ難民支援 REGIONAL

主管・文書記号

総平

※電番

合第21934号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

11313301

優先

KENIA

等004 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電総平合第20507号に関し、

28日、ルワンダ難民支援に関する3省庁間合同会議が総理府にて開催されたところ、概要次の通り。（総理府より貞岡参事官、防衛庁より山崎運用課長、当方より四宮近ア一長、角国際平和協力室長他参加）

1. 空港滑走路の補修問題

総理府より、本件に関しては、ゴマ空港当局より強い要望があるものであるが、総理府として本件のような少額の案件につき予備費から予算をとることは通常行わないこともあり、予備費による協力は困難であると考えている旨述べた。他方、防衛庁は、自衛隊部隊による協力の可能性を検討する前に、滑走路の補修そのものをまず法的に行えるかどうかという問題と、新たに補修のための材料を調達せざるをえないという実体面における問題があり、これを解決する必要があると考えている旨述べるとともに、法的問題に関しては、UNHCRからの正式な要請が必要であり、要請さえあれば、UNHCRに対する協力として法的に解釈することが出来る旨述べた。外務省より、UNHCRに拠出する我が国の資金を振り向けるとの考えもあるが、UNHCRでのプライオリティの問題があり、ゴマのUNHCR事務所から右必要性につき本部に要請し、本部が了承する必要がある、難しい旨説明した。

2. 自衛隊部隊の撤収問題

三省庁ともに、実施計画通りに12月末までに撤収撤退するとの考え方に異存はない点で一致し、今後、総理府を中心に、官房長官及び総理の正式な判断を求めることになった。

3. 給水活動

防衛庁側より、現在、給水を行っている自衛隊部隊の引継ぎに関しては、現在使用している自衛隊部隊の浄水機4台は自衛隊の撤収とともに現地から引き上げる予定であるので、右部分の引継ぎには不安が残る旨発言、当方より、逆浸透を利用した浄化された水の供給については、自衛隊撤収後には、その部分については塩素殺菌水で代用するとの方向でU N H C R側と合意が出来ており、引継ぎには何ら心配はいらないはずである旨説明しおいたが、現地部隊に確認することとなった。

本電宛先：ケニア、ザイール、寿府代、国連代

(了)

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

決 裁 書

大 臣 秘 書 官 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 総 合 外 交 政 策 局 長 審 議 官 総 務 課 長 国 連 政 策 課 長 国 際 平 和 協 力 室 長 首 席 事 務 官	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永 久) (10 年) (5 年) (1 年) 起 案 平 成 6 年 11 月 2 日 決 裁 平 成 6 年 11 月 日 起 案 者 電 話 番 号 松 本 2346
協 議 先 無 備 課 } 第 一 課 長 } 難 民 支 援 室 長 } 。 決 裁 済		
下 記 の 件 に 関 し 、 決 裁 を 求 め ま す 。 (関 係 文 書 別 添)		
件 名 ルワンダ難民支援(連絡調整会議用資料) 派遣期間延長問題)		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号

平成6年11月2日
国際平和協力室

1. 1日、総理府より、ザイール・ゴマに派遣されている自衛隊部隊の派遣期間延長問題に関し、7日に官邸で行われる連絡調整会議での配布資料として別添の資料を送付越したところ、別添の通りコメントすることとしたい。

2. 7日の官房長官、外務省、総理府、防衛庁の関係局長の連絡調整会議において、自衛隊の派遣を12月で終了することにつき官房長官の了承を得ることとする。

3. 総理の判断をいかなる方法で得るかについては、4日に石原官房副長官と相談の上、決定することとする。対外的にいかなる方法で発表するかについては官房長官の指示をあおぐこととする。

(了)

(象)

ルワンダ難民救援国際平和協力業務
の実施期間と業務の引継ぎについて

極 秘

平成6年11月2日

総 理 府
外 務 省
防 衛 庁

1. 国際平和協力業務の実施期間と引き揚げに関するスケジュール

(1) 業務の実施期間について

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施期間については、以下の理由により、実施計画（本年12月31日まで）どおりとし、期間の延長は行わないこととしたい。

(理由)

① 自衛隊部隊による人道救援活動については、UNHCRや各国等から既に高い評価を受けていること

② 業務の実施期間については、ザイール等の関係国に説明し、理解を得ており、期間をいたずらに延長することは、これらの関係国から無用の誤解を招くおそれもあること

③ 米、仏、イスラエル等各国軍も、それぞれの業務分担に従い、あらかじめ定められた期間内（1ヵ月強～3ヵ月強）で撤退していること

④ 引き揚げの準備を行ない、ルワンダ難民に対する国際的な人道救援

(2) 自衛隊部隊の引き揚げに関するスケジュール

~~11月中旬頃~~

自衛隊部隊の実施している業務の本格的な引継ぎを開始

12月初旬

業務の段階的縮小 並びに ←

12月20日頃

すべての要員がゴマとナイロビから引き揚げ
自衛隊のC-130Hが日本に向けナイロビを出発

12月末頃

自衛隊のC-130Hが日本に到着

2. 業務の引継ぎについて

- (1) 自衛隊部隊が行う業務の縮小及び部隊の撤収後における当該業務については、UNHCR等とも十分調整の上、NGO等の要員に引継ぐことを検討中。

なお、米、仏等各国軍の撤収の例に照らしても、自衛隊部隊の撤収後において、自衛隊部隊と同じレベルの業務の実施を確保することは期待できないが、可能な限りレベルが低下しないよう、十分な訓練を行うこととしている。

引継

(2) 具体的な引継ぎ方法

① 医療

⇒ 自衛隊医官が業務を行っている国立ゴマ病院及び州立衛生検査所に医療機器（麻酔機材、手術台、レントゲン機器、滅菌器等）を供与し、2次医療についてはNGOの医師に、また、検査業務については現地職員に技術移転を図った上で同職員に引継ぐことを検討中。

するとともに医薬品を
残置する予定。

容易ではない

経済協力のスキームを通じ

② 防疫

⇒ 自衛隊によるこれまでの業務実施を通じて、現地人に対し実地で普及教育を行ってきており、特段の引継ぎは不要。

③ 給水

⇒ NGO等の要員に業務を引継ぐ（現在、自衛隊部隊が使用している難民用給水機材はUNHCRのものであり、我が国が機材を残置することは不要）。とともに、ザイールより要請のあったゴマ市給水システムを、経済協力のスキームで整備（給水管、排水溝等を整備）することを検討中。

給

④ 空輸

⇒ 空輸は自衛隊部隊だけでなく、UNHCRも独自に実施しており、引継ぎは不要。

に
関
する
引
継
ぎ
の
心
配
は
な
い。

可能性

添えし (小紙)

外・松本サマ

防・本務

← PKO
オザキ

セッ小版

ルワンダ難民救援国際平和協力業務
の実施期間と業務の引継ぎについて

お礼を申し上げます。

平成6年11月7日

総 理 府
外 務 省
防 衛 庁

1. 国際平和協力業務の実施期間と自衛隊部隊の帰国等に関するスケジュール

(1) 業務の実施期間について

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施期間については、以下の理由により、実施計画（本年12月31日までの間）どおりとし、期間の延長は行わないこととしたい。

(理由)

- ① 自衛隊部隊による人道救援活動については、UNHCRや各国等から既に高い評価を受けており、約3ヵ月間の業務を通じて所期の成果を順調に挙げうること
- ② 米、仏、イスラエル等各国軍も、それぞれの業務分担に従い、あらかじめ定められた期間内（1ヵ月強～3ヵ月強）で撤収していること
- ③ 業務の実施期間については、ザイール等の関係国に既に説明し、理解を得ており、期間をいたずらに延長することは、これらの関係国から無用の誤解を招くおそれもあること

(2) 自衛隊部隊の帰国等に関するスケジュール（細部は「別紙」参照）

- ・ 12月4日頃 ・ ゴマにおいて、業務の縮小及び本格的な撤収準備作業を開始
- ・ 12月18日頃 ・ ゴマにおける業務を終了
- ・ 12月20日頃 ・ 陸自部隊の要員のゴマからの撤収完了（22日頃に帰国予定）及び空自C-130Hの運航終了
- ・ 12月末頃 ・ 空自部隊の要員・C-130Hの帰国予定

（なお、このスケジュールに従って帰国するには、11月11日頃にゴマから日本への物資輸送用の大型輸送機の手配を開始する必要がある）

2. 業務の引継ぎについて

- (1) 業務の縮小及び部隊の撤収後における業務の引継ぎについては、UNHCR等とも十分調整の上、必要なものについては、UNHCR等による引継ぎが円滑に行われるよう、所要の措置を講じることを検討中。

なお、米、仏等各国軍の撤収の例に照らしても、自衛隊部隊の撤収後において、自衛隊部隊と同じレベルの業務の実施を確保することは容易ではないが、レベルが低下しないよう、外交ルートや連絡調整要員を通じ調整の上、可能な限りの引継ぎを行うこととしている。

(2) 検討内容等

① 医療

⇒ 自衛隊医官等が業務を行っている国立ゴマ病院及び州立の衛生試験場に、医療機器（麻酔器材、手術台、レントゲン機器、滅菌器等）を経済協力等のスキームを通じて供与するとともに、医薬品を残置する予定。

2次医療については、外交ルートや連絡調整要員を通じ調整の上、NGOの医師に引き継ぐことを検討中。また、検査業務については現地職員に技術指導を行った上で同職員に引き継ぐことを検討中。

② 防疫

⇒ 既にNGO等により行われていることに加え、WHO等と調整しつつ自衛隊等により現地人に対する実地での普及教育が行われてきていることから、特段の引継ぎは不要。

③ 給水

⇒ 外交ルートや連絡調整要員を通じ調整の上、NGO等の要員に業務を引き継ぐこと検討中。

④ 空輸

⇒ 空輸は自衛隊部隊だけでなく、UNHCRも独自に実施しており、問題はない。

(官房長官用想定問答)

外、松本様 ← PKの
防、本橋様 旧中 「セト版」

(問1) ルワンダ難民救援活動の実施期間を延長しないこととした理由如何。(ゴマ地区の治安が悪化したためではないのか)

(答)

自衛隊の部隊等によるルワンダ難民の救援活動については、これまでの業務を通じて国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の援助関係者や各国等から高い評価を得ており、あらかじめ定められた期間内に所期の成果を順調に挙げうるものと判断されること等から、当初の予定どおり、12月末までに業務を終了することとしたものである。なお、部隊が撤退した後も、必要とされる業務については、UNHCR等による調整を通じて、NGO等の要員に円滑に引き継がれることとなろう。

(したがって、治安の悪化を理由としたものではない。)

(問2) UNHCRは、自衛隊部隊が12月末で撤退することについて了承しているのか。また、業務の引継ぎに関する進捗状況如何。

(答)

1. 自衛隊部隊の撤収に関しては、すでに我が国ジュネーブ代表部大使より緒方国連難民高等弁務官に対し、ゴマで活動している自衛隊部隊が予定どおり12月末までに撤退する予定である旨通報しており、UNHCR側もその旨を了解している。
2. また、引継ぎについては、NGO等の要員への引継ぎが円滑に行われるよう、医療、防疫、給水の諸分野において、UNHCRとの間で調整が行われているところである。

15/08:10

2013-01/04 P01 R232853

防衛庁・星田 中村 工
。総理府・岩井 工

極秘

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

(参考)

04-026

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参図儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

北米長 審一二

南長 参西口東

長 西新洋
二独師了長 審一二アア
二二

経 審総漁国

長 審経エ国
一ネ二
経途二

参海 審準

経協長 審総調国開低
審緊平技有理

図長 参参図協図

情長 参国所図調セ
一二

総番号 R232853

月 14日

平成 6年 11月 15日

寿府代 発
本省 着主 管
総 平

外務大臣殿

遠藤大使

ルワンダ難民支援（撤収）

第5979号 極秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平第3045号に関し、

1. 14日、本使はUNHCR本部に、オガタ高等弁務官（前日よりニューヨークより帰任）を往訪し、本件撤収につき説明し、理解を求めたところ、その際のオガタHCの発言の概要以下の通り（三好同席）。なお、事務的には15日チップマン資金調達部長に申し入れる予定なるも取りあえず。

（1）先般、ジュ府でガリ事務総長と会談した際、日本の自衛隊は任務を切り上げて12月10日ごろ引き上げるのかとの質問があり、自分（HC）からは年末まで活動されるはずと答えた経緯があるが、撤収に当たっては（UNHCRの人間はよくわかっていると思うが）国連一般、それにマスコミ対策の観点から、「任務を予定通り終える」とのプレゼンテーションをされ、せつかくここまでやつてこられたのにパーセプション・ギャップなど生じないように配慮されることが望ましい。火山の専門家派遣などもせつかくよいことをされているのに、あまり報道されていないのが残念だ。

（2）資機材を現地に置いていついていただけるのは大変ありがたい。あとは引き継ぎを十分やつていただけるようお願いする。細かいことは本部及び現地で事務的につめさせることとしたい。

2. なお、上記1. の機会にオガタHCはルワンダ難民キャンプへの国際的な警察力の導入等につき以下の通り述べた（国連代発大臣あて電報第7206号とほぼ同じ内容）。

（1）一両日のうちに、ガリ事務総長より安保理あてのレポートが提出される予定である。ガリSGは、難民キャンプの治安の問題とルワンダのリハビリにしよう点を当てることを決めたようだ。難民キャンプの治安対策については、先般バイで協議した際、ザイールにいる難民の保護のことばかりにしよう点が当たるとむしろ旧政府軍を支持することにならないかという点を気にしておられたが、自分（HC）からは確かにジ

電信写

レンマではあるが難民の大半はふ女子であり、彼女らにちつ序を取りもどすのだという説明をした。

(2) 12日に、SGレポートの案が回ってきたが、ベースは、UNAMIRとロジを同じくする別軍を展開させるというアイデアのようだ。そのINITIAL STEPとしてUNHCRの国際的警察力の導入案(ザイール当局の治安維持能力を強化・訓練するとのアイデア)がしようかいされ、SGはこれへの支持を表明している。右を出しておいて第2歩として、PKOを展開させ、その第一段階は2個大隊を30日間ゴマに展開させ、状況に改善が見られ次第、次のキャンプに移っていくというもので、その第二段階として、は難民帰かんのため30ヶ月間兵力を派遣することになっている。UNHCRからは第一段階につき特定キャンプが注目される間、他のキャンプの難民ふ女子、人道援助要員の安全にも配慮してほしい旨のコメントをぶつけている。憲章7章のもとでのPKOの展開にも前向きようであるが(うらには、ソマリア、モザンビーク等からの引き上げもありPKO要員に余ゆうが出てくるという事情もあるようだ)旧政府軍の好戦的分子を取り除くためには1万-1万2千人の兵員を必要とし、リスクで高価につくとしている。

(3) 貴使御指摘の全体ぞうの中でのUNHCRのアイデアの位置付け、ガリSGから右を提示してもらうこと、安保理の支持・もく認・承認のいずれかをいただくことは、これでなんとか確保でき、当初から考えていた案がかなりそのままの形で実行に移せるのではないかと考えている。これを受けて可能な限り早急にあセスメントミッションを派遣したいと考えている。現在英国の民間警備会社(DEFENCE SYSTEM INCO.)を派遣するとのアイデアが出ており、同社は本日にも調査団を派遣しているはずである。民間会社を派遣することについては不安がる向きもあるが、同社は国連警備システムについてレビューした実績もあり、英、米は支持していると聞いている。

(4) 本件については役者が多く労している。会議だけでもUNDPのラウンド・テーブルからモブツ大統領の提しようする会議まで4つくらいへい存している。UNHCRは総会決議との関係をクリアにした上で、難民についての会議をOAUと共催すべく、12月半ばにテクニカル会合を開催して日程・議題、参加者レベル等協議することになっている。

(5) (警察力をオファーしてくれる国はありそうかとの問に対し)加は断つてきた。チュニジアからは、国連からOAUがあてにされても困るが、UNHCRからの要請であれば協力する用意があると伝えてきている。

極秘

電信写

国連代、ケニア、ザイールに転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

04-026

極秘

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

⑧儀対会要厚情研
察人⑧在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

⑧ 審 長 ⑧ ⑧

審 審軍不原料

国 長 ⑧ ⑧ 専 ⑧ 難地

ア 審地中東
参北東西
長 二

北 審一二保
米 長

中 審一二
山 長

参西ロ東
西新洋
長 二独

⑧ 参一二⑦⑦
ア 長 二二

審 審総漁国
長 審経ユ国
二 経途
二

参海 審準

経 審政調国開無
協 長 民
審緊評技有理

⑧ 参参⑧協⑧
長

情 参国析⑧調セ
長 一一

総 番 号 R233919

月 15日

平成 6年 11月 16日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（撤収）

第6016号 極秘 至急（ゆう先処理）

往電第5979号に関し、

15日、三好は、UNHCRのチップマン資金調達部長（前日、日本等への出張から帰任）を往訪し、本件撤収スケジュールを説明すると同時に、引き継ぎにつきUNHCRの協力を要請したところ、先方反応の概要以下の通り（先方：ファン・ドウルーネン特別ユニット室長、コンドウ資金調達部課長同席）。

1. （前日大使よりオガタHCにもご説明し、同HCは理解を示され、ただプレゼンテーションに注意するようアドバイスを受けたところであると述べたところ）難しい時期だけに気をつけられた方が良くと思う。UNHCRにとっては本当にあり難い援軍であつた。できるだけ長くいていただきたいとの気持ちはあるが、先般訪日した際にも、第2、第3の人道援助活動への要員派遣を可能にするためにもぜひとも初めてのオペレーションを成功りに終わらせる必要があるとのご説明を受けてもつともな事だと思っており、この上は円かつな引き継ぎを実現するよう努力したい。また別の機会に貴重な支援をいただけるよう今からお願いしておきたい。

2. 治安が悪化しているこの時期に新たにオペレーションに参加してくる機関・NGOは期待できず、引き継ぎについては既に現地で活動している組織の中から行わざるを得まい。1週間程事務打ち合わせのためジュ府にもどつていたブトゥルー・ゴマ事務所長が、昨ばんゴマにもどつたので早速連絡をとることとし、日本が正式発表される18日までは極秘りに準備を進めることとしたい（わが方リエゾンオフィサーも現地でコンタクトを取るのでよろしく願いたい旨要請しおいた）。

3. 詳細は現地に照会する必要があるが、自衛隊が撤収されることで最も打撃を受けるのは空輸であろう。独連邦軍の輸送機も遅くとも本年末には引き上げるとしており、UNHCRにとってはいた手が大きい。給

極秘

電信写

水もせ非とも継続しなければならない活動である。いずれにせよ現地と相談して、だれが引き継ぐか決めた
い。

4. (95年のアピール発出の目途如何と問うたのに対し) DHAからは同アピールのドラフトの締切りを
当初11月15日といってきたが、その後アピールを明年1月15日に出すこととなり、12月15日まで
締切りが延びた。更に先週キガリで12月15日前後にジュ府あるいはニューヨークで、ルワンダについて
のプレッジング会合(詳細はわからず)を行うことになったことからアピール発出の時期を早めるとの話も
出ている。DHAの方針はよくわからないが、UNHCRのアピール案は来週末には最終的なものとしたい
と考えており、再来週にはドラフトをお渡しできるようにしたい。

国連代、ケニア、ザイールに転電した。(了)

(三八〇字)

予定のところ、貴館参考までに右別FAX信
する。なお、仏大においては貴地出張中の青
藤事務次官に、また、米大においては貴地出
張中の柳井総政局長に転達ありたい。

本電宛先：仏、米、ケニア、寿府代、国運代

午後8時以降受付往電案

GM: 9456

※総第 119647号005公館宛 GM9456-04

平成 6 年 11 月 16 日 23 時 33 分 45 秒 受信 FAX 信

電 信 案

秘
無 期 限

FAX

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 2
起案
平成 6 年 11 月 16 日
起案者 電話番号
松本 2348

協議先

ア刀力第一課長
ト

ア難民支援室長
ト

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 米 大使 外務大臣 発
ル、ケニア、国連代、寿府代 総領事 あて

件名

ルワンダ難民支援 (撤収問題)

主管・文書記号

総平

※電番

FAX 信
FAX 信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

往電総平第2322号別FAX信。

※

11964732 優先

KENIA

等005 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1342

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 9456

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の終了と
その引継ぎについて

〔平成六年十一月十八日閣議
内閣官房長官発言要旨〕

一 政府が、ルワンダ難民に救援の手を差し伸べるため、自衛隊部隊等の派遣を決定してから、約二カ月が経過いたしました。この間、我が国の部隊等は、国際機関や各国NGO等の要員と協力しつつ着実に業務を実施しており、国際的にも高く評価されております。

二 御承知のとおり、実施計画においては、今回の業務実施期間を十二月末日までとしているところであります。

十二月末までに業務を終了し、隊員全員が帰国するためには、準備に相当の期間を見込む必要があります、十二月初旬以降、順次業務を縮小しつつ、撤収準備作業に取りかかる予定でありますので、御承知置き願います。

三 また、自衛隊部隊等が行っていた業務については、今後、国連難民高等弁務官事務所等とも十分調整を行い、必要なものについては、NGO要員等に引き継がれ、難民救援活動が引き続き円滑に行われていくよう、我が国としてもできる限りの努力を行って

GM: 9456

4
まいる所存であります。

四 関係各省庁におかれましても、ルワンダ難民救援活動の終了及び業務の引継ぎが円滑に行われるよう、積極的な御協力をよろしくお願いいたします。

(3)

21/09:53

2913 05/08 P01 R260654

防・運用課 吉田氏

就・岩井祐佐

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大の政事外外儀官
大務務典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

儀対要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審内外プ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

審 審総安平
長 企国

審 審軍不原料

国長 審行專人難地

ア 審地中東
長 参北東西

北米長 審一二保

中南長 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

ア長 審アア

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ
二

総番号 R260654

主管

月 20日

ケニア 発

総平

平成 6年 12月 21日

本省 着

外務大臣殿

佐藤大使

ルワンダ難民支援（在ゴマ陸上自衛隊部隊の撤収）

第2118号 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第24999号に関し、

1. ルワンダ難民救援活動に従事していた在ゴマ陸上自衛隊部隊は、予定通り20日第2は138名の撤収を以つてゴマより完全に撤収し、同日19時ナイロビJ. K. I. A空港に到着したので御報告する。

2. 上記第2は138名については、22日当地発IW322便にて帰国の予定。

国連代、ジュ府代、ザイール、英、仏、フランクフルトに転電した。（了）

※総第131127号008公館宛

平成※平成6 20 42 10 角6 分24 日 秒受付

電 信 案

秘
無 期 限

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起 案

平成6 年12月16日

起案者

電話番号

松本

2346

協議先

ア力第一課長

あ 23 1169 (別添)

在

国連代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

ルワンダ難民支援 (カカミルワンダ副大統領への申し入れ)

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コード

総平

第4347号

普通

(優先処理)

転電
転送
転報

ケニア、寿府代、英、米、
仏、ベルギー、ザン

※転電番号

合第25231号

大使・総領事あて

大至急
普通

至急
(優先処理)

(八〇字)

※

13112738 優先

KOKUREN

等008 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

1494

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

15日付本邦プレスに、ニューヨーク国連本部において、ルワンダのカガメ副大統領が、同日、ルワンダ難民支援のためにザイールに派遣された自衛隊の活動に関し、「日本は安全な場所だけでしか支援活動をしていない。」と痛烈に批判したとの記事が掲載されているところ（応答要領及び関連記事別FAX信）、貴代表部においては、右発言の事実につき調査するとともに、同副大統領に対し（同副大統領が貴地にいない場合にはルワンダ国連代表部大使に対し）、次の通り申し入れの上、結果回電ありたい。

1. 報道されている発言が、我が国自衛隊の活動を十分理解せずに、カガメ副大統領よりなされたとするれば、日本政府として極めて遺憾である。

2. これまで、副大統領をはじめとして、貴国の関係者には我が国のザイールにおける難民救援活動につき説明し、十分な理解が得られているものとする。また、ザイールのゴマに自衛隊を派遣したのは、ルワンダより多数の難民が同地域に流出し、人道上の観点から緊急に救援活動を行う必要があったからであり、日本が安全な場所だけでしか支援活動を行わないとの批判には根拠がないばかりでなく、ルワンダ本国への支援も含め我が国のルワンダ支援全体に何等よい影響を与えない。

3. ルワンダ支援に関しては、これまでアフリカ諸国を中心にUNHCR、NGOも含め、国際社会において高い評価を得ているところであり、ルワンダ本国への支援についても、ルワンダ支援国会合等に参加する等、国際社会と協力しつつ、いかなる支援が出来るか具体的な支援策につき検討中である。

別FAX信とともにケニア、寿府代、英、米、仏、ベルギーに、また、ザイールに本電のみ転電した。

(了)

GM: 4273

P8



※総第 131128号007公館宛 GM4273-08

平成平成 6 年12 月16 日
20 時 11 分 22 秒受付

FAX信

電信案

FAX

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 太 2 m
起案
平成 6 年12 月16 日
起案者 電話番号
松本 2340

(※印欄内は電信課記入)

協議先

アフリカ第課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	国連付	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	ルワンダ難民支援 (カガメ・ルワンダ大統領への申し入れ)			
主管・文書記号	※電番	FAX信		パターン・コード
総平		大至急 至急 (優先処理)		
転電	ケニア、寿府代、米、英	※転電番号	FAX信	大至急 至急 (優先処理)
転送	在	仏、ベルギー、	大使・総領事あて	
転報				

(八〇字)

往電第 131128号 別FAX信

総平

※

13112851 優先 KOKUREN 等007 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1494

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 4273

2

対外応答要領

平成6年12月16日

国際平和協力室

問. 15日付時事通信及び共同通信にルワンダのカガメ副大統領が、同日ニューヨークの国連本部において、ルワンダ難民支援のためザイルに派遣された自衛隊の活動に関し、「日本は安全な場所だけでしか支援活動をしない。」と痛烈に批判したとの記事が掲載されているところ、事実係如何。

(答)

1. 右のような発言がカガメ副大統領よりあったか否かについては事実関係を調査中であるが、外電によればカガメ副大統領もザイル内のキャンプ内で自衛隊が何を行っているか承知していないとしているところ、自衛隊の活動を知らずに批判したのが事実であれば極めて遺憾である。

2. なお、これまで、ルワンダ政府関係者には、我が国のザイルにおける難民支援活動につき通報しており、また、ザイルのゴマに自衛隊を派遣したのは、ルワンダより多数の難民が同地域に流出したためであり、日本が安全な場所では支援活動を行わないとの批判には根拠がないと考えている。

3. ルワンダ支援に関しては、これまでアフリカ諸国を中心にUNHCR、NGOよりも高い評価を得ていることは、国際的にも知られているところであり、ルワンダ本国の支援についても国際社会と協力しつつ、ルワンダ支援会合等に参加し、具体的な支援策につき検討中である。

(子)

GM: 4273

別添 3

我が国による対ルワンダ関連支援
＜現在まで決定済みのもの＞

平成6年12月15日
外務省

1. 資金協力

(1) 6月10日、難民等援助のため、国際機関へ総額900万ドル拠出。

(内訳) UNHCR: 645万ドル

ICRC: 240万ドル

WHO: 15万ドル

(2) 7月7日、UNAMIRの活動に対し300万ドル。

(「国連平和維持活動支援強化基金」から)。

(3) 7月26日、難民等援助のため、追加的に国際機関へ総額約3、230万ドル拠出を決定。

(内訳) UNHCR: 2、000万ドル

WFP: 約1、100万ドル

ICRC: 100万ドル

IOM: 10万ドル

UNV: 20万ドル

2. 物資協力

国際平和協力法に基づくUNHCRに対する物資供与(約1億9、000万円相当)

3. 人的協力

国際平和協力法に基づき、ルワンダ難民支援のため医療、防疫、給水、空輸等の業務を実施する約400名の自衛隊部隊等を「国際平和協力隊」として、ザイールのゴマ及びケニアのナイロビに派遣した。

4. 民間援助団体(NGO)への財政支援

(1) 7月から8月にかけて、及び10月にNGO事業補助金として合計約5、540万円。

(内訳) アジア医師連絡協議会(AMDA): 3、000万円

アフリカ教育基金の会(AEF): 1、440万円

難民を助ける会: 1、100万円

(2) 7月から8月にかけて、草の根無償資金協力として合計約4、800万円。

(内訳) 国境なき医師団: 約995万円(7月27日決定)

国境なき薬剤師団: 約980万円(同上)

アフリカ教育基金の会: 約1、000万円(7月28日決定)

タンザニア赤十字社: 約970万円(同上)

CAREインターナショナル・ザイール: 約850万円(8月5日決定)

5. 政府予算外からの民間援助団体（NGO）への財政支援

9月20日、郵政省国際ボランティア貯金にかかる寄付金として合計約1億2、000万円を交付。

- （内訳） ア ジ ア 人 権 基 金：約1、430万円
難 民 を 助 け る 会：約4、900万円
アジア医師連絡協議会（AMDA）：約3、170万円
アフリカ教育基金の会（AEF）：約2、500万円

6. 我が国国際平和協力隊が活動しているザイール・ゴマに対する草の根無償資金供与

- ・ゴマ国立病院に対する麻酔器、手術台等の機材供与（約750万円）
- ・アミキブ衛生研究所に対する恒温器、滅菌器等の研究機材供与（約490万円）
- ・ゴマ小学校（8校）に対する黒板、学習机等の学用機材供与（約570万円）
- ・北キブ州に対し、ゴマ山植林のため苗木等を供与（約470万円）

7. ゴマ周辺の火山活動の観測体制強化に対する協力

- ・噴火が心配されるゴマ地区のニイラゴンゴ山の観測をするため、10月12日より18日の日程で、火山専門家たる浜口東北大学教授を派遣。ついで、11月5日より14日まで、同教授他3名の火山専門家を派遣し、同大学から搬出した地震観測用テレ・メーター・システムを設置。
- ・草の根無償資金協力として、ゴマの火山研究所整備のため建物改修費等を供与（約350万円）

8. その他

（1）アフリカ協会（NGO）による支援関係

- ・タンザニア政府に対し、同行のルワンダ難民救援活動の支援を目的として10万ドル供与。
- ・アフリカ協会の「ルワンダ難民支援募金」よりアミキブ衛生研究所に対する顕微鏡、細菌検査、血清等検査、便解質測定装置等機材贈呈（約730万円）
- ・アフリカ協会の「ルワンダ難民支援基金」より国立ゴマ病院に対するベッド40床（マットレス含）、血圧計、ギブス・カッター等贈呈（約375万円）
- ・アフリカ協会の「ルワンダ難民支援基金」よりルワンダ難民の帰還支援のためUNHCRに対し、ラジオ2020台贈呈（約475万円）
- ・アフリカ協会の「アフリカ支援基金」より国立ゴマ病院に対する小型移動式レントゲン一式（フィルム等含）贈呈（約370万円）

（2）1988年のソマリア向けノンプロ無償により購入されたバス46台をUNHCRがUNDPとの協議の結果、ルワンダ難民の帰還支援に使用することを我が国として支持。

1/A 室長へ

5

GM: 4273

16 AJ 15

J 6 A 1 2 3 AJ 15

〔「ルワンダPKO」関係〕

★◎日本の支援活動は安全な所だけ

ルワンダ副大統領が痛烈批判

〔「ニューヨーク15日時事」ルワンダのカガメ副大統領は十五日、ニューヨークの国連本部で記者会見し、ルワンダ難民支援のためザイルに派遣された自衛隊の活動に関し、「日本は安全な場所だけでしか支援活動をしやうとしない」と痛烈に批判した。

同副大統領は、自衛隊がルワンダ難民支援で貢献したかとの質問に「日本の協力には感謝しているが、実際、ザイルの難民キャンプで彼らが何をしているのかは知らない」と発言。さらに「彼らはルワンダ国内より安全だと知っていたので、ゴマ（ザイル）へやって来た」などと述べ、日本の支援活動方法に強い不満を表明した。

ザイルでルワンダ難民の救援活動をしていた自衛隊の第一陣は十五日にゴマを撤収した。

同副大統領は記者会見に先立って安保理に出席、ルワンダ情勢を報告した。

(了)

外信 6230行

16-10:27

16-10:27

共X3T224 外信38S②完①

◎自衛隊は楽な場所で支援

ルワンダ副大統領が批判

【編注】夕刊メモ(23)

杉田共同記者(44行)

【ニ②ーヨーク15日共同】ルワンダのカガメ副大統領兼国防相は十五日国連本部で記者会見し、ザイル・ゴマのルワンダ人難民キャンプに展開する日本の自衛隊について「彼らは困難な場所ではなく楽な場所で援助を行いたが②てい」と述べ、自衛隊をルワンダ国内に派遣しなか②た日本政府を批判した。

カガメ副大統領は難民キャンプでの自衛隊の貢献をどう思うかとの質問に対して「まず私は彼らがキャンプで何をしていたかを知らない」と冷淡に指摘。また「彼らがゴマに駐屯したのは、ゴマがルワンダ国内より安全だと判断したためだ」「ルワンダ国内の復興の支援をしてくれたら、感謝できたのだろうが」などと発言した。

(続) ⑩ (20) 94 12 16 11 39

共X3T225 外信38S②完②

◎自衛隊は楽

副大統領はさらに「重要なのは困難な場所で支援を求める人々を救うことであり、容易な場所で支援することではない」と述べ、ルワンダ国内への援助が不足している現状を訴えた。

副大統領は内戦で政権を奪取したルワンダ愛国戦線(RPF)の司令官で、ルワンダの最高実力者とされる。

発言は、難民キャンプがツチ族系のルワンダ政府と対立するフツ族の拠点となり、キャンプ支援が反ルワンダ政府派の援助にな②ているとの民族対立の考えを背景にしており、副大統領は「いまだに武器を持ち、人を殺害する勢力を支援する意味が分からない」とも述べた。

(了) ⑩ (19) 94 12 16 11 40

「安全な所しか行かない」

自衛隊の支援批判

ルワンダ大統領
副大統領

【ニューヨーク15日ロイター】ルワンダ新政府の田一雄（カガメ）副大統領兼国防相が十五日、国連安全保障理事会で「正義を強調することなくして国民的和解はありえない」と演説し、ザイルのルワンダ難民キャンプに逃れている旧政府軍関係者の武装解除を急ぎ、キャンプから排除するよう求めた。

また、同副大統領は演説後、日本の自衛隊の難民キャンプ支援について「安全でやさしい場所では援助しない」と記者団に不満をもらした。

カガメ副大統領は、旧政権を武力でルワンダから追放した少数民族のツチ族中心のルワンダ愛国戦線（RPF）の指導者で、新政府の実権を握る実力者とされている。

ルワンダ新政府はルワンダ国内の安定のために国際社会からの援助を求めている。同副大統領が国連を訪れたのも、そのためとされている。

また、日本の自衛隊については演説後、「ゴマが一歩安全な場所だと分かっているわけではないか。援助したいと考えていることは分かるが、やさしい場所では援助しない。われわれはもっと困難な場所での援助を必要としている」と、ルワンダ国内に対する援助に期待を表明した。

サング（2）

12/16 夕刊早版

日本などの
支援を批判

ルワンダ副大統領

【ニューヨーク15日ロイター】ルワンダ新政府の田一雄（カガメ）副大統領兼国防相は十五日、国連安全保障理事会で、ザイルのルワンダ難民キャンプに対する日本などの国際的な支援は「旧政府指導者の立場を強化させている」と批判、武装勢力を利用する援助は停止されるべきだと主張した。

また、同副大統領は、ルワンダに派遣されている国連ルワンダ支援団（UNAMIR）を三千人増強し、任務を拡大してザイルでの難民キャンプの治安維持に当たらせるべきだとの考えを記者団に示した。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの援助機関も、キャンプでは、ルワンダ旧政府、軍指導者らが援助物資の配給を支配し、困窮している難民に物資が行き渡らないと指摘していた。

朝日（2）

GM: 4273

J
6
A
2
5
6

A
B
1
2

「AJ15」「日本の支援……」
「関連」

◎全く当を得てない―外相

河野外相は十六日午前の閣議後の記者会見で、ルワンダのカガメ副大統領がルワンダ難民支援の自衛隊は安全な場所でしか活動しようとしていないと批判したことに対し「全く当を得ていない。自衛隊は全力を挙げて作業したと思っている」と反論した。

(了)

政治
96
10
行

19/10:22

2833 05/08 P01 R259010

FAX

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総議対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外プ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 総総安平

長 企国

審 審軍不原料

長 国 国行専人難地

ア 審地中東

長 参北東西

北 審一二保

中 審一二

南 参西口東

長 西新洋

長 二独

長 参一二アア

長 審総漁国

長 審経エ国

長 一ネ

長 経途

長 参海 審準

長 審政調国開無

長 民 審緊評技有理

長 参参図協図

長 参国析図調セ

総 番 号 R 2 5 9 0 1 0

月 17 日

平成 6 年 12 月 17 日

国 連 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

ルワンダ難民支援（カガメ・ルワンダ副大統領への申し入れ）

第 8 4 3 5 号 秘 大至急

貴電総平第 4 3 4 7 号に関し、

1. 15 日国連本部にて行われたルワンダ・カガメ副大統領の記者会見の記録を国連広報局より入手したので、右別 F A X 信する。

同記録によれば、カガメ将軍は、日本の部隊の撤退につき問われたのに対し、日本はゴマがルワンダ国内より安全な場所であると感じたため配置先としてゴマを選んだとして同部隊の役割に疑問をなげかけた。（同将軍は更に次のように述べた。）困難な地域を避けつつ容易な場所でのみ支援したいという人の問題である。重要なことは困難な地域で支援を行うことである。ゴマキャンプでの日本部隊に関する報道はあつたが、日本部隊はルワンダ国内では見られなかった。しかし、ルワンダとしては日本部隊が果たしたであろう有益な目的に感謝している。

2. 16 日当地ルワンダ代表部に確認したところ、カガメ副大統領は既にニューヨークを離れた。

3. 本使としては 19 日にルワンダ国連大使（安保理議長）に冒頭貴電の申し入れを行う為アポイントを取り付け中。（16 日は午後いっぱい安保理会合があるので、ルワンダ国連大使（安保理議長）とのアポイント取り付けは極めて困難。）

別 F A X 信と共にケニア、ジュ府代、英、米、仏、白に、本電のみザイールに転電した。（了）

DN8706

大至急

FAX信

総番号 R259604

月 19日

平成 6年 12月 19日

主管

国連発
本省著

総平

外務大臣殿

小和田大使

ルワンダ難民支援（カガメ・ルワンダ副大統領への申入れ）

FAX信 大至急

往電第8435号別FAX信

（以下FAX送信 DN8706-03）

（通信課注）

引用電は 17日（土）

に入っております

FOR INFORMATION OF UNITED NATIONS SECRETARIAT ONLY
Not for Distribution or Dissemination

DN: 8706- 1

15 December 1994

PRESS CONFERENCE BY VICE-PRESIDENT OF RWANDA

The Vice-President of Rwanda, General Paul Kagame, told correspondents at a Headquarters press conference this afternoon that the displaced Rwandese in the various camps fell into different categories and should not all be "lumped together". Treating them as a single category had caused a number of problems.

Among them, he said, were former government forces, former militiamen and former government politicians who were responsible for the atrocities committed in Rwanda. The lumping together of all the various categories had resulted in difficulties in the way they had benefited from the aid from the international community.

He said the aid agencies had sent in relief in the belief that refugees were being helped, but in actual fact some of those groups could not be categorized as refugees deserving such assistance. The reluctance of some of those people to return to their homes in Rwanda had to do with their having been responsible for the the genocide in the country. Many did not want to return for fear that they would be held accountable. Such persons should in reality be held accountable, irrespective of whether or not they remained in the camps.

Some refugees in the camps wishing to return home had been held back by force by those groups. The groups still wielded force and controlled the aid sent to the camps. They had gone to the extent of killing people in the camps for expressing the wish to return to Rwanda.

He said the Government of Rwanda had a role in making it possible for those people to return home, but there was also a responsibility on the part of the international community to assist in dealing with the problem, so that the criminals among the refugees could be tried for their crimes and stopped from intimidating, killing or stopping the refugees from making any choice to return home or otherwise.

In response to a question, he said the former government forces and militia who were responsible for the atrocities in his country were mainly in camps in Zaire and Tanzania, with a few in Burundi. There were also others in the southwestern zone of Rwanda, which was under the control of the French. Those were very few, however, and were in hiding. Recently, there was an exercise to try and get them out of the camps in the country, and encourage the refugees there to return to their villages. That exercise was carried out jointly by the United Nations Assistance Mission for Rwanda (UNAMIR) and Rwandese forces. The French were no longer in Rwanda and the former French zone was now under the control of the Government. UNAMIR was also operating in the zone.

To a question on alleged French blocking of aid funds from the European Union to his country, General Kagame responded that the Rwandese Government

(more)

Rwanda Briefing

- 2 -

15 December 1994

DN: 8706- 2

had not been receiving aid directly since it was established. The indication was that there was reluctance in some quarters to release that aid. Some people could have been behind that reluctance, but there had been improvements in the attitude. He said that on his way to New York, he had been to Belgium and met the Belgian authorities. He had also met with the British authorities in the United Kingdom and was talking to the United States Government. Promises had been made about releasing aid to the Government. That represented a positive step forward and meant that whoever was influencing the blocking of that assistance had ceased doing so.

The effort on the part of the Rwandese Government, he went on, was to see how it could create a good relationship with France and with other countries. That way, it hoped to overcome the difficulties that had existed between it and France.

Answering another question, he said the United Nations could talk about some successes in Rwanda, especially as it related to the cooperation it had found with the forces that helped to change the situation in the country, rather than in terms of what it had tried to do. The forces operating in Rwanda today claimed the biggest part of the United Nations success.

In terms of any United Nations failure in Rwanda, he said it was clear in the beginning that there was a force of 2,700 and genocide was being carried out with nothing being done even to try and save a few people. It was a bad sign that at the climax of all that, the force was even withdrawn. Rwandese felt betrayed to see such a body, created specifically to prevent such a thing from happening, "running away" at a time that its presence was most needed. Rwanda, however, looked forward to helping the United Nations to operate much better in the future and still needed its presence in Rwanda. That presence had been able to reassure the population of Rwanda that the international community was interested in what was happening there. It also made it possible for the situation on the ground to be interpreted for the international community.

Asked if the Rwandese Government would allow adoption of Rwandese orphans by non-Rwandese, he said that with an estimated 100,000 orphans, the Government felt that spreading them to various countries might create more problems, particularly for the orphans themselves. The position of the Government was to solicit assistance from the international community, individuals and groups to help it to deal with the situation within Rwanda. The Government had also encouraged Rwandese who could adopt the children to do so; it wanted the children to stay within the Rwandese environment and felt the best that could be done for them should take place in the country. If there was any reason for any children to be taken outside, but with the view of returning them, that could be looked into.

In response to another question regarding a reported Government action in the camps in southwestern Rwanda and the possibility that that could scare the displaced persons there and hamper the efforts to resettle them, General Kagame said it was a question of whether or not to leave the camps intact, knowing that they were harbouring criminals who went and committed crimes against the population that had settled. The camps were serving as sanctuaries for criminals and there was a bigger problem in that the presence

(more)

Rwanda Briefing

- 3 -

15 December 1994

DN: 8706 - 3

of the refugees in the camps had created a situation where different groups benefited from the camps' existence. The criminals, by getting sanctuary, were able to escape prosecution while some groups had begun do business in the camps.

He said the idea of setting up the camps was to help the Rwandese help themselves, and not to create dependence on food supplies being flown in. The situation had made some inmates of the camps feel more comfortable there, and not want to go back to their homes to live normal lives. Government pressure was being directed at the groups that operated in the camps, and at encouraging refugees not associated with the criminal gangs to leave the camps and settle in the villages. The Government was also requesting non-governmental organizations and other international organizations to find ways of helping the people when they were back in the villages, rather than while they were in the camps.

Asked about his requests during his meeting with members of the Security Council, he said the Government believed that the United Nations through UNAMIR should try to separate the various groups in the camps, so that they would be clearly identified. Some organization or body should categorize and separate them, so that aid would get to the right people. In the long term, the Government hoped that those responsible for causing the situation in Rwanda would also be brought to justice and efforts made toward reconciliation. However, there could not be reconciliation when emphasis was not being put on justice. That justice could be achieved by identifying those responsible for certain actions. There was no justification for aid to militiamen who still had arms and were killing people, or to former government forces in uniform who still had weapons. If such groups wanted to benefit from the assistance, they should be told to lay down their arms, stop violence, remove their uniforms and become refugees.

Asked about the withdrawal by Japan of its personnel, General Kagame questioned the role of those troops, saying that they picked the camps in Goma, Zaire, because they felt that that was a safer place to be than in Rwanda. It was a situation of people who wanted to help only where it was easy, while avoiding areas of difficulty. The essence should be to help in areas of difficulty. There had been reports regarding the Japanese troops in the camps in Goma but they were not seen in Rwanda. Rwanda, however, appreciated the useful purpose which they might have served.

* * * * *

15)

20/09:59

2890 05/08 P01 R260100

防衛庁・運用課

吉田さん

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

入る 総務府 岩井さん

吉田

電信写

08-030

大政事外儀官
大務務典房
次次

臣秘官官審審長長

政北経環査審
代ア大大察
表大使使大参
外研
長

儀対会要厚情研

察人園在警史オ図

外報官
審報際内外ブ文長
審一二領移長
参政保対旅外審総安平
企国

審軍不原料

国長
審行専人離地ア長
審地中東
参北東西北米長
審一二保中南長
審一二参西口東
西新洋
二独参一二アア
二二経長
審総漁国
審経エ国
一ネ
経途
二参海
審準経協長
審政調国開無
民
審緊評技有理図長
参参協協情長
参国折防調セ
一二

総番号 R260100

主管

月 19日

国連発

総平

平成 6年 12月 20日

本省着

外務大臣殿

小和田 大使

ルワンダ難民支援（ルワンダ国連大使への申入れ）

第8460号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平第4347号及び往電第8435号に関し、

19日、本使はヴァクラムツア・ルワンダ国連大使（安保理議長）を往訪し、15日の記者会見におけるカガメ副大統領の対日関連発言（ゴマにおける日本部隊の役割を疑問視するもの）につき申し入れを行つたところ、概要次のとおり（当方山本同行）。

1. 冒頭本使より、本国からの訓令に基づくものであると前置きの上、カガメ副大統領の関連発言記録（冒頭往電別FAX信）を読み上げるとともに、冒頭貴電に従い、報道されている発言がカガメ副大統領よりなされたとするれば日本政府として極めて遺憾である旨、日本が安全な場所でき支援活動を行わないとの批判には根拠がないばかりでなくルワンダ本国への支援も含めわが国のルワンダ支援全体に何等よい影響を与えない旨、ルワンダ本国への支援についても国際社会と協力しつつ如何なる支援が出来るか具体的な支援策につき検討中である旨申し入れを行い、更にこれは抗議というよりもかかる不幸な発言が与え得る悪影響に対する懸念から行うのもである旨述べた。

2. これに対しルワンダ大使は、実はカガメ副大統領は前日（14日）日本に批判的なある人物からゴマの日本部隊に関する否定的な評価を聞かされ（本使より当該人物につき強く質したところ、先方はソースは明らかにできないとしつつもルワンダ人ではなくある加盟国の者である旨述べた）、それをそのままよく15日記者に質問されてしやべつてしまった。カガメとしては日本の部隊の役割を疑問視したのではなく、援助物資等が旧政府の関係者の方に流れているといった難民キャンプの状況を説明したかつたのだと思う。ルワンダとしては日本の部隊を評価しており、カガメとしてもそれを言おうとして時間が限られていたこともあり、言は足らずになつてしまった等述べ、お申し越しの点は本国、カガメ副大統領に伝え、結果をお知らせ

外務省

電信写

したい旨述べた。

3. 更に本使より次の3点を補足説明した。

(1) 日本が配置先としてゴマを選んだ理由は、ゴマ安全であるからではなく（実際米等はゴマはルワンダ国内よりもむしろ危険であると言っていた）、人道的見地からゴマのぼう大な難民を緊急に支援する必要があつたからである。更にそのはい景として、自衛隊の海外派遣に対ししゅうへん国・国内に特別な感情が残っていることから、国際平和協力法では危険な地域も含め平和維持活動には部隊を派遣できることになっているが、戦闘が行われている地域や戦闘行為に従事するため部隊を派遣することは出来ないことになっている。（先方よりカガメも含め関係者はその点理解していると思う旨発言。）

(2) 日本側としては難民キャンプにおいて真の難民と旧政府関係者、民兵とを分離するためUNHCR等と協力してきた。われわれの目的は純粋に人道的なものであり、真の難民を支援することのみである。

(3) 日本はPKOへの参加を開始して間もなく、今は言わば試験期間とも言えるので、日本人は日本のこうけんを注意深く見守っている状況にある。かかる状況下、本件カガメ副大統領の発言が将来のわが国の国際平和維持活動に否定的な影響を与え得ることを懸念する。

（最後にルワンダ大使は、カガメが日本の部隊の役割につきこう定的な反応を示せるよう努力してみたい旨述べた。）

ケニア、ジュ府代、英、米、仏、白、ザイールに転電した。（了）

17/11:09

3317 06/08 P01 R007601

防衛府・国連・米軍

総務府・米軍

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-030

大政事外儀
大務務典房
次次
臣秘官官審署長長

総番号 R007601

主管

政北経原査審
代ア大大察
表大使使大参
表大使使大参

月 13日

国連発

総平

平成 7年 1月 14日

本省着

儀対会要厚情研
察人図在監史オ図

外務大臣殿

小和田 大使

外報官
密報際内外ブ

ルワンダ難民支援（ルワンダ国連大使との会談）

文長
密一二

領移長
参政保対旅外

第215号 秘 至急（ゆう先処理）

長
密一二

客年往電第8460号に関し、

軍密
密軍不原料

昨年12月15日のカガメ副大統領の対日関連発言に対するわが方申し入れに引続き、13日、先方の求めにより本使はヴァクラムツア・ルワンダ国連大使と会談を行ったところ、概要次のとおり（山本同席）。

長
密一二

1. 先方より、ご返事が遅れて申し訳ないとしつつ、日本からの申し入れは事の重要性にかんがみ即日本国政府に伝達済であつたが、カガメ副大統領本人と昨日ようやく直接連絡を取ることが出来、同副大統領より以下のメッセージを伝えるよう指示を受けたので右お伝えしたいとして、次のとおり述べた。

ア
密地中東
参北東西
一

「本件対日関連発言については誠に申し訳なく思っており、謝罪したい。同発言は予想もしなかつた記者の質問にミスリードされ行つてしまつたものであり、ルワンダ政府の真意は日本政府の協力に感謝するというものである。本発言の趣旨は、一般論としてルワンダ難民キャンプへの国際社会の支援が結果的にルワンダへの進攻を企てる旧政府勢力を支援することになつてはならないということを言いたかつた訳である。ルワンダとしても当初多くの国が大量の難民がルワンダ国外に流出し、ひさんな状況におかれていたことをかん

北米長
密一二保

過し得ずに支援しようとしたことは理解できるし、その時には難民キャンプの中にさつりく者が混じつてゐることはみな良く分からなかつたのだと思う。今やルワンダ政府としてはドナー国に対し、かかるさつりく者を支援しないよう、さつりく者と真の難民とを分離するよう訴えているが、今般日本がゴマに展開していた部隊を撤退されたことを評価している。ルワンダ政府としては今後とも日本の支援、特に経済開発面での支援をお願いしたいと考えている。」

中南長
密一二

2. 以上を受け本使より次の3点を述べ、右本国にお伝え願いたい旨要請した。

欧
参西中東
西新洋
二独

（1）ただ今のメッセージ、ご説明に感謝すると共に、右本国に伝えることとしたい。カガメ副大統領の発

長
密一二

経
密総漁国
参経エ国
一ネ二
経途
一

長
参海 密準

経協長
密政調国開無
民
密緊評技有理

密長
参参密協密

情長
参国折防調セ
一二

室長

首席

氏

明17日の記者会見において報道官より
下記に答えて頂くこととしたい。本紙

平成7年1月27日

国際平和協力室

報道官記者ブリーフ発言要領

問

客年12月15日、ニューヨークの国連本部にてカガメ・ルワンダ副大統領がルワンダ難民支援のため、ザイールに派遣された自衛隊の活動に関し、「日本は安全な場所だけでしか支援活動をしていない。」と批判したとの記事が掲載されたところ、右に関するその後の日本政府の対応如何。

(答)

1. 右報道については、その後、我が方国連代表部を通じ、事実関係につき確認を行ったところ、カガメ副大統領が国連本部での記者会見において、質問に答え、「彼ら（日本）はザイールのゴマの（難民）キャンプを選択した。なぜなら、彼らは右場所がルワンダ国内より安全な場所であると感じたためである。それは、困難な場所を避けて容易な場所のみで救助を行いたいとする人々の状況とあってよい。重要なのは、困難な地域において救助を行うことである。ゴマでの日本の部隊に関する報告はあるが、ルワンダにおいては彼らを見ることはない。しかしながら、ルワンダ政府は彼らの有益な意図については感謝している。」旨答えたものであることが判明した。

2. 右発言については、必ずしも我が国のルワンダ難民救援活動を理解したものとは考えられなかったため、客年12月19日、わが方小和田国連代表部大使より、ウァクラムツア・ルワンダ国連大使に対し、右カガメ副大統領の発言が実際になされたとすれば極めて遺憾である旨申し入れ、しかるに抗議を行った。

2
8. これに対し、本月13日にルワンダ国連大使より、小和田国連代表部大使に対し、12日にカガメ副大統領よりのメッセージとして、~~(1) 本件関連発言については謝罪したい。~~~~(2) 右発言は記者の質問にミスリードされたものであり、真意は日本政府の協力に感謝するというものである。~~

~~(3) 今般日本がゴマに展開していた部隊を撤退されたことを評価している。~~
3
4. ~~(4)~~ ルワンダ政府としては今後とも日本の支援、特に経済開発面での支援をお願いしたいと考えている旨伝達した。

3
4. 当方としては、右の説明を受け、カガメ副大統領の発言が誤解に基づいて行われたものであることが判明したこともあり、本件問題は基本的に解決したと考えている。ルワンダ本国の支援に関しては、今後とも国際社会と協力しつつ、ルワンダ支援会合等に参加し、具体的な支援策につき検討中である。

しつゝしつゝ。

(了)

ナルヲ分察
評価

午後8時以降受付往電案
在外のファクトと持てから

秘
無 期 限

※総第004855号004公館発
平成7年12月19日 秒受付

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課 国連政策課 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 2
	政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長		起案 平成7年12月17日 起案者 電話番号 林 2347
	協議先		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 日連代、寿府代 IT=ア、サッール	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	ルワンダ難民救援(評価と反省)		
主管・文書記号 総平	※電番 合第975号	大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 普通	至急 (優先処理)
大使・総領事あて			
※			
00485502 優先 KOKUREN 等004 漢			

(昭和六三・六・三十改正)

1. 客年12月末にルワンダ難民救援国際平和協力隊が帰国したことを受けて、今後の派遣等に役立てるため、13日、今次ルワンダ難民救援（自衛隊派遣及び物資協力）に関する省内の事後検討会（総政局山崎審議官主催）を開催したところ、同検討会での議論の際に使用した資料（議論のためのたたき台）別FAX付（ザイルは別FAX）にてを送付するので、貴見あらば当地時間19日中に回電ありたい。

20

2. 今後は同資料をとりまとめた上で、関係省庁と協議を行うとともに、長期に検討行っていく必要がある点については、更に別途検討を進めていく予定。

~~付~~

本電あて：国連代、青府代、ザイル、ケア

(3)

午後8時以降受付往電案

GM: 8156

※総第004856号003公館宛 GM8156-04

平成7年12月28日 午後8時19分 秒受付

秘
無期限

FAX信電信案 94

電信課長

大臣秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起案

平成7年1月12日

起案者

電話番号

林 2347

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 口連代、寿府代
4=3
大使総領事あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民救援(祈願と反省)

主管・文書記号

総平

※電番

FAX信

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

経電総平合中975号別FAX信

※

00485615

優先

KENIA

等003 F信

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 8156

ルワンダ難民救援のための自衛隊部隊等の派遣に関する評価と反省

平成6年1月

国際平和協力室

1. 評価されるべき点

(1) 国際社会が直面する最大の人道問題の解決のために、我が国が資金面、物資面での協力、更に自衛隊派遣、地震専門家派遣と多角的な協力を行い、現地の救援活動における中心的な役割を果たしたことは画期的なこと。

(2) 特に、我が国として初めて大規模な人道的救援活動(約400名が約3カ月間活動)を実施し、新しい形の国際貢献の先鞭をつけた。

(3) 我が国との関係が必ずしも緊密とはいえなかった中部アフリカ地域において、難民問題を含むルワンダ問題解決のために我が国が本格的な支援を行ったことを国際社会、特にアフリカ諸国も評価。

(4) 特に自衛隊の派遣に伴い我が国国内における報道が増えたことによりルワンダ問題、ひいては世界平和のための我が国の貢献に対する国民一般の関心が高まるという広報・啓発効果もあった。

(5) 現地の要員は充実した装備と高い技術及び規律に支えられて効果的に業務を実施するとともに、活動にあたってはキャンプの設営や民生協力、撤収にあたっての草の根無償等地元にも配慮し、現地を含め国際社会から高い評価を得た。また、業務としては規定されていないが、軍事組織としてのプレゼンスが現地における治安面での安心感を与えた意味合いは小さくない。

(6) 派遣された要員の現地からの情報に基づき、国連等の場においてルワンダ問題解決のため我が国としても積極的に発言し、現地の需要に即したきめ細かい経済協力(特に草の根無償)を行う等、要員派遣に伴い我が国の貢献の幅も広がった。

2. 改善すべき点とその指針

(1) 派遣の実施体制の整備(運用面)

(イ) 今後この種の人道救援活動を行う際に、民間人(特にJMTDR)の派遣も検討する必要がある。そのため民間人の採用、派遣、後方支援(通信、補給、輸送等)、安全確保等のための体制をどうするか、早急に関係省庁、JMTDR等と競技を行う必要がある。

(ロ) 更に、民間人と自衛隊を組み合わせての派遣は可能か、自衛隊か民間人医師等のどちらを派遣するかの判断等についても検討を要する。また、省内におけるNGOへの対応、NGOとの協力の緊密化(連絡会議の開催等)、我が国国内のNGOの育成も課題。

(ハ) 今回のような緊急事態に我が国としてどのような対応が可能か、資金、物資、要員派遣、外交交渉、NGOの派遣等の協力をどのように組み合わせていくか、外務省及び関係省庁の体制作り(全体の調整、支援の類型化等)を行うべき。

(ニ) 今次派遣は第1次調査団の派遣から第1陣の派遣まで約1ヶ月半(モザンビークの場合は2ヶ月半)であり、各局にまたがる大規模かつ緊急なオペレーションであったこと、

国際平和協力法の制度、根回し、現地の情報の不足等を考慮すれば最短時間の派遣であったと言えるが、初動に時間を要したこともあり、諸外国と比較すると時間がかかった。また、今後さらに迅速かつ効果的な派遣を行うためには、省内の密接な連携と意思統一、大規模な貢献が必要となる事案の早期把握、自衛官も含めた調査団の早期派遣、派遣の準備体制（予防接種等）の充実に努める必要がある。また、今回は迅速な協力を実施すべく国際緊急援助隊の備蓄物資を利用したが、国際平和協力法の物資協力のために独自の物資の備蓄を検討すべき。

（ホ）外務省の連絡調整要員は基礎的通訳から、援助機関、現地政府関係者等との調整等相当の負担を強いられた。今後、かかる調整業務を行い得る自衛官の人材育成、通訳雇用経費の確保等が急務。

（ヘ）カンボディア同様、自衛隊撤収時には、援助機関、現地当局から、自衛隊の活動に代わる援助の実施、装備品等の残置を求められたが、こうした援助の取扱をどうするか、装備品の残置のための法的枠組、補填等の問題を検討する必要がある。

（２）派遣の実施体制の整備（法律面）

（イ）国際平和協力法と国際緊急援助隊法の関係については仕分けがなされているが、今回のような人道救援活動を目的とする派遣は国際緊急援助隊法によるべきとの議論があった。今後、両者の関係について再度整理を行うとともに、その考え方について広報に努める必要がある。

（ロ）今回の派遣において外務省として最も苦心したのが我が国要員の法的地位（特権免除）の確保であった。PKOの場合には国連事務局やPKO特別委員会を中心に制度面での検討、整備が行われているが、人道救援活動においてはそうした実績がほとんどない。今後、国連の人道問題局（DHA）等を中心に人道援助活動の諸原則（停戦合意、受入れ同意等）、援助機関等との間の調整及び相互支援、要員の法的地位、国連と要員派遣国との間の派遣の枠組、要員の訓練マニュアル等について整備することが大規模な人道救援活動を円滑かつ効果的实施する上で不可欠であり、我が国としてこうした問題を積極的に提起していく必要がある。また、要員の法的地位については、何らかの事件が発生した際の国内的反響についても検討しておく必要がある。

（ハ）現地の治安当局が十分な治安を確保していない状況においては、現地では軍隊と見られる自衛隊に対して警備、警護等の治安確保の役割が求められる。これは携行する武器の内容、武器使用、さらに憲法解釈まで関係する困難な問題であるが、現地の実際の需要に柔軟に対応できないか検討を行う必要がある。

（３）業務実施上の課題

（イ）派遣要員の安全の確保のための一層の情報収集・分析は、我が国の人的貢献を今後もしも着実に進めるために重要であり、治安情報について防衛庁、総理府及び関係各国政府との情報交換を緊密にすべき。その際、要員は我が国より一般犯罪やテロが多い外国の治安

事情には不慣れで、一種の恐怖心を抱いており、外務省の治安状況認識との間に齟齬が生じやすい点には留意。また、治安状況の説明においては、一般犯罪と軍事行動（ゲリラ活動等）が混同される場合があり、この2つは区別して説明を行うように留意する要あり。

（ロ）初めての人道救援活動に対する現地の評価は高かったが、今後更に活動を効果的かつ柔軟に行うことを目指すべき。緊急事態において現地の需要は刻々と変化するものであり、現地の需要の正確な把握が重要、更に、装備の充実、UNHCR等との連絡調整の緊密化、任務（民生協力）の柔軟な規定、調査団への各分野の専門家の参加が必要。

（ハ）今回は現地に派遣された外務省員も国際平和協力隊員（連絡調整要員）とし、同隊員は現地において、国際援助機関、NGO等との連絡調整に重要な役割を果たした。国際平和協力隊員とすることで、手当、自衛隊との連絡等において役立つ面もあったが、実際に業務を行うに際し、接宴経費や[]の問題、手当の支払いの遅れ、要員のリクルート等の問題があり、総理府とも改善を協議する必要がある。

（ニ）国連のロジ面での支援がなかった今回のオペレーションは、現地の在外公館の支援を特に必要とした。今後同様の活動の際には、在外公館の支援体制の強化が重要（一定規模の公館を活動の中心とすることも一案）。また、軍事面での知識を有する駐在武官の応援出張は有益。

（ホ）今回の派遣は三省庁合同のオペレーションであり、各省庁が独自に現地の自省庁の要員と連絡をとっていたので、意思の疎通が十分でないところもあった。また、派遣を円滑に進めるため先遣隊が先に現地入りし、本隊と交替に現地から撤退したが両者の間の引継ぎにも不十分なところがあった。

（ヘ）自衛隊の装備品については、当初米軍のC-5による輸送も検討したが、後に米側が運用上の理由によりゴマ空港への着陸を断ってきたところ、マスコミの一部は米が治安問題によりゴマ空港への着陸を拒否したと報じた。その後防衛庁は民間業者を通じアエロフロート社とアントノフ機による輸送を契約したところ、ゴマからの撤収の際に手続上の瑕疵によりアントノフ機がロシアに足留めされるという事案が発生した。大型の長距離輸送機を持たない自衛隊が海外で大規模な活動を行う際、どのように輸送を行うか、外務省としてどのような支援を行うか、防衛庁、委託業者とともに今後整理すべき課題。

（4）広報面

（イ）当初、外務省の独走、外務省と防衛庁の対立、治安問題の誇張といった報道が顕著であったが、マスコミ関係者が現地入りするようになってからはこのような報道は減少した。今後の派遣においては、事前調査団へのプレスの同行やバックグラウンドブリーフ、論説懇の活用等のプレス対策も検討すべき。また、関係省庁間で意思の統一をはかり、無用なプレスの批判を惹起することは避けるべき。

（ロ）現地における邦人、外国プレスへの対応は自衛隊側が行ったが、今後連絡調整要員に広報担当を置く等の対応を検討すべき。特に外国プレスの関心をいかに集めるか検討が必要。

（丁）

スミ 官配

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

電審 審軍不原料

国長 審行専入難地

ア長 審地中東
参北東西

北米長 審一二保

長 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

長 参一二アア
二二

経長 審総漁国
参経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経協長 審政調国開無
審緊評技有理

長 参参協協
情長 参国折防調セ
二二

総番号 R013247

主管

月 20日
平成 7年 1月 21日

寿府代 発
本省 着

総平

外務大臣殿

内藤 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（評価と反省）

第269号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第975号に関し、

当館取りあえず気付きの点を以下の通り申し進める。

1. 今回、国際平和協力法のもとでの初めての試みとして、人道的な国際救援活動に対する要員派遣、物資協力が実現されたことは、新しい形の国際こうけんの第1歩として高く評価される。また、本省におかれて、関係省庁と共に、評価と反省のEXERCISEを行い今後の活動に役立てていかれることは、誠に有意義なことと考える。

国際的には、すでにUNHCRで特別顧問が任命されて「サーヴィス・パッケージ」のレビューや人道援助における軍の役割についてのハンドブック作成等の作業が進められているほか、DACを中心に緊急援助評価が行われていると承知しており、この際、わが国国内でのEXERCISEの結果を、実際に行つた活動と共に英文にして、広報に努めるほか、国際場りでも適用可能な反省点等については各種会合でしようかいし、知的こうけんを行う術とすることが有益と思料するところご配慮願いたい。

2. 具体的なコメントは以下の通り。

（1）そもそも人道的な国際救援活動に参加することが予定されていない自衛隊を派遣することに伴う問題も種々あつた。例えば、非常に高価につく費用の財源とか、あるいは自衛隊のしん重な体質によるものと思われるが、活動分野、内容を確定するための事前の調整において、ニーズが刻々と変わつていくにもかかわらず、あまりフレキシビリティが見られなかつた等については改善の余地があろう。仮にその改善に限界があるのであれば、他のオプション、あるいは組み合わせた場合との比較こう量も重要であると思料する。また国際平和協力法で民間人を派遣する場合には、ロスク一整備もきつ緊の課題である。

秘

電信写

(2) 今次緊急事態の最大の特徴は、「大規模な」難民の流出が「極めて短期間に」起こったということであり、流出先にほとんど受入れ施設もなく、国際人道援助機関にもまったく同地での援助の準備がなかったことが挙げられようが、かかる事態でないと国際平和協力法を適用できないとなることは、本意ではなく、国際平和協力法と国際緊急援助隊法の関係を整理されるに当たってはぜひその点も念頭においていただきたい（いずれのスキームを使うにせよ、援助合戦に乗り遅れないことがかん要）。

(3) UNHCRはこのたびサービス・パッケージ概念を打ち上げ、ドナー国の援助を求めたが、なにぶん初めてのことであり、ペーパー指摘の通り、要員の法的地位等について、本省始め在外公館のごく労があった。PKOなみの制度整備のため、日本が音頭を取る可能性等も検討していただくとよいと思う。また、例えば、要員は提供できても装備がない途上国を人道援助活動にいかに関与していかとといった問題も別途検討していただくに値すると思料する。

(4) 国際平和協力法のもとで、救援物資を調達手続きを経ることなく、緊急に送るためには、備ちくが必要であるところ、この面の手当では、現在のところなされていない。コスト等の観点から効率的な運用を行うためには、JICAが自然さい害対策のため世界各地（ナリタ、シンガポール、メキシコ、ワシントン、ピサ等）に有する備ちく物資の転用を容易にする、あるいはJICAが自然さい害と人さい向け物資（内容的にはほとんど重なる）を一括して管理するシステムも一案である。

(5) 要員派遣に当たって調査団の派遣は不可欠であり、すでにそれ自体日本の「かお」を示すこととなるので基本的には望ましいことであるが、タイミング及び回数等を考える必要がある。そのためには調査団がある程度の権限を有して現場で決定が下せるようにすること、また常日ごろより紛争関連地域の現場を見て情報収集しておくシステムを早急に構ちくする必要があると思料する。

(6) 自衛官の人材育成等はご指摘の通りであり、その方向での進展を期待するが、時間がかかることが予想されるところ、当分の間、連絡調整員の派遣は不可欠と思われる。他方で、当館より出張した連絡調整員の経験では、現地における連絡調整員と部隊の関係、また連絡調整員間の役割分担がはつきりしていなかったところ、その教訓を今後の活動に役立てていただきたい。

国連代、ザイール、ケニアに転電した。（了）

スミ
通記

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総儀対会要厚情研

察人(国)在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一
長 二

領 参政保対旅外
移 長

審 審一
長 二

軍 審軍不原料
審

国 審(行)専(人)難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

審 審一二
長 二

参西口東
長 西新洋
二独

参一二(ア)
長 二

審総漁国
長 参経エ国
一ネ
経途

参海 審準

審政調国開無
長 民
審緊評技有理

参参(国)協(国)

参国折(国)調セ
長 二

総 番 号 R013887

主 管

月 22日

国 連 発

総 平

平成 7年 1月 23日

本 省 発

外 務 大 臣 殿

丸 山 大 使

ルワンダ難民支援（評価と反省）

第406号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 DN9417-02）

秘

DN: 9417- 1

貴電総平合第9.75号に関し、

ルワンダ難民支援の為に自衛隊部隊派遣に関し、冒頭貴電の資料を踏まえた当代表部のとりあえずのコメント次のとおり。

1. 独自の人道支援活動か国連P K Oへの参加か

今回のザイルへの自衛隊部隊派遣は国際平和協力法に基づく我が国独自の初の人道的救援活動であったが、一般論として人道的救援活動のためには、今回の例のように独自の自衛隊派遣で対応するのか（又は国際緊急援助隊法に基づく独自の派遣）、或は当該地域に6章下の国連PKOが派遣されている場合、かつ同PKOのマンデートに人道支援が含まれている場合（今後共かかるケースが増大すると考えられる）には同PKOに参加することで対応するのかという問題が有り得る。後者の場合にも基本的な目的の違いに着目して独自の自衛隊派遣で対応するとの考えはあるが、国際社会と一体となって行動しようとの点、或は要員の法的地位・安全確保の観点等からは、国連PKOへの参加という形で国際貢献していく方が望ましいのではないかと考えられる。

(他方、独自の派遣は、配置先やマンドート、配置期間等につき受け入れ国と協議しつつ比較的我が方の主張を通すことが出来るという利点があるが、この点を重視するあまり、国連PKOへの参加が可能な場合にも拘らず独自の自衛隊派遣を多用することには注意を要するかもしれない。又、独自の自衛隊派遣は国連関係機関の要請に基づいて行われるとは言え、国連PKOへの参加に比べ、国際社会と一体となった国際貢献であるといったアピール性に欠ける面があるとも言えよう。)

2. 派遣のタイミング

本省資料も指摘のとおり今次派遣は我が国としては最短時間の派遣であったと言えるが、諸外国と比較すると時間がかかったことは事実である。特に人道支援の場合には迅速な派遣が極めて重要となってくるので、今後一層迅速な派遣を行うため、(1) 国際的な人道支援が必要となり得る状況につき国内関係省庁、要路に対し早期警戒を与えること、(2) 早期警戒について我が方と国連、関連機関との連絡・協議を密にしておくこと、及び(3) 自衛隊等の要員の派遣準備を常日頃から怠らないようにしておくこと(中長期的には一定の要員を待機させておく)などが必要と考えられる。

(南正我南) 第 8 卷 1 期 1971 年 1 月 1 日 発行 24 ページ

早稲葉の價値が格段に高くなつたので、その研究も盛んになつた。

秘

DN: 9417- 2

3. 法的地位の確保

今後、人道的救援活動の為独自に自衛隊を派遣する場合には、今般採択された「国連及び関連要員の安全に関する条約」が当該自衛隊が関与する国連活動（人道支援活動）^引いては自衛隊自身に適用され一定の保護が与えられるよう確保すべき。その為、^ル同条約第1条（c）（i i）にいう宣言がなされていない場合には、実際の自衛隊派遣の十分前に同宣言がなされるよう安保理又は総会に働きかける必要がある。

4. 援助の流用・危険への対応

一般論として紛争地域で行われる人道支援活動は、間接的、結果的に紛争当事者の一方を利することとなる（援助の流用等）可能性があり、又、当事者や賊の標的となり援助関係者が危険にされされることとなる可能性がある（ソマリア、ルワンダ等）。我が方自衛隊がかかる人道支援活動を支援する場合、同様の問題に巻き込まれる可能性がある。これらの問題については、一義的には要すれば国際社会が支援を行いつつ受け入れ国の責任により援助流用防止や治安強化の措置を取ると共に、問題の政治的解決を促進し、我が方としても自衛のための適切かつ必要な措置を取って置く必要がある。他方、かかる問題に対処するため国連のP K O等が派遣されるような場合には、右P K Oと我が国自衛隊との関係を予め整理しておく必要がある。

寿府代、ケニアに転電した。

（了）

秘
まで

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 ○総合外交政策局長 ○審議官 ○総務課長 ○国連政策課長 国際平和協力室長 ○首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6年 11月 8日 完結 平成 6年 11月 8日 起案者 電話番号 松本 2347
回覧先 ○中近東アフリカ局長 ○審議官 ○中近東第一課長 ○アフリカ第一課長 ○コピー配布 総務課長 欧亜局長 審議官 東欧課 難民支援室長 23		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件名 今後のPKO政策(ルワンダ難民問題、UNDOF、マケドニア)		
(別紙の要点等) 2日、防衛庁松川運用課長が角総平長に述べたところ、要点以下の通り。 1. ルワンダ難民問題 (1) 自衛隊について、人道援助に協力すべきか、また(2) 日本と全く関係のないところに自衛隊が派遣されることの二点につき、疑問があることも承知して答える。 2. UNDOF(ゴラン高原) UNDOFのオペレーションは準備は慎重に行う必要があり、実際に部隊が展開出来るのは明年8月の見込み。 3. マケドニア UNDOFの後にマケドニアというところあれば、PKO派遣の可能性も研究する用意あり。		

(追加)

2日、防衛庁陸幕松川運用課長が角総平長に述べたところ次のとおり。

1. ルワンダ難民問題

(1) 自衛官として一旦命令が出た以上全力を尽くすことは、当然であるが、陸幕の中には、(イ) 自衛隊としてこのような人道援助にどこまで協力すべきか。とくに今後このような例が出てくることが予想されるところ、外務省としてどこまで期待するのか不明。(ロ) ルワンダのように日本と全く関係がない場所になぜ自衛隊が派遣されなければならないのか。どの疑問があることに付き承知していただきたい。(これに対し、当方よりは、確かに難民問題は、世界各地にあり、すべてに付き合っていたのでは、たまらないという問題は、あるが、ルワンダ問題に限って見れば、これは現在の難民問題の象徴的存在であり世界が援助を差し延べている中で日本だけが何もしないというわけには行かない。また、各国も軍隊を派遣していること、及び軍隊しか手に負えない作業があることから自衛隊の派遣には理由がある。他方、今後かかる問題が発生する場合には、例えばJMTDRと自衛隊を組み合わせることも一案であり、早急に防衛庁と協議したい。旨発言。)

(2) 外務省としてかかる信念があるのであれば、それを是非外交青書に明かにすようにしていただければ幸甚である。

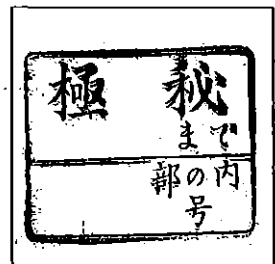
(3) 当初現場の治安が不透明なときは、夜も眠れないときもあった。~~治安~~^{治安}がかならずしも悪化しているわけではないことが分かり落ち着いている。現在心配しているのは、医官がエイズにかかるのではないかと言う事である。手術の際手袋が破れたりするので、その危険性は、高いと見ている。

2. UNDOF (ゴラン高原)

調査団の現地派遣が明年1月の場合は、その後の準備宣言から6カ月の準備期間が必要である。UNDOFのオペレーションは、長丁場と考えていることから準備は慎重に行いたい。したがって、実際に部隊が展開するのは、明年8月になる見込みである。

3. マケドニア

(当方よりマケドニアに対する派遣について言及したのに対して) 陸幕では、UNDOFの後には、ハイチに対する派遣要求が外務省より来るとして研究を行っていたが、マケドニアというのであれば研究してみたい。



報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 11 月 14 日 完結 平成 6 年 11 月 日 起案者 電話番号 角室長 2746
回覧先 総務課長 欧亜局長 審議官 東欧課長 中近東アフリカ局長 近東中東課長 中近東第一課長 アフリカ第一課長 邦人保護課長 難民支援室長 国際緊急援助室長		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件名 PKO等に関する政策（防衛庁のえき）		
(別紙の要点等) 1. ルワンダ難民支援: ルワンダ難民支援のための自衛隊の派遣は自衛隊の強化に資するものであり、大変良かったとされている。 2. マケドニア派遣: 外務省として希望するのであれば事務的に研究したい。 3. グラン高原派遣(UNDOF): UNDOF派遣については防衛庁内部で意見が一致しているが、財政面等技術面において検討が必要あり。		

10日、防衛庁守屋防衛政策課長^{あり}PKOに関し角に述べたところ次のとおり。

1. ルワンダ

(1) ルワンダ派遣に関しては、防衛庁内にもいろいろ意見があるのは、事実であるが、自分（守屋）としては、非常によかったと考えている。このようなオペレーションが自衛隊の組織を強くすることは明かである。仮に事故が起こっても自衛隊として、将来のオペレーション参加の意欲がそがれることはないと考えている。この点につき外務省と防衛庁との意見に相違はない。

(2) 今般のルワンダオペレーションに付いての反省点としては、次の点が挙げられる。

(イ) 現地の治安状況に関し、外務省と防衛庁の間で原則的には、考え方の点で相違はなかったと考えているが、万が一の場合につき総理に覚悟をしてもらいたいとするのが防衛庁の立場であり、安全面につき不必要な懸念を総理に持たせたくないとするのが外務省の立場であったと考える。その点については、今後同様な事態に関しいかなるプレゼンテーションをするかにつき両省でつめる必要があろう。

(ロ) NGOと自衛隊の協力の在り方につき検討する必要がある。とくに今般、「難民を助ける会」の器材の運搬に付きいろいろもめたが、今後は、何らかの基準を作っておくことも重要であろう。また、JMTDRの医者、看護婦との協力についてもつめておく必要があろう。

2. マケドニア派遣。

(当方より、マケドニアPKOに対する自衛隊の派遣について検討方要請したのに対し、) 外務省で希望するのであれば事務的に研究したい。(欧東、国政及び総平の担当より防衛庁に説明の予定。)

3. ゴラン高原(UNDOF)

UNDOF派遣については、防衛庁内部において意見の一致があるが、財政面等技術的点につき詰める必要があるので協力していきたい。